

米澤村釜釜

釜かまこしき 米澤村大字助澤にあり奇岩深潭に富み風光大に賞すべし。

海藏寺 (もと海藏地といへり。外構山根文書にもあり。進氏が寺院を建てかく改名せりと) 旭村父原二部谷川右岸にある高臺なり。遠望「形」にして、上部平坦畑十町餘を拓けり(維新後開拓部参照)臺上の眺望頗る絶佳、東北に日野川を帶し、日野川筋は次第に北方に向つてひらけ、海岸部に近き山々雲煙の間にあり。大神山の秀峯頭上におちんとす。蓋し、大山原つゞきなりしものが日野川のために決潰されたる殘部ならんか。(口碑傳説参照)

第二節 天然記念物

名木は郷土に威嚴と風趣とを添へ、珍奇動植物は地方に異彩を放つものなれば、近時これが、保存を高唱すといへども、既に己に絶滅に歸せしもの少からず。維新以後物質文明の餘毒さては廢社合社等のため、伐採せられたるもの甚だ多く山上村葉侶神の大杉、石見村神戸上花口の廢社跡杉樗等の如

きその例少からず。遺憾の極みなれども今更せん様もなし。

此外尙ほ調査もれのものも多かるべし。巨大なる樹木殆どを絶たんとする今日、目通り丈餘のもの又は、珍奇のものは、つとめて保存に努めざるべからず。又動植物の濫獲破碎に注意すること尤も肝要なり。

名木



山上村双龍松

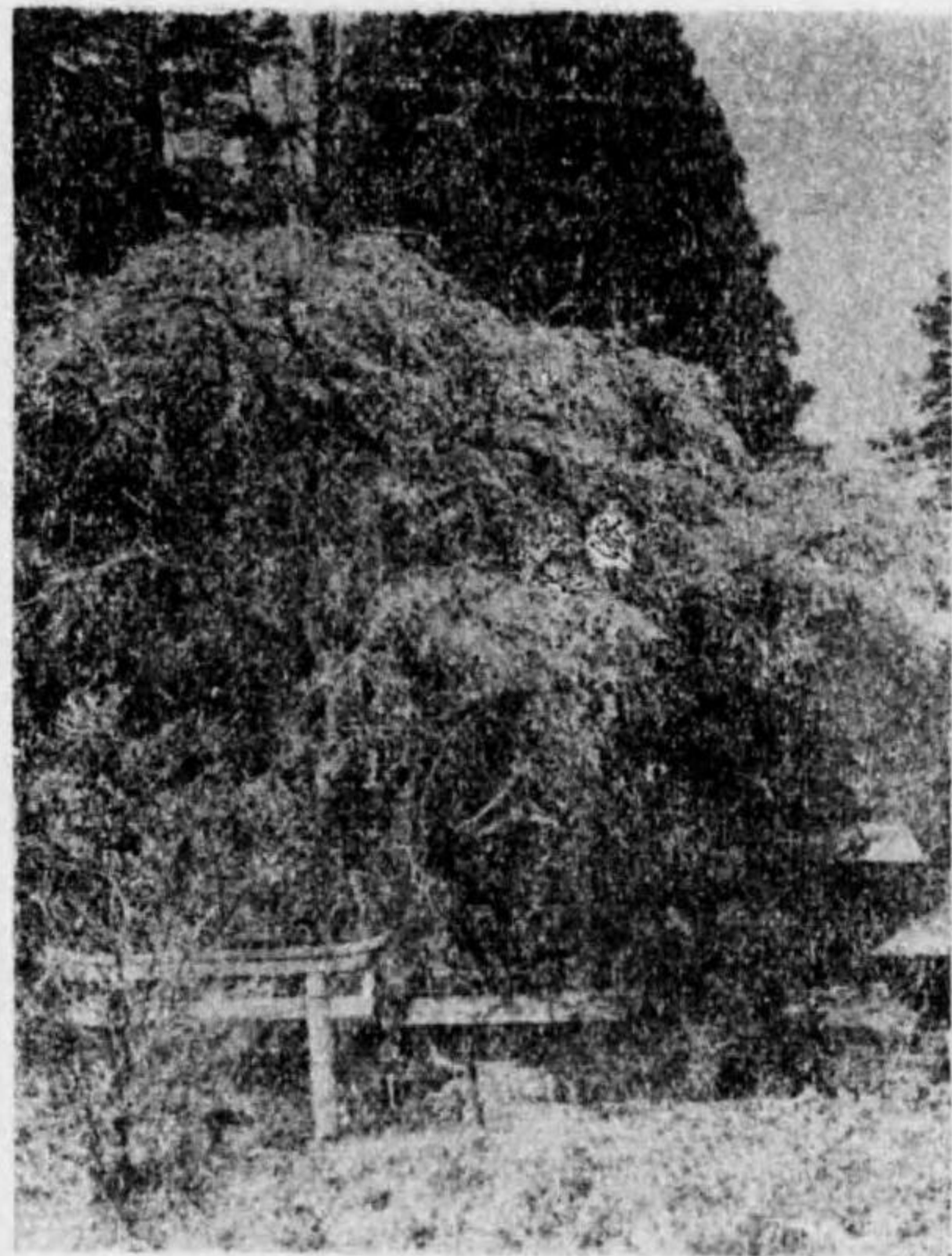
一、船通山の大榎(名所舊蹟船通山部参照) 稀代の大木にして、樹名イチキナなりと。(内務省指定)

一、山上村大字茶屋 双龍松(内務省指定保存木) 矢原神社境内と内藤家邸宅の間にある一大黒松樹なり。この地方亦松帯なるを以て見れば其昔移植せしものならん。社頭に叢生せる巨杉老檜(その數數百郡内他に比すべきものなし)と相映發して當時を語るもの、如し。松は目通一丈

三尺、地上二丈にして左右に分岐し、左右殆ど其大さを同ふし、冲天の勢を以て空を摩す。宛然双龍の天に登るに似たり。故に此名あり。枝々長くのびて逆に垂る、様、風姿頗る雄大なり。

因に今は枯木として孤立せるも大松峠の老赤松周囲丈餘地方に有名なり。神木として遠近賽するもの今も絶えず。樹下小石の累々たるは賽者の供へたるものなり。

一、阿毘縁下阿毘縁村枝垂櫻 下阿毘縁神社境内にあり。樹幹の周八尺地方櫻の大木少きが故に、枝垂櫻なるは珍とすべし。春色駘蕩の頃紅絲綿々輕風に靡く様、人をして陶然たらしむ。



阿下毘縁神社前大櫻

一、多里村の内字なめらと山上村字谷中との境なる楡の大木あり地方稀有のものなり。

一、上菅宇田家邸内の榊は目通五尺地方稀有のものなり。

一、板井原吉岡家邸内老梅あり。一枝最長く頗る雅趣に富めり。

一、大宮村大字寶谷より山上村大字佐木谷村に越ゆる姥松峠(字阿太上)大楨(地方楡をマキといふ)大宮村分舊道の側にあり。大楨さんど稱し、神木として幣を手向く。小楡の木にして、周圍一丈五尺、枝條、頗る能く發達し四方に擴がること十數尺、蓋し此地方小楡の自然林多けれども、古來製鐵用炭料として伐採するを以て、大木と成ること稀なり。かゝる大木と成れるは、由緒ありしならんか。因に峠を下りて、佐木谷村に入れば、元赤木神社境内あり。そこにも楡の大木數多あり、郡内稀に見るものなりしが、近年廢社と

共に伐採せり

一、菅澤村楨ヶ峠に楡の大木あり。周圍一丈二尺。山ノ上地一帯に自然林をなす。

一、日野上村大字宮内崩御山の大楡 古來斧鉞を入れず。これを伐りて神罰をうけしものありといふ。樹林鬱蒼、頗る古色を帶ぶ櫟の巨木多し。東北角なる櫟樹中、最大なるものは周圍五丈餘に及ぶ。因に林間山タニシとて蝸牛に似て蓋を有するものあり。



大石見神社(元月瀬社) 大石見神社(元月瀬社) 大石見神社(元月瀬社)

をそめ、社頭赫灼たり若夫れ結實の候には、玉珠累々村童野婦群をなす。

一、黒坂村字小河内傘松 赤松にして形傘をひろげたるが如く、枝は高所より垂れて地に達せんとす。幹の目通り凡そ九尺。樹下堂あり。湯の薬師を祀る。もと家奥に温泉あり、後その湯のさめたるより今の所に移したりと。靈驗あらたかなりとて恐れて、この松にさわるものなし。一名薬師松



黒坂村小河内傘松

といふ。

一、鎌倉山鐘掛の松 日野郡野史にあり。鎌倉山傳説にかゝれる古松にして近年山火事のために焦死せるは惜むべし、目通り丈餘

一、七色檜 神奈川村大字武庫字下モウリガ塔春季嫩葉を生じてより秋季に至るまで、葉色の變すること七度なるによりて命名せるものか。

一、濁谷字森谷に五葉松目通八尺五寸傘形のものあり。

菅福神社に同九尺のものあり。

一、タラヨウ上菅下宇田家及寶谷青戸家折渡白根家にあり。何れも目通り五尺餘

一、古藤

江尾宿 江美神社境内 櫟の大樹に纏ふ

山上村 矢原神社境内 杉の大木に攀つ高數十尺 幅數十間、壯觀無比

同 日谷神社境内

同

一、神社佛寺の大木

本郡各地に社木の存するもの頗る多し。前記瀧山神社杉並木根雨八幡の椎(一丈三尺)同檜(二丈)溝

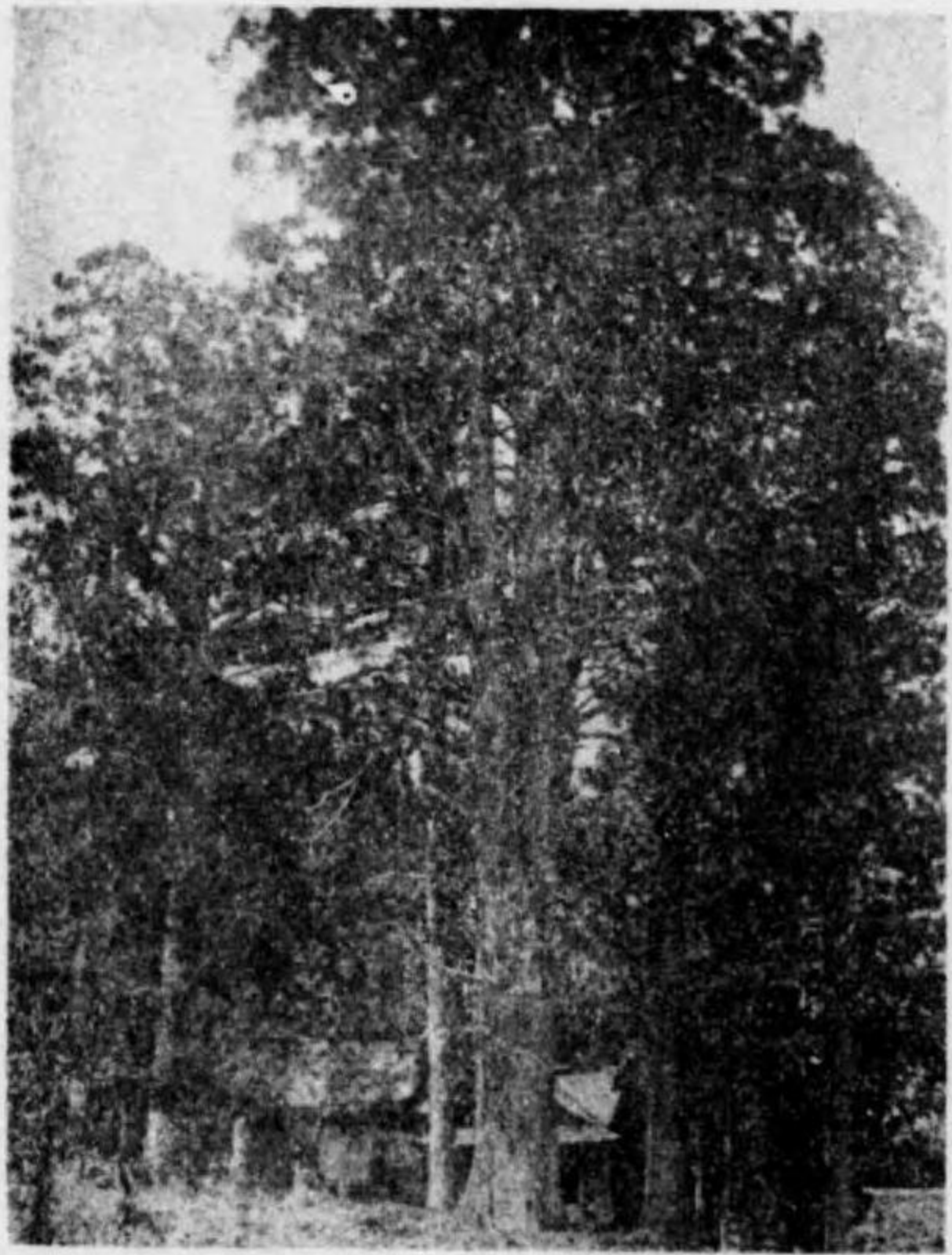
口神社、二部稻荷、黒坂泉龍寺山上長樂寺の大樅山上矢原神社、細屋神社境内の杉檜大木の森江尾神社の大樅大山領社地等元花口神社境内にありし大杉大樅上菅元日野社の縦福長元大歳社の槻類其他枚舉に違あらず。

一、旭村大字庄の光音院枝垂櫻、目通り八尺位、枝四方にひろがり、地を拂ふ、花時の眺言語に絶す。

前記下阿毘縁神社前の枝垂櫻と共に、本郡枝垂櫻の兩大關なり。

一、江尾村傘松及天狗松

傘松は東祥寺内にあり。周圍一丈五尺計



黒坂村大字下菅大杉

天狗松は字城尾野古壘砦の西端にあり。周圍一丈三尺餘

一、二十士の槍立松 黒坂村泉龍寺庭内にあり。目通り一丈餘、因幡二十士謫居の際、これに槍を立て或はこれを稽古臺として、槍術を學びたりといふ。

一、下菅の大杉 黒坂村大字下菅字宮ノ谷百五十番地下菅神社の境内にあり樹幹目通り廻り約二丈五尺。蓋、本郡稀有のものなり。

一、大菅の大杉さん

今より三十年前に伐採せるは惜むべし。切口周圍三十四尺、直径十一尺一寸、海拔約七百米の寒地にして、而も花崗岩質の地において、此偉大を致せるは蓋し珍とすべし。
山上村大字福萬來の内葉侶にもこれに匹敵すべきものありき。思ふに日野川沿岸全郡各地尙ほ多かりしならん。



松本四の原來如村澤米

一、如來原の四本松 米澤村大字宮原にあり。
一株根より四本に分れたる赤松にして頗雅趣あり。

一、妙神の大櫻 米澤村大字下蚊屋字下御机に大櫻樹あり。樹に石塔あり。方柱(高六尺餘)の五輪型蓋あり。上方に長方形の孔あり。別に石をはめたり、その石に元口□年の字あり。老人の話に弘の弓丈見の居たりと。

一、美用原の柿松 大松が柿の木をだき込みたる奇異の木也。

一、連理樹 山上村日谷神社々頭に楓と檜とが合體せるものあり。

一、神奈川堤の櫻並木 佐々木源太郎植栽せりと、近時開花の節遊覽者多し。大宮村耕地整理記念樹亦これに劣らず。



櫻手土川奈神



椿大地墓家貝田矢口花

一、大銀木犀 印賀田淵源市宅にあり。目通り六尺。

一、大石見神社大杉三本 目通各二丈。大槻二本各二丈。

一、大椿 花口の矢田貝家の墓にあり。目通約一丈。

一、神戸上隠地山の大杉 俗に大杉さんと稱す。目通四丈二尺隠岐の八百杉よりも大なり、山陰の第一木なりしが、大正十四年伐採せしは惜むべきことなり。

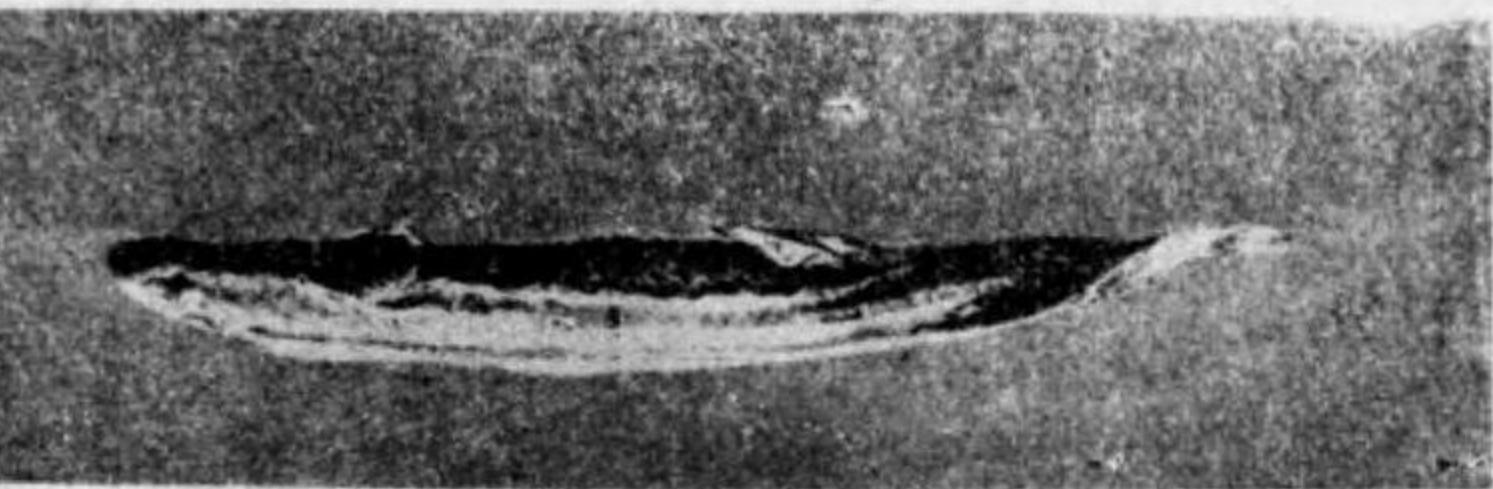
一、福榮神社の杉二本目通り各一丈五尺。

一、福成神社の杉目通り二丈に餘れるものあり。

第四節 珍奇動物

學術上、將趣味上、珍奇動物の保存すべきものを左に掲ぐ。

一、山椒魚（地方名はんざけ）前世界の殘留動物として有名なる兩棲類にして、形いもりの如く長さ普通二三尺に達するものあり。口極めて大、眼頗小、皮膚粗にして、醜惡なり。本郡内所々の溪谷に棲む。山上村尾郷のわぼし岩等の谷々、そこより黒坂村井の原につゞくいぎ谷つい谷印賀に入らざるの子谷、多里村新屋のつちや、杉谷福榮村の神福、石見村花口、神戸上、黒坂村上菅の人向谷、持が龍、壺谷、同村久住、八郷日光米澤等大山山麓の谷々、二部村船越、旭村字古市、江尾村大字江尾等に産す。



旭村産山椒魚

傳説 昔多里村の新屋奥雲が淵に大はんざけあり。長さ間餘土人これを捕へて擔ひかへりしに、峠にさしかゝる頃、そのはんざけ聲を出して「行つてくるけになア」といひしかば、人々恐れをなして材木もろとも投すて逃げかへりしより、そこをばで木峠といへりぞぞ。

これら傳説はたま〜往時偉大なるもの、棲息せしことを語るものならんか。

一、地方名こぎ魚（信州地方に岩魚といへるものなりと）及おも。こぎは多里村山上村等の深山溪谷の

清流に入て棲む。長さ五六寸、偶一尺に達するものあり。楕半透明にして鏡形のうすき紋あり。味淡美なり。米澤村日光村等の清冽寒冷なる溪水にすむ、おもと稱するものあり。ヒラメに似て巾更

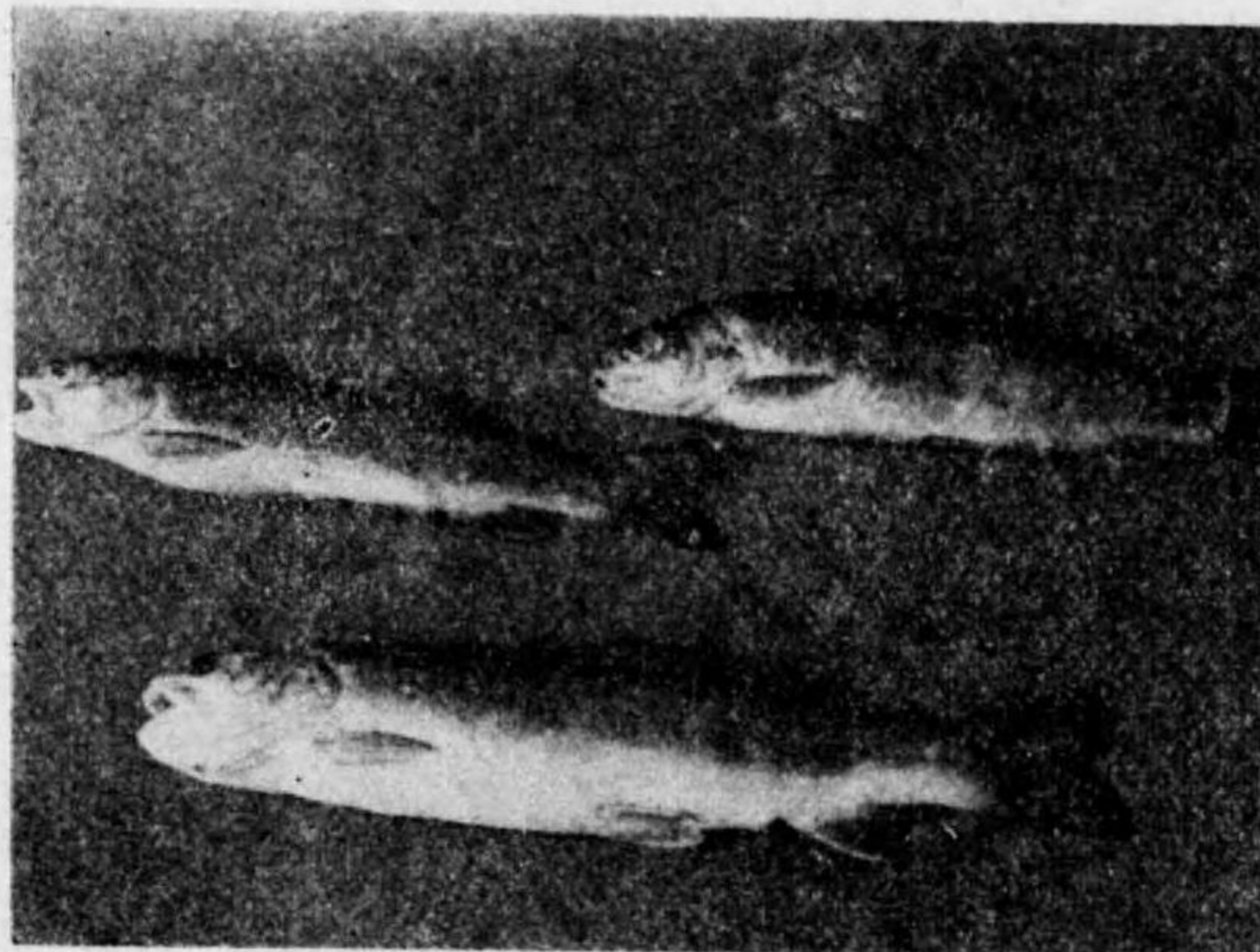
にひろし。三百匁に及ぶものあり。

因に多里福榮の大山溪流口日野一帶溪流にヒラメといふものあり。これはあめますのことなり。尙日野川にはうぐひ、鮎、鱒多し。鮎はその味優良にして、京阪に輸出盛也。

一、まみ獸 狸に似たるを以て地方民は狸の雌なりといふ。性怯にして、岩孔等にかくれ住む。

因に本郡内貂、狐、獺等あれども、その數漸次減少しつゝあり。

一、山だにし は蝸牛の蓋あるものにて、宮内崩御山に棲む。その他多里新屋、黒坂荒神原にて採集したることあり。その他の深林中に居る所あるべし。



山上村細谷奥産

一、ほとゝぎす 本郡内到る處に産し五月雨の頃キョツ〜と名乗りながら山より山へ谷わたりする様頗る趣味あり。

一、河鹿 本郡は清流に富むを以て日野川板井原川を始め、各支流に至るまで到る處に金鈴の如き聲

をきく。

第五節 珍卉奇石

學術上趣味上保存すべきものをかゝぐ。

- 一、深山櫻草 山上村菅谷の溪邊に群生す。幽艶愛すべし。その他にもあるべし。
- 一、しのめ草 上月義美多里村道後山にて發見す。
- 一、淡水産もぞく 山上村下多田及、阿毘縁綠屋の小谷なる石に着生す。風味掬すべし。多里にもありしよし古老の語るを聞けり。
- 一、こもち羊齒 日光村より江尾村に下る邊懸崖にあり。葉上に子をもてる様珍とすべし。
- 一、高山植物 こうりんくわ(草)な、かまご、ほつ、じ(木)等の高山植物、大山原、阿毘縁等の高地にあり。大山船通山にはまひづる草、こけも、みやまねこのめ等を生ず。
- 因に大山には大せんくわかた、くがいそう、しこくふうろ、ちやぼせきしよう、しらたまのき、あかももの等あること前記の如し。(池田喜市郎著伯耆大山に委し)
- 一、岩茸及石斛 日野上村大字生山の岩山及神奈川村 高谷に産す。
- 一、きし躑躅 石霞溪を主として日野川岸にては日野上村上は板井谷下は日野村藪津近傍迄印賀川は屏風岩附近迄石見川は鐵橋附近迄もち躑躅を交へ一帯に分布し、水際に群生し色は主に薄紅色のものにして、偶白色のものあり。これは全國唯一の原産地なることは花柳園藝大家農學士宮澤文吾氏

大正十三年五月二十日實地踏査の結果明となりたり。(石霞溪參照)

- 一、みつば躑躅大群落 石霞溪南北一帯上は霞より下は黒坂に至る迄の間都合谷にかけての大群落は眞に目ざましきものなり。就中都合谷には白色のものあり、珍とすべし。
- 一、よくそみねばり梓弓の原料なり。菅福神社、二部神社境内等にあり。
- 因に本郡内矢竹多し。
- 一、かつら 上菅都合谷等山林中稀に見る。從來郡民袖をなすに天狗の羽休木と稱して敢て伐らず。簇生して蟲々天を衝き、長き葉柄によりて心臟形の葉身のゆるゝさま掬すべし。
- 一、がんび 製紙原料にして、黒坂村矢倉峠及日野上村石霞溪附近に野生す。
- 因にしなの木(山柿といひ纖維材料とす)、のぶ皮、かんば皮、きはだ皮、なべまき皮等有用植物頗る多し。
- 一、香茸 本郡到る處の花崗岩地帯に群生す、其收穫高頗大なり。
- 一、紫水晶、草入水晶 前者は二部村藤屋に、後者は、山上村大宮村に産す。水晶は菅福山中其他本郡内所々に産するが如し。
- 一、化石其他礫岩 化石(貝、木の葉)を含める砂岩、赤鐵硅岩、頁岩(松皮石といふ)橄欖岩は多里村に産し、蛇紋岩、陽氣石は多里村より山上村にかけて産す。
- 因に木の葉石は米澤村大字杉谷(大體安山岩地帯)にも産す。
- 一、有孔玄武岩、角閃安山岩 前者は山上村の内熊塔にあり。海岸のものに異らず。蓋異とすべし。

後者は同村内難波ナシバにあり。角閃石五六分以上のものあり。珍品なり。

一、六角形玄武岩 日野村大字本郷字漆原シツハラにあり。但馬玄武洞の品に類す柱状をなす。地方にて重箱瀧シツハラといふ。(露出面に水出づるによる。)

一、ペグマタイト及ホルムヘルスト剝岩、前者は阿毘縁、山上に、後者は山上村大字笠木の地替谷方面に産す。

一、火山彈 黒坂村の内井の原の山中より山上村の内熊塔、菅谷、細屋奥一帯にかけて露出、細谷奥最も顯著なり。

一、石綿 宮内村及山上村にかけて、結晶片岩中にあり

一、緑泥片岩、石墨片岩 山上村の内谷中より多里に通ずる方面にあり。

一、松の化石 米澤村杉谷地内俗に所謂ナメラといふ懸崖に洞窟あり。其中に埋没せらる。色は白黄色なり。

一、岩鹽 同村大字杉谷の岩間より産出す。

一、舟岩 黒坂村大字上菅にあり花崗岩の二大船形岩屏立し岩船ともいへり、長約十間高一丈あり。頗る奇觀たり。

後者は同村内難波にあり、角閃石五六分以上のものあり。珍品なり。

一、六角形玄武岩 日野村大字本郷字漆原にあり。但馬玄武洞の品に類す柱状をなす。地方にて重箱
籠といふ。(露出面に水出せるによる。)

一、ペグマタイト及ホルムヘルスト剝岩、前者は阿毘縁、山上に、後者は山上村大字笠木の地替谷方
面に産す。

一、火山彈 黒坂村の内井の原の山中より山上村の内能塔、菅谷、細屋奥一帯にかけて露出、細谷奥
最も顯著なり。

一、石綿 宮内村及山上村にかけて、結晶片岩中にあり。

一、緑泥片岩、石炭片岩 山上村の内谷中より多里に通ずる方面にあり。

一、松の化石 末澤村杉谷地内俗に所謂ナメコといふ懸崖に洞窟あり。其中に埋没せらる。色は白黄
色なり。

一、岩鹽 同村大字杉谷の岩間より産出す。

一、舟岩 黒坂村大字上管にあり花崗岩の、大船形岩屏立し岩船ともいへり、長約十間高一丈あり。
頗る奇觀なり。

第十三章 舊家、名家

第十三章 舊家名家

第一節 總叙

我國の民風血統を重する念頗る深きは、我國民道徳上、頗る重要なことなり。我日野郡地方亦此例にもれず、血統の永續と純潔をほこる風強く、延いて結婚上の迷信を生ずる迄となれり。(風俗部参照) 従て系圖の偽作少からず。又本分の争も少からず。今これが眞偽の判別をなすは、容易のことにあらず。こゝには提出されたる系圖について、現代より十數代の範圍に於て、我郡に土着せる比よりの略系を示すに止めたり。(大體に於て地方が自然に承認來れる舊家及町村長若しくは、校長に於て、調査上認めたるものをとる) 本章調査上、特に重視せるは伯耆誌の研究也。

舊家と地方とは、文化上、殖産上、深き關係を有し、地方の現在あるは、その文献にあらはれたること、あらはれざるによらず、皆それら舊家の努力にまつものなれば、もとより、一家をもらさじとおもへども、今やその末裔の湮滅したるも多かるべく、調査漏等より、不公平になることもあらんかと心安からねど、それ、はた、詮なし。

編者が知り得たる文は、家名文にても、載すること、せり。又十代以上にならずとも、己に數代つゞきて、特に郡發達の上に貢献顯著なる家柄は、舊家に準じて取扱へるもあり。其他多少形式の一定せざるは主として其報告の形式に基くものにして、改作により眞を失はんことを恐れたるによる。又そ

の家長の世代を採録するを本體とし、旁系中、著しきものを加へ、名乗諱名は神職の外多くとらず。讀者編者の意のあるところを諒せよ。神職位階、地方的重職、功勞等は便宜附記せり。尙ほ、遺漏頗る多きを恐るゝが故に、伯耆誌著者の考證を抄録記載して、後人研究の參考とすること、せり。官許姓とせるは則伯耆誌によるものにて、神主はもとより姓を有せる家格、其他は維新の際に於ける稱姓なりと知るべし。現村別に排列したれども、通稱小字を冠したる家多きは判別し易きが爲也。

第二節 各家世代

阿毘縁、木下家

大松田屋 本紀姓後橋氏部屬なりといふ。中世尼子氏に従ひ重く用らる。代々木下彦兵衛と稱す。富田落城後は、備後に入り、鐵山業に従事せり。元和の終り比木下彦兵衛家友は、土地の有司と争を生じ、是れを切て、慶長五年伯耆國阿毘縁に至る。當時、上阿毘縁は住民なかりしに依り、此土地を開拓せんと欲し、多數の人を移住せしめ、開墾、砂鐵採取、鐵山を專業とし、代々斯業に従事せり。爾來、家富榮わたるも拾數代の後に至り、悲運交々至り、遂に破産せり。小松田屋 木下彦兵衛家友數代の後、明暦年間、木下五兵衛幸久は分家して鐵山と酒造業を專業とし、代々斯業に従事せり。富の程度一時は本家に優り、大發展をなせしも、明治の初に至り、本家同様破産せり。

中松田屋（今は中木と通稱す） 木下五兵衛幸久數代の後、寛政年間、木下武兵衛保眞分家す。代々鐵山業に従事す。當主木下盛三郎は六代目にして現今本郡一流の豪家なり。

上阿毘縁、法橋家 紀姓といふ。細木、小木、木下を稱し、後法橋と改む。（貞家の父貞久分家の際）

- 初代 法橋與三兵衛 寛永二死去
- 二代 仁右門衛 三代 仁右衛門 四代 仁右衛門
- 五代 與三兵衛 六代 仁右衛門 七代 嘉右衛門
- 八代 金右衛門 九代 仁右衛門 十代 周三郎

下阿毘縁、内藤家

- 初代 高橋善次大夫 年月日不詳下阿毘縁王子大權現の職に就く
- 二代 佐京太夫 三代 采女正吉次
- 四代 加賀守重次 （茶屋内藤より入）
- 五代 内藤信濃守政清 （此時姓を内藤と改む）

正徳六年丙申六月朔日王子大權現の神主に就く吉田家の裁許狀を存在せり以下同之

- 六代 上總介政春 七代 織部正直 八代 八倉政道
- 九代 富衛政重 十代 和泉政封 十一代 薩摩政明（後鈴男と改）
- 明治五年壬申下阿毘縁神社、上阿毘縁神社、熊野神社、山口神社、稻荷神社以上五社祠掌拜命
- 十二代 安衛 十三代 皓

阿毘縁村の舊家名家

磧^{カハラ} 傳へ云往昔足利尊氏の族に日野中將といふものあり其の臣に小林某なるもの日野中將に従ひ日

野郡阿毘縁の郷に來りこゝに居を構へ今の下阿毘縁を開拓し中途より姓を林と改め居を今の積に移し十數代を経て現今の林平藏に及びしものなりといふも詳細は知るによしなし
砂子田 阿毘縁村字大菅當主三上惣重、本村に於ける舊家なりと。

伯耆誌所載の舊家「累系譜今考ふるところなし。姑く後案を待つべし」といへり。

山上、潤谷、古都家 當姓は藤原氏にして其先大和國高市郡古市に住せしを以て姓とせりといふ。

建長の比、文治郎信賢といふもの、鋼を求めて印賀地方に入り、阿太上に鑪を作る。五代吉兵衛は先代産鋼の爲め家大に豊富に趣き寶谷川ノ下モ邊に住宅を構へ尙鑪業を營むの間田畑開墾の大志を起し道路を通じ水利を便し開拓を企て眞右衛門佐吉周兵衛の代々開墾を繼續す。九代寛左衛門に至て益富み横見字大前に大なる住宅を新築し之に移住し屋號を都屋とす元住地を今に古市といふ。

十代神兵衛信久は繁榮の家に生まれ歡樂を盡し代官の重役に任せらる。

十三代九郎右衛門信定に至り先代多年の奢侈と分家とにより大に資産を減せしも世の尊信は失はず。

十四代善左衛門信家は性質温和にして衰運に向へる家政を承けながら地方人を救恤し尙寛永の地詰調には大に斡旋せり。

十五代忠右衛門は父と異り強剛の氣質あり大庄屋勤務中徴税等に付嚴正に過ぐるの世評ありきと云ふ。

二十四代幸四郎貞正は地續改正役執務に付拔群の功を奏し屢官廳より賞與を受く。されども前數代の借財を返辨して資産を失ひ家運盡きて死跡を繼續する者なし。止む得ず親族協議により山上村潤谷なる分家三代久左衛門之を相續し現戸主政治郎に至る。

初代	文次郎	二代	政右衛門	三代	武右衛門
四代	幸兵衛	五代	吉兵衛	六代	直右衛門
七代	佐吉	八代	周兵衛	九代	寛左衛門
十代	神兵衛	十一代	大助	十二代	伊右衛門
十三代	九郎右衛門	十四代	善左衛門	十五代	忠右衛門
十六代	惣右衛門	十七代	清右衛門 <small>前代弟</small>	十八代	三郎兵衛
十九代	豊右衛門	二十代	文四郎	廿一代	與左衛門 <small>前代弟</small>
廿二代	清吉	廿三代	藤左衛門	廿四代	幸四郎
廿五代	久左衛門 <small>前代弟</small>	廿六代	岩吉	廿七代	榮藏
廿八代	勝藏 <small>前代弟</small>	廿九代	政治郎 <small>前代弟</small>		

茶屋、内藤家 系圖に藤原氏なりとあれども、系圖はもとより後世に書きたるものなれば、信偽明かならず。秀郷六世の孫内藤檢校行俊始めて内藤姓となるといふ。後幸俊尼子氏の臣となり、その子朝俊當村に來住す。同村笠木内藤家阿毘縁内藤家同祖なり。

初代 主殿介朝俊 釜太夫と號し明應五年尼子經久、龜井能登守秀綱の命により伯州に移り神職となる釜ヶ谷の田地を開きたりとて今なほその部落に祀る

- 弟 左馬介朝行 永正八年舟岡山合戦高名
- 弟 下野守隆世 長州勝山城主弘治元年自殺
- 弟 左衛門隆春 大内義隆味掣となる

弟 三左衛門隆季

信長公に隨ひ天正二年遠州高天神城合戦之刻武勇を顯はす

隆世の子四郎左衛門隆義

天正三年長篠合戦之内刻軍功を顯はす

弟 藤助宗義

信長公四老之内所々に軍功あり。

二代 帶刀俊常

三 代 藤治兵衛常次

母方千原氏を名乗る。伯耆誌に、元弘中船上山

勤王の軍兵千原氏あり。後名和氏と共に鎮西に下向す云々とあり。

四 代 修理大夫吉主

五 代 治郎吉茂

六 代 伊豆守茂定

内膳姓に改む。弟万吉政茂分家室木内藤となる。(傳記参照)

七 代 相模守茂定

八 代 越中椽茂正

九 代 大和椽茂次

弟豊六重次分家阿比孫内藤家となる。

十 代 大和椽茂忠

十一代 伊豫守茂政

十二代 播磨守茂宜

娘某關備前守殿家中竹本和忠太妻となる

十三代 淡路正茂辰

弟富治郎茂義は松平兵部殿家臣となる。所謂石ヶ濱なり。

十四代 播磨正茂敬

幣頭たり。

十五代 淡路正茂濟

後義彦と改む。晩年郡神職會より表彰せらる。

十六代 兵庫茂親

後義彦と改む。

十七代 岩雄

雄

笠木、内藤家

初代政茂、數代にして石見政行、清彦、正雄に及ぶ。清彦の弟に武彦あり。

富田屋、坪倉家

先は清和源氏の流にして、出雲富田城尼子家の臣なりといふ。今の山上村大字佐

木谷に入りて、初めて住ひし屋敷跡を尼子屋敷といひ、家號を富田屋といふもこれによる。因に同家藏古文書によれば伯州日野郡宮内之郷に坪倉藤原尉金平といへるものありて、曾て古都城主

のために攻め落されたるを遺憾とし、忤二人古都城に攻め込みたる旨を記せり。尙父方として、佐木谷村に坪倉與左衛門と申仁有之云々を記し、狩場へ分家せること、生山段塚家と縁組せることなどを詳細にせり。蓋この地方に多き坪倉家大部分の祖ならん。

初 代 元右衛門

佐木谷尼子屋敷に住み鐵業を營む。

二 代 政太郎

この次二代不詳

五 代 與右衛門

六 代 作兵衛

七 代 與左衛門

八 代 七兵衛

九 代 喜兵衛

十 代 善五郎

印賀郡屋古都家より入婿す。鐵山業をなし又佐木谷小濁潤谷大戸の庄屋を勤む。

十一代 彌左衛門

醫學を修め、又庄屋を勤む。

十二代 喜太郎

武道に志し、妻を娶らず、家産漸傾く。

十三代 三兵衛

前代の弟にして子たり。

十四代 久左衛門

十五代 吉左衛門

三上多吉の三男入婿

十六代 喜壽郎

十七代 政市

狩場、坪倉家

伯耆誌所載舊家、前記富田屋の分家、鐵山師として、一時繁昌せり。系圖に源義

綱に出づとあれども。伯耆誌著者は、大系圖によりて考證し、その杜撰なるを攻め「此系圖尤も無稽者の偽作に出づること悪むべし。系譜の外に慶長中豊太閣の感狀あれども是亦信すべからず」といへり。

狩屋原、池岡家

伯耆誌所載舊家、同書に「御當家(池田候のこと)御系統より出で、池田氏を稱すと

いへども、其鼻祖七郎依正、御系譜に所見なし。依正の後五代某、應永年中、足利氏より備中兒島庄を賜ひし感狀今存すれども、是亦信じ難し。只應長年間の祖伊田出雲能義郡より當郡阿太上村（編者いふ、今大宮村に屬す、元山上村所屬）へ來り、又狩屋原を開作す是安永年間なり。云々といへり。（編者曰、列傳部池岡長八參照）同書最後に「按ずるに當郡池田村あり。護國公の後、池田四郎兵衛元嗣の孫爰に任ずるによりて、池田と號す。當家彼村に所由あるによりて、ひそかに御系統と稱して、池田氏を以て云々の家系を偽作せるものならんか」といへり。

山上村舊家名家

仙木家 先祖は細屋城主龜井能登守の家人といへど明ならず。

初代 岸太郎左衛門

は文祿三年死亡慶長元和寛永にかけ矢原社本殿をたつ

四代 利兵衛

庄屋をつとめ、殊に矢原神社、大石段及鳥居を築造し常桂寺の大石段及釣鐘を作る等

功勞多し。常桂寺の山號をそのこゝに東光院なる院號を有す。宏大なる屋敷跡あり。

竹が鼻三上家 もと砂子田三上といふ。元祿の頃全盛にて製鐵業をなし大阪と取引をなせりと。

細谷神社一建立にて大石段（權六）鳥居（元祿十四郎九月三上與兵衛）等の銘あり。慶長より明治まで大本願主。一人持。大山寺石段亦同家の寄進あり。金屋谷山數十町歩細谷村へ寄附の事沿革部にあり。

大内谷西村家 西村九兵衛大庄屋、明曆二年大本願今尙連續して繁昌せり。

閨谷松岡家 今絶家

表 一は大戸三上氏 一は佐木谷大塚氏

狩場長谷川家 元祿の頃五郎左衛門理助代々庄屋

見田青戸家 寶曆享保比全盛傳七の名にて長樂寺石壇高石垣寄進、五反田青戸家は分家

背戸田近藤家

畫佐家高橋

妹尾本家 鐵山師今分家妹尾繁昌（榮藏正治山上村長）

日谷の犬島家 長樂寺檀頭、長樂寺昇格の功勞者

葉侶の舟越家同所島津家

下多田の太下モ下山縣家

尾郷竹の内坪倉

影青砥家 今絶家

塗屋山浦家

悪田高橋家 和太郎といふ奇人あり算術の名人なりしと

二部森脇家 森脇市正の後といふ。先祖物語の著者清三郎を出せる家（社會教育部參照）

印賀、宇田家 （舊社家今此處に在らず）

初代 山城掾正屋

二代 外記正忠

三代 丹下正次（幣頭）

四代 和泉正憲

五代 舍人正寛

六代 幣頭丹下正員

七代 紀伊守從五位下藤原正應

八代 薰

因に勝部玄良同諍男(傳記部參照)を生みたる家也

青砥家

元祖 孫四郎

藝州高宮郡に居住

二代 十郎兵衛

三代 十之丞

四代 孫八郎

五代 孫右衛門

六代 孫左衛門

七代 十太郎

八代 十右衛門

九代 孫藏

十代 孫太郎

伯州日野郡狩場の庄に移る王代山に築城一族楯籠る。天正十五年三月毛利氏の爲めに

攻められ没落討死す。

十一代 又太郎

十二代 孫右衛門

十三代 孫左衛門

十四代 久左衛門

十五代 久兵衛

十六代 六左衛門

十七代 幸右衛門

十八代 六左衛門

十九代 幸壽郎

二十代 彌三

二十一代 治一

分家

初代 孫左衛門

(幸右衛門より分家)

二代 仁助

三代 孫左衛門

札小座勤務

四代 唯右衛門

五代 蘇壽郎

苗字帶刀御免

六代 孫左衛門

農會組頭大庄屋

七代 實太郎

分家

初代 長右衛門

(唯右衛門より分家)後長壽郎と改む。

二代 吉壽郎

郡會議長、縣會副議長

段塚家

本家

始祖 文五郎

(生山段塚家三世保之六郎左衛門分家)

初代 幾右衛門

享保年間印賀に分家

二代 仁右衛門

三代 佐助

四代 友助

五代 實右衛門

六代 直祿

七代 廣治

(生山段塚文書藏者也)

分家

初代 廣右衛門

(佐助より分家) 庄屋

二代 長作

三代 徳三郎 村長

四代 敬之

分家

初代 直右衛門

(佐助より分家) 苗字帶刀御免鐵山取締役郡中取締役仰付らる

二代 吉十郎

御馬係拜命

三代 重太郎

入夫、大宮村長

分家

第十三章 舊家、名家

初代 喜重 (廣右衛門より分家) 郵便局長
 二代 平太郎 三代 或郎 入夫、郵便局長
 分家

義一郎 影山姓を繼ぐ。大宮村長

寶谷、井上家 伯耆誌所載備後國三吉藩士治郎右衛門故あつて流浪し當村に来て、當時一村荒廢して居民なし。只一老父ありて治郎左衛門を止めて、當村再開作せんことをすむ。治郎右衛門夫婦終りに開作してこゝに住す。三男皆分家して一村を開姓すといへり云々と同書に見ゆ。
 其他の舊家

折渡、白根家 同船越家

多里、木山家 播磨國木山の城主木山雅樂助貞則より出づと云ふ貞則七世の孫木山治郎監物勝忠多里村内新屋稻倉神社宮司に補せられたるより始まる。

初代	木山治郎監物勝忠	西國鏡川上波浦山麓稻倉社の宮司に補せらる。
二代	式部太夫忠朝	三代 治良四郎高正 吉川元春に任へ所々に戦功ありし由傳ふ。
四代	四郎兵衛正次	五代 宮内供次 六代 越後掾助國
七代	主殿次則	八代 刑部重次 九代 越前爲次
十代	内匠友次	十一代 要人爲榮
十二代	從五位下薩摩守爲章	
十三代	從五位下大伊爲泰	
十四代	茂美	

伯耆誌所載の舊家なり。同書赤松氏系圖によりて考證、始祖貞則の見わざるを以て、氏則播磨國清水にて父子五人討死の際、季子乙若丸及孫松壽丸薩摩に落ち行きたることあれば、その一人ならんかといひ、更に種々の疑問をあげて後證を待てり。今考ふるによしなし。

又同書所載所藏品、元春感狀、甲冑、有栖川幸仁親王讚の妙法院宮堯恕法親王畫軸、伊勢内侍、少納言局贈與の盃類、豊山尙賢朝臣色紙、廣橋大納言伊光卿色紙(以上二點木山刑部重次八十八之賀詞)、公忠朝臣短冊萬里小路政房卿、大炊御門家孝公、廣幡秀郷卿、徳大寺實祖公色紙。

因に印賀木山氏は十三代爲泰弟久男印賀に入り宇田氏の神職を繼承せるものにして現昌精は第二代目也。

増原家 伯耆誌所載、源義綱に出づと、宗氏、奥宮氏、中國探題として備後西城を守り、後には東城に住せしむるによりて世に久代殿といへり、中代奥の字を削りて宮といふ。始祖豊後守某より十一代某始めて當村龜尾山を居城とす。増原氏は其支葉なり。天正十八年龜尾落城の際、増原右衛門尉清定、主家盛忠の子盛繼を俱して西城に走りしが、盛繼病死しければ、清定志遂げずして當村にかへる。清定の長子新三郎清元、吉川廣家に仕へ、今に岩國に連綿たり。二子新右衛門清延剛勇無双なり。清延より良積に至る醫を以て業とす。(以上伯耆誌による)

宮内、入澤家 尼子氏の家臣某の後と傳ふ。寛文年間矢戸原田又兵衛(三代)の弟長兵衛、宮内西村に分家、字畑中に居住し家號を畑中と稱す。九代格治今の處に移轉す。

切代 長兵衛 二代 傳次郎 勤儉力行家運繁榮

- 三代 三右衛門庄屋
- 四代 兵左衛門
- 五代 與三郎
- 六代 次兵衛
- 中興の人、矢戸より多里に至る庄屋勤務、造酒業、二男啓助、矢戸に分家、現茂三治の祖、啓助二男治平更に分家、現武治の祖、次兵衛三男次郎左衛門河上に分家直治の祖、長女に養子を迎へ宮内に分家宗壽の祖、安永年間東樂々福祉、大擴張に努力寄進。
- 七代 眞兵衛
- 庄屋東社隨神門一建立、長女矢戸へ分家要次郎の祖
- 八代 千賀藏
- 庄屋、帶刀御免嘉永四年奥構大庄屋拜命
- 九代 格治
- 縣會副議長
- 十代 廉

入澤家

(舊社家、作州及西伯郡大幡村に分移)

伯耆誌所載の舊家、同書に「宇摩志摩治命の孫出石心命

の子大矢口宿彌の後といへり。大矢口宿彌稚武彦命に陪し、當國に俺り、其子孫當社に仕ふるものならんか。今傳ふる所大矢口宿彌の後那澤仁奥といへるを以て始祖とす。然れども大矢口宿彌より仁奥に至る世系詳ならず、今考證を加へがたし。然れば大矢口宿彌の後といふことまた全く信じ難し。(中略)當社奉仕の職往古は七家ありて、足立、赤木、眞、和田、野村、木山、倉光等ありしが、中代社領を失ひて土民となるといへり。是等太古神征陪從の子孫なりといへども、其系傳更に考ふる處なし。(中略)仁奥より・・・利久に至る迄七世の家譜又詳ならず。利久一女子あり。出雲仁多郡龜山城主三澤七郎爲清の二子又三郎爲房を養ひて婿とす。是永祿年間なり。爲房後に若狹守豊次と改め、又家號を名澤とす。豊次より拾代豊前守隆定是當主なり」といへり。文久二年書上より左に世代を記す。

- 初代 若狹守豊次
 - 二代 豊後守爲次
 - 三代 豊後守貞次
 - 四代 友之進家次
 - 五代 豊前守淨次
 - 六代 豊前守淨滿
 - 七代 豊前守淨圓
 - 八代 茂理淨武
 - 九代 豊前守淨延
 - 十代 豊前守淨有
 - 十一代 民部
 - 十二代 勝丸
- 因に淨武の子に靜江あり一家を創め神職となる子に眞男あり

三吉家

(社家)

- 初代 久之進充興
- 二代 九郎兵衛忠之
- 三代 權太夫忠重
- 四代 司忠矩
- 五代 進之亟忠吉
- 六代 三之亟忠勝
- 七代 左門忠秀
- 八代 越後忠近
- 九代 遠江守忠武
- 十代 正美
- 十一代 秀雄

田邊家

伯耆誌所載の舊家、同書に「神征陪從の臣なりといへり。然れども系譜詳なる所なし。當家に大明神所持の弓矢、矢籠、爐土器などいへるものを藏せり果して振古の物なるや鑑定を待つべし」といひて圖をあげたり。同家明治十年代田邊繼一教員たることありしが今絶家せるか。

村尾、山崎家

舊社家、今絶家

法道寺、伊田氏官許姓

伯耆誌所載の舊家、同書に「當主を格左衛門といふ。神戸村同姓と一家と見たれども、本末詳ならず、さて互に家譜あれども甚だ信じ難し。云々」以下詳細に諸書によりて考ふところをあげて妄を難じ、最後に「神戸村の下にいへる如く田邊氏の臣にてはあるべし」といへり。

又同村同姓家所藏の毛利元就感狀二通輝元の感狀元和三年の由來書其外の文書文毛利氏紋付の袴の腰板等につき考證否定せり。

- 初代 市右衛門 二代 亦兵衛 三代 亦兵衛
- 四代 喜左兵衛門 五代 亦兵衛 六代 市右衛門
- 七代 市右衛門 八代 市右衛門 九代 嘉重藏
- 十代 久一郎 十一代 政市

霞、久代家官許姓 伯耆誌所載の舊家。同書に「今中庄屋を勤む。當主を五郎兵衛といひて、久代記と題する二卷を藏す。久代は劍にて備後の地名なり。宮氏（常家のこと陰徳太平記に屢見は）累代此地に居城す。世これを久代殿と呼べり。豊太閤の時故あつて出雲鹽治に轉住す。其後の事詳ならず。當家此一族の子孫なりや否や、上件の次第縷々記すといへども家系を擧げず、一編杜撰にして辨じ難し。民諺記生山八幡宮の下に生山城に元志路和泉守景行といふ人居りし由記すれども始末詳ならず」といへり。

編者曰、久代年來記は重要文書也。久代記は奥書に明治二年とあり所謂久代記の寫にや。文稍拙なれども古雅なるところあり。稗史的のものなり。

宮彈正太衛門尉利吉に出づといふ。利吉七代の孫高盛備後國奴可郡久代村居住時人久代殿といふ。高盛七代の孫五郎左衛門に至り久代姓となる。

- 初代 五郎左衛門 二代 五郎左衛門 三代 五郎左衛門
- 四代 五郎右衛門 五代 甚右衛門 六代 五郎兵衛

生山、段塚家 大江氏毛利元就より出づといふ。

初代政保庄兵衛尉備後國三上郡上谷村より日野郡生山に移住、もと屋號を團塚と呼ぶ。

- 七代 彌平治 八代 元萬 九代 元洞
- 十代 利兵衛 十一代 次郎助 十二代 五郎市
- 十三代 善作 十四代 健市

- 二代 保宗與左衛門 三代 保之六郎左衛門 四代 保教彌右衛門
- 五代 恭雄六郎左衛門 六代 保矩五助 弟保親（雄四郎）の孫綾女は大儒山田方谷養女となる。雄四郎の子郡治（郡之丞）は農兵隊長（史傳中にあり）系圖に保壽通稱猪之助とあるこれか。然らば綾女の父（編者）
- 七代 保祖六郎左衛門 保矩弟保常の子なり。前代子なく養子となる。室は烏府騎將箕助右衛門の女、後室伏見稻荷神主津守の女（千代とある歌人はこれか荷田氏ならん美智といふ）
- 八代 四郎吉太 竹溪又天籟、後雀山と號す。書を能くす。
- 九代 美統スミナル

福榮、高氏田邊家 藤原氏にて熊野別當湛増に出で、妙見山城主田邊美作守より高代に住すといふ。

- 二代 相馬督信豐 三代 右高信高 四代 攝津守高久
- 五代 伊賀守忠次 六代 大隅守譽只 七代 日向守譽理
- 八代 但馬守譽重 幣頭九代 長門守譽次 幣頭十代 美濃守譽尙
- 十一代 伊豫守譽規 直觸幣頭
- 十二代 長門守譽長 十三代 益 穗 十四代 重 幸

神戶、伊田家 同家記録に伊田平内太郎なるもの尼子に仕へ後田邊美作守家老職をつとめ、美作守

備後に退きてより、止りて士民となり、中興新左衛門を初代とせり

- 初代 伊田新左衛門
- 二代 治良左衛門
- 三代 六良右衛門
- 四代 吉右衛門
- 五代 和介
- 六代 治良右衛門
- 七代 左治右衛門
- 八代 治良左衛門
- 九代 四良左衛門
- 十代 治良左衛門
- 十一代 四良吉
- 十二代 喜八郎
- 十三代 精面

上石見、多田家 多田源氏滿仲より出づと云ふ

- 初代 多田左衛門大夫重忠 備後竹重の城主重頼の子
- 二代 上總守重正 幣頭伯耆談の著者
- 三代 信濃守重次 幣頭
- 四代 越後守重義 幣頭
- 五代 越後守重政 幣頭
- 六代 信濃守久般 幣頭
- 七代 若狹正文 幣頭
- 八代 信濃正文堅 幣頭
- 九代 母來
- 十代 豐美
- 十一代 猪熊

伯耆誌所載「當家舊姓は森氏なり。天正中備後の浪士多田小太郎重忠弟次郎重俊當國に來り、重忠は、當郡神戸上村に住し、重俊は汗入郡淀江驛に住す。後重忠當家の婿となる。慶長中吉川氏當郡を領せし頃、毛利、森同訓なるが故によつて重忠の本の姓を稱すといへり。」代々月瀬神社（今の大石見社）の神主たり。

上石見、後藤家 姓藤原氏なりといふ。

- 初代 吉左衛門 故有元和七年伯州上岩見に至る宮本屋敷引請て相續す。
- 二代 新右衛門 三代 吉左衛門、四代 後兵衛
- 五代 傳兵衛 六代 後傳右衛門助 七代 林右衛門
- 八代 與一兵衛 天明年中より鑄物師致薄墨御輪旨并に御衛府御排燈有り
- 九代 喜兵衛 十代 定兵衛
- 十一代 喜兵衛 明治四年八月己年先變の處村内近村難澁人共へ銀施候段、民政局より御褒詞被下明治五年二月山根駒崎月瀬下道場四ヶ村々長被仰付たり。
- 十二代 光藏

當家系圖は頗る完全なるものにして詳細を盡せり。たゞ上代の部考證によしなし。その他古文書と稱するもの及雁又矢三本軍扇等を藏せり。伯耆誌所載「當主を喜兵衛といふ。云々。例の信じ難し。」

上石見、西村家 吉左衛門に初る、其祖詳ならず豪農にして御國恩冥加金を献納すること數回七人扶持を得其身一代悴長右衛門一代苗字帶刀を許さる、長右衛門の子徳三郎現戸主たり長右衛門の弟喜右衛門も亦富豪にして後大庄屋となり苗字帶刀を免され其子長次郎現戸主にして士族たり西村西本は支流なり。

名越氏、伯耆誌所載「家譜あれども又信すべからず」と。大阪の大鐵商名越は此家より出づ。（西村愛助大阪店の後を受く）今古文書の一節を掲ぐ。

一先祖は貞享年中山根駒崎月瀬下道場四ヶ村御高四百三拾石斗之内貳百石余も所持し山中高免惡田ニ付受作候者無之自力ニ開作仕私より六代前定吉と申者享保年中之頃より鐵鍛治屋相稼當郡并隣國備中分共には鐵六ヶ所鍛治屋貳拾九ヶ所相稼御名田米六百

八拾壹石六斗七升五合差上五代前定吉は大庄屋役を勤務せり。

日野郡月瀬村 平
現在老人 峯 後ニ定吉トス
現戸主 高 太郎

下石見、古都家官許姓 古都家の祖は出雲國富田城より日野郡印賀村に移住し、七代の時、更に石見村へ移住、代々源八を稱す。石見古都家元祖源八は、永祿三年午十月二日没す。偉人久富は實に石見古都家第三代目の源八なり。傳記部に委し。

伯耆誌所藏、「當主を源八といふ、歷代帶刀を許され、十口料を賜ふ。昔より連々大庄屋を勤め、所務勤功あるが中に、享保中飢饉の時に當りて日野、會見、汗入の一揆、會見郡小波村坪上山に聚會しける時、先祖源八大庄屋たりしが、直に走つてこれを宥め、本府に至つて仔細を分疎し、還つて治平せしむ。其功によつて帶刀賜祿の命あり。又御服御扇を賜ふ。後拜謁をも許さる。天祥公の御代なり。爾來若干の金を献じ、又隱岐馬を献せしことあり。云々」とあり。印賀古都善左衛門石見に來り初代古都源八となる。

- | | | | | | | | |
|----|---|---|----|-------|----|-------|---------|
| 初代 | 源 | 八 | 二代 | 佐治左衛門 | 三代 | 源 | 八(傳記参照) |
| 四代 | 源 | 八 | 五代 | 伊三郎 | 六代 | 佐治右衛門 | |
| 七代 | 源 | 八 | 八代 | 源 | 八 | 大庄屋 | |
| 九代 | 源 | 八 | 十代 | 六郎 | | | |

下石見、相見家 藤原淡海公第十八世の孫左近將監助良能州羽咋郡相見莊に住すよつて家號となす

といふ。助良十一世の孫相見左源太重通因州守護職山名時豐の幕下となり。伯州に居住す。かくて重通五世の孫相見左京久武始めて祠官となる相見河内守藤原家久は久武の子なり。

- | | | | | | |
|-----|-------|------------|--------|----|-------|
| 初代 | 河内守家久 | 寛永十六年吉田殿續目 | | | |
| 二代 | 武藏守久利 | 三代 | 肥後掾久重 | 四代 | 山城守久繼 |
| 五代 | 駿河守久重 | 六代 | 大隅之進久忠 | 七代 | 市正久堅 |
| 八代 | 伊勢正正久 | 九代 | 山城正久經 | 十代 | 左京勝男 |
| 十一代 | 龜雄 | | | | |

相見家記録抄

抑大職冠鎌足公御子淡海公十八世左近將監助良能州羽咋郡相見莊住因爲家號是當家元祖(中略)其四代久邦治部少甫元弘二年醍醐天皇伯耆國船上合戰時名和又太郎長高長重隨幕下勳忠義也(中略此の間七代)其男通計次通久左衛門尉於日野郡神職成其男久屋久輔也其男久政久連相續勤職分也、久連之男久武左、京大藏山王松尾八幡等社職勤之(中略)○傳曰當社者生山城山名景行信仰社也。(中略)永祿六年雲州白鹿山合戰之刻依尼子家催促山名常心入道景行嫡子勘解由景連大將而家老森田坪倉長尾速虎都七百餘騎發向于雲州千時窺其虛備後國怒可郡進藏人卒數百騎而推來生山城而責働七日七夜也然共山嶮岨而輒不能責登閑兵糧徒送數日焉(中略)諸卒皆攻憊而追々散亂大將藏人失途八月廿七日小雨降夜紛相具老等五人逃去云々山名二郎景遠不敢物取引連軍勢已而到塚云處景遠舉大音聲云々左京朝手水而庭前之刻聞之而取二刀而擲指逸散追之已而至備伯境云々左京追伏討大將藏人云々左京賜軍賞而傳勇名子孫者也此後永祿九尼子義久爲毛利家爲擒而下藝州此時山名降參也毛利家而被移城備後國出口矣生山開城已後吉川廣家家士關主馬正勤城番息長門守(一政のこと)移城黑坂(中略)其後從關家被寄附高「十石神地家老三田村田道家石川行之亦關主馬正殿銀山用木不可伐社木御下文有代々取持之

編者曰、杜撰の部分もあるべしといへども相見家祖先の消息及毛利尼子の折衝談及生山城に關する傳説を齎せるは面白き點少か

らず。依て之を抄録して考證を待つ。

同相見家(元松尾社神主) 藤原氏に出づといふ。左近將監なるもの能州羽佐郡より移り住みて神主となれり。

- 初代 名嶋左馬之助本信 永福寺墓籍元弘元年五月六日亡とあり。
- 二代 次郎 三 代 相見大膳太夫 四 代 善三郎
- 五 代 藏人 六 代 宮之輔 七 代 藤太
- 八 代 源吾太夫 九 代 伴次郎 十 代 五郎左衛門
- 十一代 左衛門太夫 十二代 宮内 十三代 丹後
- 十四代 但馬 十五代 豐前 十六代 丹後
- 十七代 内記 十八代 伊織 十九代 淡路
- 二十代 大和正 二十一代 壹岐正 二十二代 從五位下大和守章歌
- 二十三代 鉄 二十四代 熊雄鉄二弟

分家相見家

- 初代 本勝 十八代本久の子
- 二代 本清 三 代 本造 四 代 本造
- 五 代 壽雄 六 代 義健

下石見舊家

三吉中村家、下石見浪花家、同中付家、矢田貝家、前原家。

杜家

伯耆誌所載「家譜云々妄説々備中府志紅の城云々多里に來り當村に移住せし趣なり」

神戸上、相見家

下石見相見氏の分流にして、相見河内守藤原家久の長男久吉より起る。

- 初代 和泉守久吉 承應三、吉田殿續日

花口、田邊家

其の先祖田邊美作守は備後東城の城主たりしが後九塚城主たりし由傳ふ美作守の第三男田邊源四郎の二子善四郎及與兵衛の二人寛永十六年卯八月廿一日伯州花口村へ引越し爾來此地に住居せりと。又兄善四郎は佐貫谷に分家せし由

- 二代 出羽守久次 三 代 出羽守久重 四 代 河内守久家
- 五 代 和泉之進久美 六 代 佐渡正久等 七 代 陸奥頭久憲
- 八 代 吉雄 九 代 貞彦 十 代 守正
- 初代 與兵衛 二 代 善左衛門 (庄屋)
- 三代 平五郎 四 代 茂平 五 代 彌兵衛
- 六 代 清左衛門 (庄屋) 七 代 嘉左衛門
- 八 代 幾藏 九 代 與三右衛門 (庄屋)
- 十 代 文藏 (村長) 十一代 榮太郎

花口、清國家

古くは清國と稱したり豪農にして屋敷跡花壇山の遺跡あり墳墓に專屬の寺屋敷を存す以て當時を推すに難からず天和二年清國與三右衛門は宗旨庄屋に貞享元年同久兵衛は大庄屋となれり(田邊家年々書留覺帳に依る)黒坂村矢田貝家の先なりといふ。

神戸上、田邊家

(田邊長者)

- 初代 治右衛門 万治三年六月歿
- 二代 次左衛門 三代 五郎兵衛 四 代 善四郎
- 五 代 半七 (貫谷院青譽淨祐信士) 全盛

貫谷院青譽淨祐信士墓地の上に佛堂あり此棟札を見るに石原村の内佐貫谷四代の子孫田邊半七寶永五年子拾月建之 珠福現住正淳謹誌之とあり該堂宇壹棟の材木は壹本の樗を以て悉皆造營せしものなりと云ふ

- 六代 善吉
- 七代 善兵衛
- 八代 半七

同家は九代目に至りて絶家せり

黒坂、山上家(家筋書上に依る) 初代半太夫武清は鎮守府將軍源滿政二男遠江守忠重四代之胤周防判官重實十五代之孫なりといふ。半太夫若年の時父半助に死別伯父景助の爲めに領地を押領せられ、泉州岸和田の家來筋をたより、母方の苗字山神を名乗り後山上と改め、成人の後元龜年間、和州中増寺の城主松浦安太夫に仕へ、度々戦功あり、異名を首取半太夫と呼ばれしとぞ。後松浦家を辭し、片桐出雲守の軍師となり、知行五百石。

- 二代 權太夫 片桐家を去り本田信濃守に仕ふ、知行四百石
- 三代 半右衛門 權太夫の弟寛永九年伯州日野郡黒坂詰となりこれより代々當郡に住居
- 四代 半太夫 權太夫長男、寛文九年藩主綱清巡國の際黒坂にて謁見
- 五代 半太夫 六代 半太夫 米子御組中山氏一時霞村に住居
- 七代 半太夫 八代 半太郎 海池浪人小杉清太夫
- 九代 所平 十代 權九郎 米子御組大森氏
- 十一代 範平 六代半太夫より代々長臣たり

黒坂、長谷部家 長谷部信連の末孫にして、十六代雅樂右京進信曆の子雅樂左近太夫正忠分家して黒坂に來る。左近太夫は關一政の爲めに地割をなしたる人にして、後の相模守なり。

初代 左近太夫正忠 雅樂を姓とす。關長門守より神領御證文下賜。再官。相模守と改稱す。慶長十八年二月二十一日池田新太郎様より神領御證文下賜

- 二代 河内守正續 三代 大膳亮正重 貞享二年八月五日同上、宇田に改
- 四代 正監正綱 五代 典膳重幸 六代 權頭重隆
- 七代 左門信隆 八代 亘信繼 幣頭
- 九代 造酒信英 十代 典膳信嘉 弟茂喜中繼
- 十一代 勇 十二代 忠 十三代 國代 (忠の妹)

因に勇の兄靜雄醫師として分家し現今は靜雄の子信壽の代也
所藏古文書及家寶

紅葉飄風燦亂飛 送君夕日出柴扉 卽々分典葵綾片 最是天皇着御衣
送家僕長谷部信豐歸鄉 贈以

光格天皇着御小葵綾裁剪蓋 因信豐所懇願云

遠州別駕 賀茂保純

右に對する御衣の切れを藏せり
來國俊の短刀

始祖長谷部兵衛尉信連高倉宮より拜領せしものなりとて一口の短刀を藏せり來國俊の銘あり

革笈

長谷部信連京師より伯耆に流されたりし時郎等共の負ひ來れるつらなりとて革製の笈を藏す蓋し同家の家系を飾れる唯一の品

なるが如し

大内裏御庭草履

長谷部典膳(長谷部くによの祖父)京師に醫術修業中その師光格天皇の侍醫たりしかば信豊も亦屢々禁裏にまふでしことありけりとなん光格天皇御召の御庭草履をたまはりこよなき寶とて秘藏せり。

恩賜の御品々

豊信は右の外禁裏の御棕御圍の楓の葉、樟葉、修學院村御茶屋の蔦の葉など數々賜りてひめ居れり。

因に記す

修學院村御茶屋光格天皇春秋兩度御幸被爲在候處内藤紀伊守水野越前守兩人献上之御橋に出來有之候葛なり。

烟、矢田貝家(前述の如く花口矢田貝家の移住せるもの) 伯耆誌所載。「當主を久兵衛といふ。往古より一村の田畑屋敷に至る迄、當家一戸に下札を給ひ、餘の八戸は此れに附屬す。故に八戸を名子百姓と呼べり。三代前傳兵衛といふもの鐵山用便のため、黒坂村に別家を構へて在りし頃、御巡見様の旅館に當り御褒賞として御羽織御帷子の代金を給へり。太夫池田氏の證文あり。寛政元年のことなり。」因に同家は中菅矢田貝畑の矢田貝に別れ、更に畑の矢田貝は二家となり、何れも役義勤務の家也
上菅、上宇田家 宇田氏は長谷部信連十八世の孫雅樂相模守正忠の弟重忠(慶長十九年下榎村長谷部家より此の地に分家し高宮大明神の祠官となる)より始まる。

- | | | | | | |
|----|---------|-----|---------|-----|---------|
| 初代 | 雅樂美濃守重忠 | 二代 | 雅樂薩摩守正滿 | 三代 | 雅樂兵部丞正久 |
| 四代 | 榊原近江守重正 | 五代 | 宇田若狹守正永 | 六代 | 丹波守正房 |
| 七代 | 五百人正行 | 八代 | 長門正榮正 | 九代 | 權頭綱正 |
| 十代 | 美濃正正榮 | 十一代 | 靜衛 | 十二代 | 清隆 |

分家、下宇田家

初代 民部丞正榮

(元文五年四月宇田若狹の時上宇田家より分家す、當時の古文書(分り証文) 上宇田家

及庄屋たりし小谷家に之を藏す)

- | | | | |
|----|-------|------------|-------|
| 二代 | 薩摩守正行 | 三代 | 近江守義正 |
| 四代 | 近江守正記 | (第四代迄神職たり) | |
| 五代 | 一郎 | 六代 | 壽久 |

上菅の舊家名家

小谷家 寛永年中より文政年中まで殆んど繼續して庄屋を勤めたり現戸主を小谷福三郎といふ。

此の外柴田水谷西村等は舊家なり。

福長の舊家名家

柴田家 上菅柴田の分家にして徳右衛門甚右衛門父子は上菅小谷家に次いで庄屋たり現戸主は八壽郎にして分家柴田多三郎多年黒坂村長を勤め公共事業に資金を投すること多し現戸主を喜一郎といふ此の外長谷川、尾平、沼田等は舊家なり。

黒坂、緒形家

(下緒形又本家緒形) 緒形氏は源頼朝の麾下緒形三郎惟義より出づといふ。其末裔緒方清也、戰國天正の頃、九州北部の一城主たりしが、後備後知知の城主に轉じ、その後山城平野(京都平野神社の近傍にして北野天神社の裏なり)の地に住せしも、慶長年中日野郡黒坂の里に移り住み、子孫次第に繁榮し、遂に下判屋(本緒形)上判屋、大塚、新宅等各々家を成すに至れり。

- 五代迄 未詳
- 六代 傳右衛門 初嘉平と云ひ大塚貳代勘兵衛の兄也
- 七代 仁平 八代 四郎兵衛
- 九代 長藏 字世享と云ふ(傳記参照)
- 十代 四郎兵衛 十一代 長藏 十二代 儀八郎
- 十三代 史郎

第八代四郎兵衛長女くみ分家して新宅緒形の祖となる。

同家所藏御下札によれば米子城修繕費として玄米千八百石を御立替致し御利米として年々百八拾石宛拜領(明治四五年頃迄繼續)外に三百五十餘石の御下札郷士扶持米拾五人扶持及び三分御貸米の利子米(石數不明)(この利子米は庄屋が豪士より糶を集めこれを種糶として一般農民に貸し付けたるより豪士に給する利子米なり)もありたる由尤も右古文書は明治初年の火災にかゝりて皆燒盡したれば只後人古老の記憶に存せるところを記す

緒形政直と伊勢太神宮

緒形政直敬神ノ念甚タ厚ク多額ノ資ヲ投シテ黒坂村大字黒坂宿字伊勢宮小路ニ伊勢太神宮ヲ勸請結構壯麗ノ神社ヲ建立ス建築彫刻ノ華麗ナル郡中其比ヲ見サリシカ惜イ哉明治二十年火災ノ爲メ全部燒盡シ一モ殘ス所無シ

裁許狀

奉書紙
 四組木綿手襪之事
 許容緒形氏政直訖
 向後可懸用之狀如
 件
 明治三年四月朔日
 神祇管領

分家、上緒形家

- 元祖 市兵衛 貳代 作兵衛 三代 市兵衛
- 四代 市兵衛 五代 市兵衛
- 六代 三郎右衛門 下緒形七代仁平の次男 七代 四郎三郎
- 八代 市兵衛 馬術の名人、字正方、大塚五代安右衛門の次男にして、畑村六代矢田貝十郎右衛門の孫也 九代 平太夫 十代 千鹿
- 十一代 健吉

出店、緒形家

- 初代 仁右衛門 養母隠居
- 二代 幾藏 三代 十郎左衛門 四代 弘義
- 五代 探二

大塚家(伯耆誌、官許姓)

- 元祖 茂兵衛 貳代 勘兵衛 三代 勘兵衛
- 四代 九兵衛 五代 安右衛門 六代 半藏
- 七代 千藏 八代 九兵衛 九代 通太郎
- 十代 哲造

伯耆誌所載舊家なり。同書に「中祖治左衛門某濃州土岐郡大塚村に住し、其子掃部某始めて東照公に仕へ、小丹波の孫四郎兵衛、木戸藩に仕へ、數年の後仕籍を脱して大山へ脱れ、其子孫(四郎兵衛の二子惣左衛門執政池田氏の臣大塚氏の祖なり。世にありしといふ。系譜近年燒失してその副本緒形氏に存するもの斯の如しといへども未

詳ならずとあり。因に元祖大塚茂兵衛の妻は緒形市兵衛娘にてその後代々同家と婚を通せり。

黒坂、三輪家

- 初代 (未詳) 二代 (未詳) 三代 (未詳)
- 四代 (未詳) 五代 和太七 俳名蟻雄遺吟多し。
- 六代 甚兵衛 目代傳記部參照 七代 市左衛門
- 八代 要三郎 戸長 九代 經治 工學士

因に經治姉八十婿養子伴吉別に三輪姓を稱し其子現戸主晴治相續いで郵便局長たり。

同支流

一、山内家 (黒坂)

- 初代 次助 三輪和太七の三男
- 二代 治左衛門 三代 儀藏 四代 周次郎
- 五代 懿藏

二、吉原家 (根雨出雲屋)

- 初代 小左衛門 三輪和太七の二男
- 二代 三平 五代に及ぶ

下黒坂、池田家

橋貞範十二代の孫貞滋を祖とすといふ。それより十一代にして、備中花見に移り、花見城落城と共に、民間に下り、その子治郎左衛門時賢下菅村に居住百姓となる。治郎右衛門の弟吉兵衛、承應三年十二月下黒坂村にて田地を買求め、下黒坂に引越し、久右衛門と改名す。蓋下黒坂の元祖なり。

- 元祖 治郎左衛門 寛永十年備中花見より下菅に移住
- 二代 治郎兵衛 三代 久右衛門 下黒坂へ移住し下黒坂池田の初代
- 四代 三右衛門 五代 忠右衛門 六代 忠右衛門
- 七代 忠右衛門 年寄役勤務
- 八代 庄右衛門 下黒坂、久住、小河内庄屋勤務
- 九代 三右衛門 漆原印賀井ノ原原庄屋勤務後千石庄屋勤務(上代、下代、池田、畑中、中祖、柿原六村)
- 十代 久六 十一代 猪太郎 十二代 照治 三笠艦に殉死

久右衛門より分家して初代久右衛門となりたる生田家は傳記部にある歴代名庄屋たりし家にて本郡史に「生田家文書」と多量の資料をよせたる家也

生田家

- 初代 久右衛門 池田家四代三右衛門三男
- 二代 甚助 明細記録帳を作り地方史實代々記入
- 三代 柳藏
- 四代 甚助 「與路壽於保惠」を作り、一般史實代々記入
- 五代 久右衛門 三代久右衛門よりこゝに至る百五十餘年引續庄屋役精勤
- 六代 鉄藏 久右衛門弟吉兵衛の子
- 七代 永次郎 鉄藏長女の婿

因に鉄藏長男は出家し、圓照と稱し、現黒坂正法寺住職なり。

下菅、生田家

元 祖 池田次郎左衛門 寛永十年の頃備中花見より下菅へ移住百姓となる。
 二代 次良兵衛 三代 名不詳 (四代長右衛門の父)
 四代 長右衛門 五代 丑右衛門 六代 定吉
 七代 彦兵衛 八代 定吉 九代 彌平
 十代 榮三郎 十一代 榮穂

下菅に岡屋といふ舊家ありしが今絶家となれり。代々庄屋を勤めたる家なりと。

下榎、長谷部家

始 祖 長谷部宿禰信連 從六位下左兵衛尉院内昇殿を聽さる
 初代 長谷部藤太郎實信 二代 長豊後守實連 三代 左衛門尉信豊
 四代 右近信成 五代 長門守惟信 六代 彦四郎信義
 七代 豊後守信明 八代 四郎二郎義行 九代 右衛門尉家連
 十代 内藏介重信 十一代 左衛門尉元秀 十二代 内藏左衛門信澄
 十三代 孫四郎信重 十四代 雅樂次兵衛信清 十五代 雅樂右京進信曆
 十六代 雅樂左野介信友 十七代 雅樂相模守正忠
 筑前下黒坂八幡神主、大膳亮黒坂へ分家神主、美濃上菅神主、丹波八大天王神主、
 十八代 雅樂河内守正繼 十九代 雅樂左近太夫正重
 二十代 宇田右近正繁 雅樂の字を宇田と書す
 二十一代 宇田左近正次 二十二代 讃岐守正連 二十三代 長谷部正信

渡、佐藏家

(渡郷内總氏神漆原鎮座加茂大明神棟札による)

二十四代 左仲正國 二十五代 讃岐眞信 二十六代 讃岐正信明 幣頭
 二十七日 清見 二十八代 秀雄
 初代 牧野大宅種造 二代 藤井吉太夫助吉 三代 助吉
 四代 忠利 五代 正重 六代 信重
 七代 忠成 八代 佐藏筑後 九代 求馬
 十代 喜之助 十一代 求馬 十二代 山城
 十三代 出羽 十四代 中司 十五代 務
 十六代 住二

奥渡、佐藏家 社家なり歴代未詳 幣頭佐藏佐渡は此家か

野田、飛田家 三浦大助平義明に出づといふ。二十三代後胤飛田家元祖

初代 善兵衛 中庄屋、宗旨庄屋、大庄屋
 二代 惣左衛門 大庄屋
 三代 宗兵衛 大庄屋、宗旨庄屋、前ヶ市新田開墾此御高貳拾石餘
 四代 惣左衛門 大庄屋
 五代 惣左衛門 宗旨庄屋
 六代 瀬兵衛 作高帳引合人、御郡中作高帳懸頭、地全圖調懸御郡中見廻頭取役、地續再調井地改懸
 御郡中頭取役、大庄屋、苗字帯刀御免、御郡中駒子改役

- 七代 幾藏 庄屋、大庄屋、土地調査頭取、苗字御免
- 八代 瀨兵衛 庄屋、副戸長、村長、縣會議員
- 九代 虎藏

伯耆誌に村民幾藏として載せらる。同書に「系圖家譜各一卷、古文書四通を藏す。云々。系圖口來の世次當家に傳ふる所、未其確實を知らず」といひて系圖及感狀等を載せたり。

飛田家七代郡役人 (日野郡野史卷之二十五)

野田村の飛田家は最も舊家殊に代々有才篤實の人柄繼承あり貞享元年より宗旨庄屋大庄屋等七代皆多年郡役を勤務せられ慶應元年六月飛田瀨平氏の先代惣左衛門氏に至り左の有功賞狀を拜受せらる

口日野郡野田津地安原下榎四ヶ村庄屋

惣左衛門

其方儀庄屋役貞實に相勤且地方心懸宜敷天保度地續再調以後地所御改之節改方精勤致し殊に先代より引續亡父惣左衛門迄七代御郡役相勤候段大庄屋申立之趣も有之に付格別に此度庄屋勤中苗字被成御免候(飛田家藏書)

板井原、吉岡家 大織冠鎌足公に出づといふ。

- 吉岡彌三郎 次郎 内藏介 時太郎 岡太郎
- 右京亮 甚右衛門 豐二孫 彌二郎
- 次郎右衛門 左太夫 兵七 喜平次 梶七
- 浦七 忠三 與左衛門 爲作 爲市
- 圖書 左膳 内藏太夫 宇七 藤七
- 五左衛門 九左衛門 笹右衛門 未詳(忠宗) 平兵衛

- 忠右衛門 林右衛門後忠右衛門 金右衛門 忠右衛門
- 吉三郎 忠右衛門後忠一郎

因に當家記録は、本郡史料中最も尊重すべきものゝ一にして、歳々萬覺日記三冊これなり。尙所藏の感狀あり。採録の系圖世代不明に付再提出を求めたるも、前記日記と共に忠一郎の遺言として、提出をこばみたるを以て、無止そのまゝにて止みぬ。

金持、梅林家

- 初代 梅林對馬守屋次 二代 修理 壹岐守屋重
- 四代 佐平治 五代 喜平治 六代 丹下正次
- 七代 左仲 八代 伊豫英正 九代 修理行正
- 十代 信濃孝正 十一代 甲斐正胤 十二代 英作
- 十三代 (未就神職) 十四代 薰

根雨、梅林家(社家)

(文久二年神社書上帳抄)

私家之儀は神主職掌譜代致相傳罷在先祖神主大和守と申すは神武兩道致兼職候に付元弘年中後醍醐天皇當國船上山に臨幸被爲在候砌朝敵寄來り及合戰此時神主大和守軍勢を催し官軍之御味方仕 依之御還都の節も御供奉に被爲召候義有之其後右大和守嫡子神主太郎左衛門は越前國にて致自害其子神主民部少輔は官軍敗戦の後は武門を相退き自是以後代々神主職業を相務申候 註前記大和守は元弘忠臣金持景藤なりしと。(傳記參照)

- 始 祖 大和守權之輔景家 民部少輔之子
- 初代 大和守屋元 二代 右衛門尉元俊 三代 修理太夫重長

四代 治部家綱 五代 左馬助屋春 六代 九郎 大夫重屋
 七代 宇平次屋久 八代 大和守屋信 日野郡八ヶ村神主役拜命
 九代 修理大夫 十代 民部丞屋長 正保四年御殿様に拜謁を許さる。
 十一代 大和亟屋正 幣頭 十二代 和泉守屋次 幣頭
 十三代 安之亟 十四代 民部章屋 十五代 伊勢守舊屋
 十六代 大和好屋 十七代 和泉守屋滿 十八代 多喜雄
後清人

根雨、近藤家官許姓 伯耆誌所載「舊家には非ず。國中の豪家なり。今時大庄屋役をつとむ。何れの頃何れより購ひ得たるにや。豊臣太閤 鮮陣中制札の書を藏す。云々」として制札文を掲げて、考證し、朱印は集古十種拓印補正茶家醉古集等に載するところに差ひなし。」といへり。

- 初代 彦四郎 二代 喜兵衛
- 三代 平右衛門 製鉄業を開始、大阪に鉄店開設
- 四代 平右衛門 (三代四代史傳にあり。)
- 五代 喜八郎 鉄山業大に發展。宮市原開墾(史傳参照)
- 六代 喜兵衛 大阪支店の洋銅業開始。

嗣子壽一郎化学工業をおこし、家業の發展に努め、殊に教育に力を効し、現に郡教育會長たり。

根雨、梅林家官許姓 伯耆誌所載「清和源氏といひ傳へて、貞能親王より十五代梅林七郎景綱を祖とし(感狀を有すれども疑なきに非ずといふ)梅林といふ祖傳分脈に(景綱より)より十四代に當れる武右衛門政成といふもの、當郡貝原村に住す。其孫善三郎當驛に移轉す。其子孫三右衛門より當主喜平治常珍に至て六代の間若干の金を献じ、又郡役を勤む。この功によりて寶曆中御下札を賜ふ云々。

又出雲候往來の旅館たるをもつて本府より五人口料を賜ひ、帶刀を許さる。喜平治に至つて御紋付の御服を賜へり。備前長船經家作二尺四寸餘の刀を藏す。尙ほ下札の寫をものせたり。

下安井、石原家 宇多源氏石原七郎左衛門尉經氏に出づといふ。

- 初代 石原八郎兵衛 二代 右京正清
- 三代 松原右近正次 姓を松原と改む。初めて御裁許狀を賜はる。
- 四代 豊前正家 五代 右近正永 六代 豊前正信
- 七代 守衛正氏 八代 雅樂正盛
- 九代 石原要人正敏 姓石原に復す 十代 勝見正義
- 十一代 雅樂之介正美 十二代 佳美

武庫、船越家 藤原鎌足六世の孫參議日野眞夏卿の後胤日野伊賀守より出つと云ふ伊賀守は元禁中に奉仕せる公家侍なりしが故有て本郡に下り俣野村字尾上原に住せり而して末子五良左衛門始めて神職となる代數左の如し。

- 初代 日野五郎左衛門 二代 治部少輔
- 三代 左近太夫
- 四代 船越土佐守此時姓を船越に改む。慶長十二年八月奉仕
- 五代 但馬守 同十九年吉田家裁許狀を受く 六代 刑部少輔久家
- 七代 土佐掾正利 八代 主膳正好 九代 筑前守正豊
- 十代 右兵衛正利 十一代 土佐正正光 十二代 筑前正敏
- 十三代 中務正敬 十四代 土佐正治 十五代 薰 見
- 十六代 信政 十七代 重勝

江尾、岡家 元祖岡中將の後胤なりといふ今詳ならず。

- 初代 岡右京太夫正歳 永享四年子十一月七日神主奉職
- 二代 民部之助恒正 三代 主計頭正秋 四代 内藏頭恒繁
- 五代 久磨正敏 六代 兵部正實 七代 愛之助正歳
- 八代 中務太夫正廣 九代 □宮正次 十代 宮内少輔則次
- 十一代 伊織正俊 十二代 外記正屋 十三代 伊織正重
- 十四代 采女重綱 十五代 常陸介正真 十六代 越前正道
- 十七代 常陸介恒徳 十八代 伊織修正 十九代 益衛正章
- 二十代 淨 治 宮内入澤家(社家)より婿養子

江尾、川上家

伯耆誌所載「當主を平右衛門といふ。先祖某當村を開發せし由云ひ傳ふ。其後次郎左衛門といひしもの、何れの御時か、從卒にて江戸に行きし時、大井川洪水にて駕を止めたまふ。次郎左衛門無双の強力にて、川を渡しける其功によりて御紋付の御盃を賜ふ。今當家に藏す。」

佐川、住田家

清和源氏細川二郎義季十三代の孫細川天竺(天竺の地名四國伊豫の地名にて後備中西油野に移り又美女石城に來ると)三郎二郎元氏の弟甚兵衛尉久次、佐川郷八幡宮(元氏創立)神主宮代久正(別所長治の臣なりき)の養子となり住田家を相續し、二代住田甚兵衛尉久次と改む。舍兄天竺三郎二郎、本領備中輕尻城へ歸國之刻、爲形身備州長船忠光の刀、並に細川家系圖を久次に授けたりといふ。

- 三代 對馬守清秋 四代 采女直清 五代 和泉守清正

- 六代 民部清次 七代 大和守清明 八代 對馬守清久
- 九代 大和守清學 十代 備前正清彌 十一代 若狹正清行
- 十二代 滋見清親 十三代 民雄清福

伯耆誌所載頗る詳なり。家譜の後に「元次以往の事甚猥なり。後世杜撰に補ひたるものと見ゆ。」と割註せり。

前書は嘉永元年申五月世代並に由縁書神主住田若狹書

宮市、芦立家

芦立氏藤原氏なりといふ。本江尾宿に住し宮市庄十二ヶ村の高氏若一王子權現に奉仕したりしが、永祿八年八月五日吉川駿河守元春の軍勢江美城に攻め寄せたりし時、城主蜂塚右衛門尉十兵衛に味方して父子共に戦死せり。蜂塚氏の臣佐保野次郎左衛門その忠勤を愛で嫡子勘左衛門をして芦立家を嗣がしめ若一王子權現の神主たらしめぬ慶長十九年六月芦立山城守正晴と呼べるはこれ即ち勘左衛門なり。

- 初代 芦立山城守正晴 二代 權少輔正清 三代 將監正忠
- 四代 左京之進正澄 五代 主殿正次 六代 要人正勝
- 七代 淡路政昌 八代 帶刀政典 九代 河内政長
- 十代 近江正豊 十一代 鶴次 十三代 万壽美
- 十二代 末男 (備中千屋眞壁氏より入婿)

註要人の次に右近、淡路の次に信濃ありといへど文久二年の書上にはなし早世か。

宮原、大江家官許姓 姓大江音人に出づといふ。

初代	大江藏之丞	二代	九兵衛	三代	八左衛門
四代	次良兵衛	五代	豐藏	六代	平兵衛
七代	豐藏	八代	平兵衛	大庄屋	
九代	莊三	十代	金三郎		

大江家傳來の武器

同家傳來の武器に甲冑一領長刀一振脇差二腰並に懷劍一あり。

伯耆誌所載の舊家なり、同書に「阿保親王の苗裔といひて家譜あれども妄作と見たり。(中略)大内義興の感狀を有すれども信すべからず。數代郡役を勤め、又金若干を献するが故に寶曆中帶刀を許され、三人口料を賜ひ今に傳ふ。大江村は當家開發の村なり。」と記せり。(傳記參照)

ノトロ屋松尾家 今絶家したれども大江家と共に享保比の富豪として有名なり。(松尾五左衛門事蹟は産業部開墾參照)

宮原、菅立家 孝靈天皇從臣の末葉なりといふ。

初代	菅立對馬守正次	二代	民部少輔正家	三代	大藏少輔正繁
四代	内膳史正繼	五代	信濃掾正次	六代	内膳正正祥
七代	從五位下圖書知正	八代	大隅郷正	九代	尙記正救
十代	從五位下和泉守正敏	幣頭		十一代	内膳卿圓
十二代	從五位下志摩守正宅	十三代	喜雄正信	十四代	美憲

大倉、蘆立家

溝口、野坂家

初代	主殿助正清	寛文九年八月廿一日吉田殿織目、寛文中宮原蘆立より分家す。			
二代	和泉正重	幣頭			
四代	千賀宗正	五代	廣正	六代	信濃正正綏
七代	信雄	八代	正利	九代	壽之
初代	彦兵衛	二代	與三兵衛	三代	長左衛門
四代	彌一右衛門	五代	新藏	六代	千藏
七代	彌一右衛門	大庄屋			
八代	金次郎	(彌一郎榮ト改名)	大庄屋第十五大區長、日野郡長		
九代	金次郎				

溝口、伊達家

伯耆國溝口大和屋は河州古市郡古市村高谷タカヤの城主畠山播磨守(領三萬石)に出づといふ。元和二年大阪戰亂の砌豊臣秀頼公の御味方(南條中務少輔)と一手に相成度々功名あり泉州堺表に於て遂に討死時に年五十四歳なり男子五人あり同年三月高谷落城に及び嫡子藏人和州葛下郡磯野加部村に由縁有て落付良等と共に凡そ家數三十軒計り今に相續繁榮す何れも苗字高谷といひ傳ふ。

残り四人思ひ々に落行二男は紀州熊野へ住居今に子孫繁昌す一人は備前岡山へ住居御用乗物屋と成る是も今に繁榮之由同人伯州米子村川市兵衛へ落付(妻は出雲戸田城主尼子家來の娘也)後に溝口宿へ移り住居大和屋といふ所謂大和屋の祖四男清兵衛也(一本末子)今一人は行衛不明。右父播磨守首は河州古市郡古市村門徒宗真蓮寺へ納め葬り今に高谷一統先祖と尊敬す。

畠山の姓は當時公儀へ恐れ高谷の城より來る者故則一統高谷を苗字とす委敷事は右河内國眞蓮寺にて相分り候事

古市邑には舊城今に在り當時田畑と成るといへども右畠の中に畠山石と申傳大石有之候趣前記磯野加部村大庄屋高谷清左衛門より承る 此家譯有て當時苗字替仲と申す。

此清兵衛と申は松平大和守殿頭分代々苗字帶刀旅繼御免之家柄也

實本家筋と申は高谷宇右衛門と申 追々引合有之節は攝州天王寺より六里計有之由態々申來る。

右 弘化二年己九月寫(抄録)

追書

一古書類具足類數點先年兩度大和屋失火之砌燒失せり尤胸當貳箇あり定紋附なり是は先祖の持來りしものなり今に傳へて家寶となす。

一溝口に大和屋と申す家他に今一軒あり則ち平野嘉市方にして同人先祖は大和屋先祖則畠山清兵衛河内國高谷落城砌家來として召連られし家筋にして相續大和屋の出入たり。

大正三年八月二十六日 謹寫

後胤 伊達 安朋

(編者抄録)

古市、山根家 傳云孝靈天皇の臣下進大連に出づと

(進長者傳説参照)

初代 山根但馬守幸清

二代 式部 幸清 の子攝津なるもの外構へ分家に付弟式部本家相續と記すれども本分の争ありしこともありしと。

三代 石見守 幸清 四代 圖書 幸繁 五代 内記 幸正

六代 對馬守 幸久 七代 平之 亟 八代 石見 幸定

九代 越中 幸次 十代 但馬 幸路 十一代 對馬 幸宏

十二代 石見 幸孝 十三代 加賀 幸忠

進家(古市山根家系圖中にあり。) 進氏は後、西伯郡長者原にうつり、ついで箕蚊屋にうつりたりと傳へらる。此系圖は果してそれなりや參考の爲め存す。

一、進幸廣、太良右衛門、源太夫、甚九郎、豊前、九郎三郎、山根外記、但馬、式部、石見、圖書、内記、對馬、平之丞、石見、越中、但馬、對馬、石見、加賀

庄、森田家

元祖 彌左衛門 二代 喜右衛門 三代 七右衛門

四代 傳 七 五代 半兵衛 六代 仁 倉 年行司

七代 惣右衛門 年寄 八代 五 平 年寄庄屋

九代 唯藏 庄屋

十代 五平 治 若年より御郡役所筆者相勤後數ヶ村筆者たり。庄屋、日野郡庄屋組頭、日野郡村々宛

口米調方收人、日野郡村々地續繪圖面仕立、地收方等相勤む。

十一代 喜一郎

外構、山根家 山根氏は進氏より出づといふ(紀姓)氏は伯州の最古族にして始祖を進大連と云武内

第十三章 舊家、名家

宿禰の子なり。(註古市山根系圖には、進氏は孝靈天皇の臣下とあり。とにかく事實及時代に錯誤あること著し。)大吉備津彦の王子宇具日須王(一書には驚王)に従ひ日野郡鬼林山及鬼住山の惡鬼を征討す大連毎に先鋒に進む王感賞し進の氏を賜ふ進家は豪族にして本郡の開発に大功あり後西伯郡阪長村長者原に移住す元弘船上山の役進四郎三郎なる者あり數十騎を率ゐる宗家進爲成同爲基等に附隨し從軍せし事實あれども爾來進幸盛に至る間世代詳ならず依て幸廣以降を左に掲ぐ。

- | | | | | | |
|-----|--------|-----|----------|-----|-------|
| 始 祖 | 進豐前守幸廣 | 初 代 | 山根九郎三郎幸定 | 二 代 | 神九郎幸氏 |
| 三 代 | 左京幸理 | 四 代 | 宗太郎幸晴 | 五 代 | 攝津守幸次 |
| 六 代 | 近江守幸次 | 七 代 | 兵部幸久 | 八 代 | 掃部九幸家 |
| 九 代 | 内記幸昭 | 十 代 | 吉之丞幸國 | 十一代 | 式部幸家 |
| 十二代 | 友之進幸村 | 十三代 | 佐仲幸家 | 十四代 | 豐後守幸信 |
| 十五代 | 榮記幸千 | 十六代 | 國穂幸宅 | 十七代 | 伊豫幸義 |
| 十八代 | 駒次郎幸義 | 十九代 | 榮記幸興 | 二十代 | 幸 史 |
- 元 祖 嘉左衛門 貞享年中、中庄屋役
 二 代 三 良 助 但馬に鉄山經營
 三 代 嘉左衛門 四 代 助 二 郎 鉄山經營
 五 代 清 三 郎 庄屋役
 六 代 助 治 郎 作州大庭郡美坂山、立尻山爐業經營

三部、池田家 池田家の姓藩主に通ずるの故を以て停止せられ、嘉左衛門來間と稱し、後生田と改めたるが明治十四年更に池田に復姓せり。鐵山業を營み、中庄屋格也。

- 七 代 寛 二 郎 八 代 茂 一 郎

二部、足羽家 伯者誌所載の舊家なり。越前朝倉氏に屬し、本國足羽郡に住す。故に足羽を以て姓とす。朝倉氏滅亡の時將監某當村に來り要害に住す。將監の子太郎左衛門某其子理兵衛の時居宅失火、譜代の家僕離散す。當時故國主中村氏、雲州故主堀尾氏參觀上下の旅館に供せるを以て、中村氏より高十五石の免地を賜はる。理兵衛の孫五兵衛の時寛永中松江藩松平候受封に及て、また參觀の旅館に供す。これより後世絶えず雲州候より五人扶持を賜ふ。五兵衛より三代助八始めて大庄屋を勤めてより後數代此役を勤め、且時々金穀を献せしにより八代助八より苗字帶刀を許さる。又將監の弟孫兵衛某武者修業に出て堀尾吉晴に仕へ、隨て雲州富田に移りしが、堀尾氏斷絶と共に當村に來り、薙髮して笑庵と號し、その子また薙髮要元と號す。その子金太夫、松江藩主直政公に仕へ、祿百石を賜ふ。(以上伯者誌抄)伯者誌所載當家所藏品は、三條宗近作銘、島田由助作刀、金房隼人佐正實作脇差、長船住永光作同、栗田口吉光短刀、左安吉作短刀、及池南嶺虎畫等なり。

- 本足羽家
- | | | | | | |
|-----|--------|-----|-------|--------|---------|
| 初 代 | 足羽將監重成 | 二 代 | 太郎左衛門 | 三 代 | 理 兵 衛 |
| 四 代 | 茂 兵 衛 | 五 代 | 五 兵 衛 | 六 代 | 三 郎 兵 衛 |
| 七 代 | 助 八 | 八 代 | 助 八 | 九 代 | 助 八 |
| 十 代 | 太 兵 衛 | 十一代 | 長 之 助 | 十二代 | 伊 右 衛 門 |
| 十三代 | 助 八 | 十四代 | 文 平 | 後廣太といふ | |
| 十五代 | 富 隆 | 十六代 | 靜 枝 | | |

分家、足羽家

- 初代 七右衛門 大庄屋
- 二代 幸吉
- 三代 平藏 醫業
- 四代 三郎兵衛 醫業
- 五代 小仲 醫業
- 六代 泰順 醫業(社會教育)
- 七代 純亭 醫業(傳記)
- 八代 章兮 醫業

足羽家の家格 (日野郡野史卷之二十六)

二部宿木家足羽家の家格振替に付明治二年三月左の通り仰付らる。

日野郡二部宿御本陣足羽豊作

其方儀代々苗字帶刀被免一代限御日見得被仰付御本陣中五人扶持永米拾五石毎歳指紙入被下置并に二男薦之助野州宇都宮攻城之節逢苦戰致戦死候軍功御立三人扶持被下置候處近來病身に罷成候に付悴文平へ御振替被仰付爲下候様奉願候處趣惣而御目見之儀者當時御模様被爲在歎被仰付其外願之通御振替被仰付候

二部、石井家 桓武平氏丹波國氷上郡石井之城主石井和泉守平清澄の末流なりと云ふ(元早瀬姓なりしが石井城主として石井の郷に在住せしを以て姓となせり)

- 初代 石井九郎兵衛尉隆光
- 二代 九郎兵衛尉隆賢 隆賢の妻は大坂川口御番所御役宇津尾太郎右衛門尉娘於雲州松江堀尾山城守殿に仕へ知行三百五拾石給然寛永年中堀尾家斷絶後一家中及浪人伯耆國日野郡二部宿に住居隆賢と號し醫を業とす嫡男は法勝寺村に分家二男本家相續
- 三代 九郎兵衛尉光信
- 四代 九郎兵衛尉隆政
- 五代 九郎兵衛尉水城

六代 九郎兵衛尉永幸 七代 九郎兵衛尉權常

八代 九郎兵衛尉義真 妻黒坂代官福田丹波守長臣山上半太夫娘、享保三年四月廿七日山上半家立行難きに付福

田の招有之山上半家に引移り山上半太夫義真と名乗る。

九代 復我(又紋藏——後新平と號す)

右二代山上半

九郎兵衛尉惟義 妻米藩之士菅八右衛門石井家再興の人。

九郎兵衛尉履信 後周祐

二部、安江家

- 初代 安江修理太夫定久 二代 中務定次
- 三代 市正定重 弟中務定正は森脇安江、要人は山崎安江となる。
- 四代 丹治長矩 五代 播摩長歳 六代 右近經定
- 七代 丹波長矩 八代 丹治 九代 虎夫
- 十代 喜彦 十一代 義之

森脇、安江家 二部安江の分家なり。

- 初代 安江中務定正 定次の四男 二代 丹宮定吉
- 三代 掃部政房 四代 左京政殊 五代 左膳政榮
- 六代 和泉政重 七代 道隆 (入夫)
- 八代 龍雄 九代 章

山崎、安江家 二部安江の分家なり。

- 初代 勘之丞 二代 謙岐 三代 伊勢
- 四代 三頼 五代 伊勢 (榮達)
- 六代 峯齊 七代 忠恕 (武夫)
- 八代 應人

福岡、池田家 池田氏は清和天皇の皇子貞純親王より出づといふ。頼光の孫親清伊豫國池田ノ庄に住せしより姓池田を稱す。

書上之寫

一傳云池田美作守基勝關東へ勤仕某の子何某(藤左衛門)故有而伯耆國日野郡へ住居し其の住する所終に村號と相成池田村(二部村大字畑池村之内)と號し申候由右池田村より數拾町相隅り郷原村と申候村御座候處此村へ寛永年間轉住仕候趣依之只今之宅地近邊亦池田村之御圖帳に御座候又同所を字一ノ貝共號申候右之譯は先祖より傳來仕候凡壹斗式升計りも入候陣貝所持仕居候に付其故を以て一ノ貝と號候由則地名之開基に御座候右之貝與八と申者之時代從

御上様御用に付差上候様被 仰付早速奉差上候と代々申傳へ承り申上候右基勝之子何某寛永十年西五月十日相果申候年月久敷義に付只法號而已相傳はり俗稱は不詳に御座候尤代々皆法號而已相記俗稱不分明に御座候間其儘左に申上候 下略

伯耆誌所載の舊家、但「今相傳する處の系圖あれども甚だ信すべからず」といへり。

伯耆誌福岡村之條に孫市家あり。

久古、西古家官許姓 伯耆誌所載「本西郷氏なりし由にて、八幡宮慶長九年の棟札に本願西郷長年

と見ゆ。延寶二年の棟札には、大庄屋西郷平右衛門と記せり。享保十四年の棟札には己に西古平右衛門と記す。云々。本姓在原氏と云ひ傳へて、その説なきにあらざれども信じ難し。中古、尼子氏に仕

ふ。尼子經久中國を領せし時、大山に若干の寺領を附す。此地其領内たるを以て、當家の先祖代官として住居す。慶長中武家領となるが故に、遂に農家となりて連綿たり。故に土俗當家を代官所と呼び、云々。(中略)當家累代郡役を勤め、管内の政務精勵他に異り、且若干の米銀を献するが故に、寶曆中御下札を賜ふ、云々。文政五年御紋付の御服を賜ひ、當主彌三右衛門の父甚左右衛門寛政八年令條に本つき墮胎禁制の法を建議し、文政七年生育役命せらる。是兩國にて生育役の權輿なり。彌三右衛門父の遺言を固く守り、前議を執りて、屢々言上す。云々。此法によりて兩國郡に御生育役數名を置かる。然るに精勵當家の如きものあらず(中略)舊功を賞して、當代二人口料を賜はり帶刀を許さる。尚同志名田代下札米証等を掲ぐ。(社會教育部參照)

久古、船越家

- 初代 船越三太夫清光 二代 三太夫清長 三代 丹後守家次
- 四代 主馬清定 五代 築後守清理 六代 近江守清重
- 七代 正清 八代 近江守清高 九代 市正清實
- 十代 遠江守匡清 十一代 長門守清武 十二代 學
- 十三代 肇

伯耆誌所載舊家なり。

大河原、吉川家

- 初代 市右衛門 二代 長右衛門 三代 右平太 大庄屋
- 四代 才兵衛後右平太 大庄屋 五代 勇藏勇内とも 大庄屋

- 六代 勇左衛門後右平太
- 七代 富吾万藏後に市右衛門又治市九郎
- 八代 龜之助後才兵衛又治
- 九代 政太郎

公事公益に盡すこと多し(史傳其他参照)

舊大山嶺の内日光村の名家

御家人格として苗字帶刀を許されたる名家

大内 松本家 山林奉行

添谷 清水家

永見家

大瀧 木村家

栃原 中島家 代々學者輩出

下蚊屋、小椋家 今より五百二十年の昔、應永年間、藤原氏末裔田原藤太秀卿の末流といへる小椋

四郎左衛門、美作國勝田郡梶並村大字石手より轉住し、先祖よりの家業木地師を營む。爲四郎兄弟の

勤王事蹟は史傳に明なり。

- 初代 詮通四郎左衛門 二代より十四代まで不詳
- 十五代 芳助 十六代 孫 七
- 十七代 利右衛門
- 十八代 芳右衛門 十九代 彌弟新左衛門分家姓大木 二十代 文藏弟柳藏分家大森姓
- 二十一代 光右衛門弟勝五郎分家姓大岩 二十二代 爲四郎弟儀三郎 二十三代 廣太郎分家

廣太郎及子勇早世勇の娘時江あり。分家大森家馬次郎第五子清養嗣子となる。

宗門手形之事

一此木地師光右衛門與申者生國江洲豊知郡筒井正八幡宮之氏子ニ而則當庵檀那代々禪家ニ紛無御座候諸國山々致住居山水相畫候得者折々住所替仕候間諸國散在之儀ニ候間宗旨印證産出人別令改正候自然脇方切支丹宗門之由訴人於有之者拙僧罷出急可申明候爲後日手形依而如件

天保十四年八月

日本國中木地師本山

江洲豊知郡筒井

歸雲庵

禪 惠

花押

諸國所々御奉行所

本文書は、考証不十分なれども、木地師の歴史上重要に付採録す。

抑惟尊親王御位清和天皇奪取儀宣親王麟乱座宛追身捨宣貞觀初曆己卯三月五日階出白馬乘東路飛宣悉達太子壇徳山飛宣不異大政大臣實秀卿堀川中納言其外一兩輩無準御候駒歩覺江州愛知郡岸本城橋着宣遙後悉觀覺日輪日没及爰一塔佛閣見有立寄一夜可明宣翁一人見此所謂語聞宣翁益言昂年聖徳太子此所守屋大臣軍宣時城郡掛掛渡橋城橋名付八棟作千盤屋經奈良郡被立置春日大明神七堂伽欄本堂春日大明神御作藥師如來并聖徳太子御社は々侍言玉哉阿誰彼時太子殿親王奉移三日三夜平籠座滿八日朝催愛知河上駒歩覺弓手山流出河原珍敷有石下益雄問宣此所小椋郷言昔千手姫此河上山有居有御經讀宣諸天佛供養覺此舊跡分登宣九尺四方計有岩屋行燈跡終夜法華經讀誦宣雲明方大政大臣實秀卿可號愛智河上駒早宣所山坂鹿駒足不立漂行宣山里家間荒棘道行覺杣人聲山彦谷峰響深山邊

御製

世をいとふ愛智の深山のよふこ鳥ふかき心をたれかしらむ

讀宣偃行覺所置小屋二三間有寺々親王奉移白地溢旅放御座杣人交先假屋立覺都公家人々御後暮有奏聞覺

東路のみ山のおくのきみかたはこふあゆみはけふの宮人

いまはとてつま木こるへきやとの松千代をは君となを祈るかな

大納言

峯雲谷月詠歌管絃慰宣公家人々袖人近付器木地作世營君運歩年月送覺常佛道不懈宜大乘妙典經教訓讀釋迦大日彌勒廻向御座覺同七年乙酉霜月八日筒井峠正八幡宮勸請藤上十一面掛貴賤運歩本意叶宣天下奇特靈夢御座逆風逆雨雷電或早魃冷氣病國土民不易公家殿上人寄集有評定座覺有正占宣畏等面勸惟尊親王東山家飛宣謂也

占譜左有宣旨立御領付皇大明神可守護宣覺勅使君畑下有向此奏聞親王雖不非觀覽御座小椋大政大臣敬拜領畢皇御領等倭爵之事近江國愛智郡之内岸本愛智川堺八風峠迄伊勢堺峯雨分大上郡境峯雨分筒井堅木坂迄百濟寺堺峯雨分大覺寺門前迄自和愛智領小椋郷仍如件

有時河上分入宣一池汀松櫻榊瀾迄枝重新

御製

深山邊のいけの汀に松たちてみやこにもにぬ住居とそおもふ

さゝなみの御池に木々の枝たれていまもつ君にあひ老の松

中納言

月宮殿學宣榮菴引結心〇座所鹿鳴聲紅葉散行見宣發心修行菩提涅槃悟宣元慶三己亥年御歲三十三此山住十九年霜月九日崩御被成宣君畑社立奉宮移楓々鈴音迷殿上當々鼓響聞宮前南無皇大明神守護宣御子神主愛貴同寫愛智郡岸本太子殿南表皇大明神正八幡宮糞井立宣毎月八日九日小椋大政大臣出仕畢

大藏卿 雅仲

民部卿 頼貞

藤原定勝

于時承久二庚辰年九月十二日

筒井神主

下蚊屋、大岩家 小椋家の分流にて現主八郎は當家第三代なり。因に第一代八郎は三十餘町の墜道

を作り灌漑用水をひきて、良田を開き、部落を救済し又數里の水路を作る等公共事業のために盡せり

(史傳及び後篇産業參照)

初代八郎の遺意により、代々八郎と稱し、隱居して八郎治といふ。

美用、川上家

初代	川上治郎左衛門	美用(元武用村)の始祖にして武士なりといふ。			
二代	治郎左衛門	三代	治郎左衛門	四代	治郎左衛門
五代	治郎左衛門	六代	治郎左衛門	七代	治郎左衛門
八代	治郎左衛門	九代	平左衛門	十代	平左衛門
十一代	平左衛門	十二代	平左衛門	當代迄庄屋を勤める。	
十三代	平左衛門	十四代	平在衛門	十五代	平左衛門
十六代	文四郎	十七代	傳四郎	十八代	徳次郎
十九代	榮				

貝田、岡田家

初代	岡田幸吉	祖先不詳始祖より六代目といふ。貝田にて一流の家格。				
二代	不詳	三代	武左衛門	五代	平重	
四代	武左衛門	苗字帶刀御免	七代	宇八郎	八代	竹男
六代	儀三郎					

御机、松浦家

御机松浦家

吾カ家系天保七申年火災ニ罹リ焼失ス故ニ聊傳説ヲ記表セン吾カ祖先ハ永祿年間肥前國平戸ノ城主松浦肥前守同胞ノ後裔松浦與三左衛門保則志望スル所アリテ諸國經歷中豊後國大友氏ニ遊客爲メニ盡ス所アリシモ時至ラズ志ヲ空シクス去テ出雲尼子勝久ニ屬ス毛利元就ト戰爭尼子不利ニシテ就ク能ハズ終ニ伯耆國日野郡久古村代官所即今ノ(西古)ニ住居ヲ托シ寄食中天正年度同郡御机村へ移住ス然ルニ汗入郡舊大山寺ハ元比叡山延曆寺ノ末寺ナリ文祿慶長ノ頃天台宗派修験道ノ一山地ニテ坊數モ夥多アリ其寺領汗入郡日間四箇村(原、畑、別所、)及日野郡野柳八ヶ村(大、原須、番原、別所、)アリシヲ中村伯耆守一忠之ヲ沒收セシニヨリ一山ノ僧侶風浪ノ身トナリ寛永年度比叡山東塔正覺院先住大僧正豪圓ナルモ彼ノ大山寺ヲ兼帶シ統ア故ニ豪圓此山ノ類廢ヲ憐ミ興起センコトヲ謀リ天下太平國家安穩徳川武運長久ノ祈願所タランコトヲ冀望シ三代將軍家光公へ請願ス乃汗入會見日野三郡ノ内更ニ三千石ノ寺領ヲ永世下賜セララル其際吾ガ祖松浦與三左衛門保則彼ノ豪圓ノ侍臣トナリ江府へ供奉シ豪圓ニ協力ス其功ニ依リ正保中代々大山寺領大庄屋役ノ命令ヲ辱フシ既ニ天保年度ノ末マデ代々大庄屋役勤務ス故ニ今ニ至リ彼ノ豪圓ノ位牌ヲ佛壇ニ安置シ祭ル寛文十三丑六月、大庄屋松浦與三左衛門三千石之内夫々打分地詰相改村々へ帳面相渡ス爾今有之勤功相立候ニ付永代扶持諸役御免高掛り御免當代松浦寛次郎迄拾壹代なり

松浦房吉

一其方家之儀者舊家之儀ニも有之中興 大僧正へ勤功有之大庄屋役も相勤御用ニも相立候者ニ付扶持米貳石宛可被下給候尤役儀相勤候節ハ勿論譬無役之節ニても貳石宛ハ無相違可被下候事

文政八年酉正月日

本坊御役所

右ハ決して不相成候ニ候得共諸侯より歎願も有之旁以今般書替被仰付候事

(編者曰未報告の舊家もあるべく、繁簡宜しきを得ざるものあらんも、奈何ともし難し。重て諒察を乞ふ)

第十四章 口碑傳説

第一節 總 叙

口碑傳説は時に架空の者なきにあらざれども、少くとも事實を背景とせる民衆思想の表現にして、文化史研究上重要な位置を占むるものなり。本篇載する所、もどよりその十が一に過ぎずといへども御墓山傳説の如き（沿革史中の上古史中に收められたればこゝには略す）樂々福神社傳説鎌倉山傳説の如き、史實に關係あるものあり。後醍醐天皇遷幸に關する傳説の如く、全く史跡とも見るべきものあり野田三社傳説の怪談、また能く當時の民情を察するに足る。片言綺語忽にすべからず。

第二節 各 説

一、御墓山傳説（沿革部参照）

二、樂々福神社傳説

元樂々福神社西社神主入澤家（數代從五位下に叙せられ舊家也）に樂々福神社縁起一卷を藏す。内藤岩雄弱冠これが考證を試たることあり。参考としてこれを掲載することゝなしぬ。此縁起、もどより後人の著作なれども。亦傳説として頗る趣味あるのみか、正史にも附會せられ、見るべきもの少なからず。用語も卑しからず、文脈亦正しく、本郡の如き文献の更に徴すべきものなき所に於ては、唯々文章としてのみ見るも、一種の珍とするに足る。（惜むらく前半缺本今日見るべからず）。

註一段低く記せるが考證なり。

(前 缺) (樂々福神社部についてその大體を見るべし、)

石の上に休み給ふ。ころは五月雨の半にして、雨多く降りければ、里人菅のみのかさを奉る。川の水音高く聞ゆるゆゑ、水音喧と詔り給へば、水音やみぬ。故今に音無瀬川といふ

これも日野川の事なり。おのれ度々こゝを通ひ、よくこゝろして見るに、流石、岩石多く、流早き川なるにも拘はらず、其處四五十間の間、岩もなくて水静なり。これ里人の傳へ來れる事實に、偶々打ちあへるのみにて、容易く信すべきにあらねど、とにかく細姫命の、啓行ありし所なりといへば、たゞ驚かし置くなり。

皇后立ち給ふ時に

村雨の露のなさけの名残をばこゝにぬぎおく菅のみのかさ

この歌を誦し奉るに我學のいたりの淺き故にや。古き調とも覺えず、かつは、五月雨の半とありて村雨とよみ給へるいかゞなり。これは後人の、さかしらによみたるものなるべし。とにかくこの所を菅村といふは誠の事なり。

仍而此所を菅村といふ。座し給ひし石、鏡の如く高くなりて、今に鏡大明神といつき奉る。

さて此鏡大明神といふは、岩上に小祠ありしが、明治十九年の大洪水に如何なりけん失せたり。其川の近邊に皇后大明神といふ神社あり。里人は訛りて、カアゴ大明神といへり。カアゴ皮籠の方言にて、或は昔皮籠天より降れる地なりなど、さまざまの非説をいひ立つるものあり。これらは取る

に足らぬ事なり。實にこの細姫の命の御魂を祭れる故なりと傳へたる、正しかりける。それより川上にのぼりて帝にあひ給ふ。

女の御身にて、遙々大和の國より、尋來給へる、かつは伴人もつれ給はざる、いといぶかし。されど上つ世は、かく質朴なりしものにや。(註皇后御遠征の例古史不尠、)

こゝに於て、神戸脇の郷、藏元鋪といふ所、よき宮所なりとて、皇居を定め給ふ。宮柱太敷立て、諸木の皮を剥て、薨をふき合せ、群従の居室は、木の葉を覆て雨露を防げり。

神戸脇郷は前に出てたる、宮内近村の總稱なり。藏元鋪は今、宮本といひて、西の社の前にあり。こゝなりと里人は言ひ傳へたり。いかゞ。

其頃備中國に、石蟹魁師荒仁といふものあり。國中の強力なり。天皇の近郷に居給をあはき、國中の兇徒を集め、兵を起して、天皇を襲ひ奉らんとす。この事早く天皇の御聞に達しければ、驚き給ひて齒黒の皇子を軍將とし、新の森王子を副將として、數多の軍兵を勅へ霞ヶ郷に關を構へ防禦し給ふ。

備中の國と隣れる所は阿賀哲多の二郡にして、此宮内村より哲多へは二里半、阿賀へは四里、何處ともなければ、知るよしなしといへども、近郷といへば、此二郡のあたりなるべし。此魁師の事凡て見當らず。知る人あらば幸に教へ給へ。霞が郷とあるは、今の霞宿なるべし。宮内村より、一里餘り川下もにて、此處より山越にして哲多阿賀二郡へ通ずる道あり

しかるに石蟹魁師、潜に於尾久良の麓まで來にけるが、齒黒の皇子運將に向ひける由聞きて、手脚搖震進み戦ふ事能はず、兵甲を伏し、軍門を許して降參し、皇子の幕下に屬す。

於尾久良は大倉なるべし。於尾とおほとは假字異れども、若し大倉ならば、下石見村に聳わたる孤高山なり。備中より程近く、かつは霞宿に通ずる道、其麓を過れり。

この齒黒の皇子は御母蠅伊呂柿妃、みこもり給ひて、三年まで誕生し給はず。天皇奇異におほし給ひ、御卜師を召して問ひ給ふに、此皇子の御莊分なきゆゑに誕生し給はずと奏す。これにつきて、御莊分を定め給ひければ、三年三月にして誕生したふ。時に齒黒く、髻長く、神性雄健におはしければ、齒黒の皇子と名づく。此皇子生長し給ひて、武勇萬夫に勝り、猛きこと電雷の如し。この頃は、諸國の賊徒蜂起して騒動多かりき。天皇巡幸の時は、必ず此皇子を伴ひ給ひけり。此皇子の向ひ給ふ所、敢て敵するものなし。所々の強虜を誅殺し給ひ、歸順せざるものなく、治平給ひて、王室日に繁榮して多くの年を送ります。これを西の宮の内裏といへり。

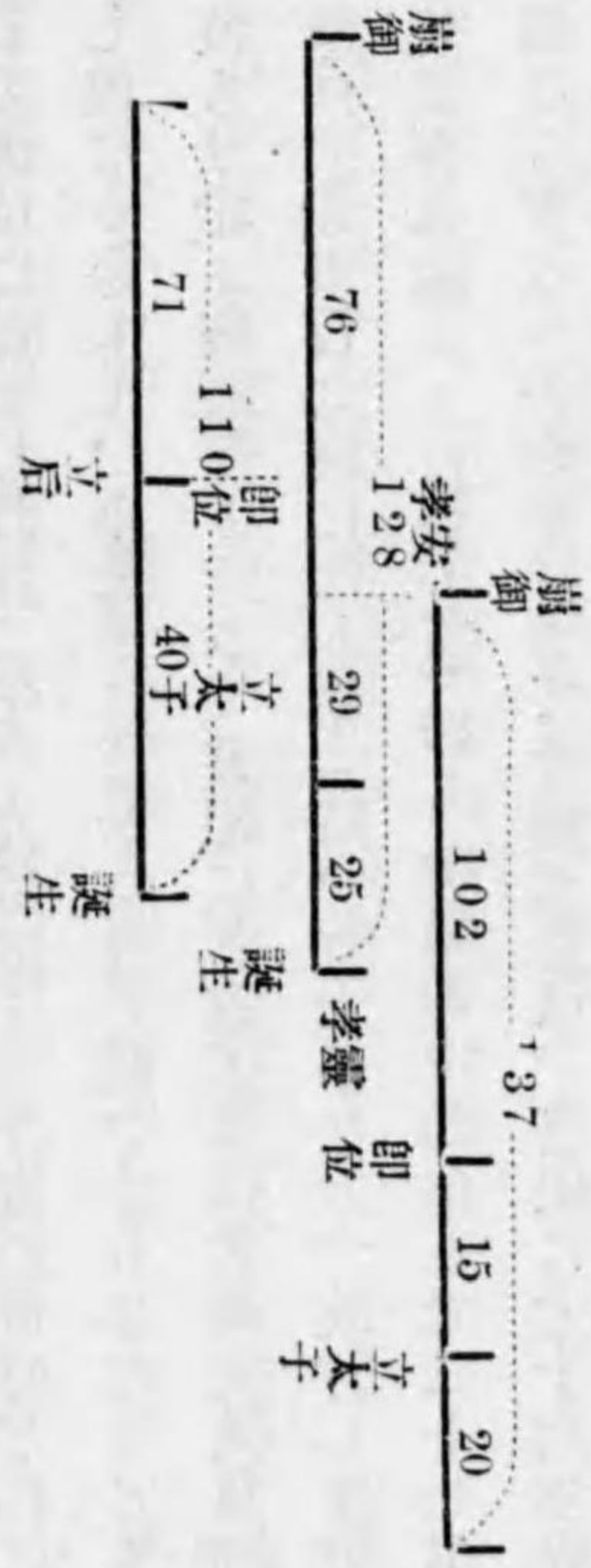
前より齒黒の皇子といへるは、彦齋間の命なる事、こゝにいよ／＼著し。そはこの本文にも、蠅伊呂柿の御腹とあるに、古事記にも、又娶其阿禮比賣命之弟蠅伊呂杼生御子日子寤間命とあればなり。前にもいへる如く、蠅伊呂柿即ち福姫にあらず。なほいはば、齒黒の皇子の生れ給ひしは、黒田廬戸の宮にての事なれば、決なく蠅伊呂杼は、此處に來まらず。さればこゝに齋はれ給ふべきいはれなきをや。西の内裏といふは前に藏本鋪とある所なり。日野川の西なればなり。かつ後に東の宮に、うつり住み給ふ事なれば、これにむかへて言ふなるべし。

皇后御年百十歳にて、孝靈天皇七十一年、辛巳四月二十一日、此西の御殿にて崩じ給ふ。

此御年に就て考あり。この次の文に、天皇東の宮殿にうつり給へり云々とあるをもて見れば、天皇

は皇后より後に、かくれましたし事明けし。さるを古事記に、天皇御年壹佰陸歳とあるは、此縁起と打合はず。故にこれを書紀に考ふるに、全く附合するが如し。先づ先帝考安天皇の御年より考ふるに、百二年春正月戊戌朔丙午、天皇崩とあり。大御年はなし。たゞし古事記傳にも數へ奉りし如く、大御考光昭天皇の六十八年、立爲皇太子、年二十とあるによれば御壽百三十七歳にまします。が如し。而して御位に在せし間百二年。立皇太子二十歳の御時なれば、前後百二十二年なり。さて御壽百三十七歳なるをもて、皇太子にておはせし間、十五年なりとす。然らば考安天皇の御即位は三十四歳に渡らせ給ふ御時なり。さて書紀に孝靈天皇は大御父天皇孝七十六年春正月立爲皇太子とあるによる時は、先帝百九歳になり給ふ時、立太子なり。故若し孝安帝御崩御と同時に御即位のものとせば、先帝百九歳より百卅七歳即ち御崩御の御年まで二十九年間は、孝靈天皇の皇太子となり居給ひし間ならざるべからず。さて孝靈天皇は、書紀に七十六年春二月丙午朔丑天皇崩とありて記傳に數へられし如く、御歳百廿八歳なり。故に百二十八歳の内、立太子より御崩御までの年間即ち太子の間二十九年即ち百四年を引けばあまり二十五年は、即ち皇太子に、立ち給ひたる御年なりとす。是までは皇后の御年書紀の傳へに附合するや、否やを試みんとて、迂遠ながらも考へ來りしものなり。而してこの縁起を考ふるに、孝靈天皇七十一年辛巳四月二十一日皇后御壽百十歳にてかくれましますよしあり。さて天皇は書紀に七十六年云々御崩御とあれば皇后の御崩御より、天皇の御崩御迄は、五年のあはひあり。而して又天皇の御壽、百二十八歳にまします、又皇后の御壽百十歳にましますをもて、皇后御崩御の御年には、天皇は百二十三歳に渡らせ給ひしものなり。されば此縁

起よりも、書紀よりも、天皇の御壽百二十八歳によく附合すべし。なほいはゞ天皇御即位の時は御年五十三歳に渡らせ給ふを、書紀に二年春正月丙辰朔丙寅、立^三細姫命^一爲皇后とあれば、此時帝は五十四歳に渡らせ給ひしなり。さて帝の百二十三歳は、皇后の百十一歳に當らせ給へば御年の差十三年なり。されば立皇后の御時は御年四十歳なりし事明なり。即ち孝靈天皇十四歳に渡らせ給ふ時皇后は先れ給ひしなり。かくいはば愈々書紀の傳と、此縁起とよく附合するを知るべし。されば此縁起は、全く書紀に因て、年立^{ナツ}てしたるものなるべし。左に説明を助けんが爲め、年立^{ナツ}ての圖を畫^{ナツ}おこくし。



樂々福神社祭神考 (註神社参照)

境 谷尾長述

樂々福神社の祭神は、吉備津彦命などは、此間神官から得た由緒であるが、而し余は、寧口碑説としての大日本根子彦太瓊尊説を取る。今は舊記がないので、無理にも其の由緒が古史に適合する様な、祭神を結び付け様とする。夫れは社格保存上止むを得ぬ事情ではあるが、元來は眞を損ふものである。元來樂々福神社の祭神は

- 大日本根子彦太瓊尊 細 姫 命 彦 狭 島 命
- の三神が本宮で在る。其の外に
- 尊 石 碓 命 稚 武 彦 命 大 矢 口 命
- の三神が相殿で若宮明神と云つて居た。次に
- 弟 稚 武 彦 命 大 矢 口 命
- の二神を今宮明神と云つて居た。

都合三社である。夫れに吉備津彦命は四道將軍として西道に使せられたのは孝靈天皇の代で當時舊記に二様ある吉備津彦命ともあれは稚武彦命弟稚彦命ともある。又日本紀には孝靈天皇でなく崇神天皇十年となつて居る。夫れで余の説は之れを何れも事實と見るのである。即ち始めに、

大日本根子彦太瓊尊

が西道の蟹魁師征伐に御下向になつたのである。之れも事實である。上古の代の事今の様に何事も容易でない。而も山深き山陰の巨魁がそう見易く平く筈がない。

即ち孝靈帝が自ら御下向になつて始めて交渉が開かれたに相違ない。帝自征伐に向はれた例は少くないと云ふのが歴史家の云ふ處であるが、神武の東征、素尊の單征、日本武尊の熊襲に於ける例を以て(編者曰く天皇の親征には景行仲哀二帝の) 見る時は却つて帝自征夷に當られたのは眞とせねばならぬ、夫れで此の孝靈帝の時の史蹟が即ち樂々福本宮である。

次に孝靈帝の御代皇子吉備津彦命四道征伐に向はれた、其時即ち吉備津彦命は主に吉備に居られた、即ち吉備加貝夜郡吉備津彦神社及鼓神社等の存するものである。

然れども吉備津彦命も亦山陰に入られ度々功業在つたので即ち其時の遺蹟は、東村か西村かは分らぬが東村だらうと思ふ此の東村の宮が若宮明神でなくてはならぬ。

次に第三の征伐は主に稚武彦命弟稚武彦命が當られた。之れが即ち矢戸である、此舊蹟が今宮明神である。

かくて即ち山陰が漸くに平定したものである。夫れを三つを一つに混同して其の何れが真かと考へる様になつた、余は之を信ずる昔の學者や舊記が己に之を混同して居るのであるから三つ共何れも眞である、夫れを混同の儘に埋れて仕舞ふのは恐るべき非禮である。御宮は費用が入るから仕方ないとしても文書は明にせねばいけない。舊記がなくとも神は神である、舊記とは人間か書いたものである、夫れよりも神の方が大切である、舊記がないからと云つて神を没却してはいけないと思ふ。尙ほ

若宮明神 今宮明神

夫れ等の舊所在地の如きは、余以上は土地の人が知つて居る筈である。又今宮明神は稚武彦命を混せず、只大水口、大矢口、樽石確の三神かも知れない。

若し然らば若宮明神の部に稚武彦命及弟稚武彦命を加ふべきものであると思ふ。

其處で要するに崩御山、貴宮山、眞禮山等に對する細姫命崩御の事に對して其の三社何れの分を正當とすべきかは夫を調査すれば分ると思ふ。大宮村に樂々福大明神は祭神福姫とある、宮原村に樂々福大明神祭神孝靈天皇、又神宮寺趾、孝靈院なるものありて、何れも樂々福神社に關係を有するけれども、右は細姫命か又福姫命か判明せず、要するに、樂々福神社としては、本宮最も古く、若宮之に次ぎ今宮之に次ぐべきもので三殿各一時代を代表して存すべきものである、己に矢戸の鳥居は其考證の一として、貴ぶべきもので、あれは偶然の鳥居のみを建立したのではない。必ずあの奥に小祠があつたのである。佛盛の時に之を失つたもので、彼の鳥居の奥(虚空藏山即ち宿禰山)の溪に在つたものである。余をして一日之れを探らしめば必ず舊社の趾を發見する、夫れが果して若宮か今宮か、今宮とすれば最も適して居ると思ふ。(註大宮村のは媛姫とあり、)

尙又樂々福神社の名「ササフク」は孝靈帝以前の地名に因るものである。故に之から云へば、尙ほ神代に於て由緒最も高き神の在す社(岩窟)もあつたもので、夫れが即ち樂々福神社の起源である。之れ以後に孝靈天皇の御征夷があり御皇威が主體となつたものである。

此の意味に於て樂々福の社は大切である、無記録でも大事にせねばならぬ。

尙ほ大矢口命の祖は宇摩志摩連命であつて神武東征の諱傑に在し、天下平治の功一つに此の武に依るものが多い。即、山陰の平

定又此所縁に出づる、物部神社(石見國)夫れである。

神武の功武の神が石州に鎮座してあることは、我山陰の舊史以外に頗る秘史に富むことの證である。

即其孫大矢口宿禰で日野平定と孝靈帝の偉業を事實に語るものである。

編者曰原文(通信文)から樂々福神社の記事をとれるものなり、尙ほ文中眞禮峰を崩御山貴宮山と對立してあるが神宮寺縁

起には眞禮峰を崩御山の一名としてある、又伯耆誌は單に禮峯と記してある大に研究の餘地ありと思ふ。因に記す貴宮山は大

宮村樂々福神社の裏山である。(註樂々福神社は本郡上古史上重要なものにて、所説亦見るべきものあれば特に採録せり。)

三、進長者傳説

(イ) 古市山根家由縁世代抄 (同家藏)

進氏と申者往昔人皇七代 孝靈天皇の臣下大連に進と申す名字を下し給ひ則進大連と申夫より進家始而當國より名乗る。

一孝靈天皇大和國廬戸都に御鎮座然る處伯洲妻木の郷に朝妻と申美女あり 天皇遙に聞食及給て宮女となしたまふ彼の朝妻姫故郷に老母あり朝妻姫逢度由奏聞ありしかは暫く御暇を乞故郷妻木の郷へ歸り老母を養育したまふ。天皇朝妻姫を慕ひて伯耆の國今の孝靈山に臨幸遊はし暫く此處に住給ひて若姫御誕生あり御諱鶯王と申奉る。

一伯洲日野郡鬼住山に惡鬼住み近國の人民を惱まし口國の人民

天皇へ奏聞す其時大連申上けるは鶯王を大將として此大連罷向て退治可仕由申上則勅命を蒙り鬼住山に向ふ惡鬼不殘打隨ひしと也大連右退治眞先に進む依て叡慮の餘り則進といふ字を下さる鶯王この地に戦死す今の樂々福は鶯王の崩御の御靈を祭るとなり人皇四十六代孝謙天皇舊記を見給ひて朝

妻姫の崩御を御尋有て玉簾山朝妻寺を寺號とし今の汗入郡玉簾山是なり。

一進貝祿兵衛尉紀成盛長者と申候ハ會見郡箕村進庄兵衛祖也

一伯耆國八橋郡羽衣石城主南條虎熊家臣進長門守同遠江同新十郎ハ作劔真嶋郡三家村進五良左衛門祖也

一進喜太郎と申者大佛御建立の砌松平伊豆守同道上京夫より江戸へ下り公方様に奉行す進家紋書ハ橋本殿万里小路葉室殿之内ニ有之由云ひ傳へり

一進幸廣と申者應永中日野郡古市村海藏地と申處に落居村より三町餘隔り原土地堀平し此處住居す幸廣嫡子太良右衛門嫡子源太夫嫡子甚九郎幸經延徳三辛亥三月鎮守の一社垂水權現建立し幸經居宅より一町計り奥に大巖あり常に水氣自ら垂る故垂水と祭り又水徳神國狹穂尊を尊號に祭り來れり進豊前守幸寛赤岩權現客大明年大守大明神垂水權現發島大發島大明神日光權現八幡天大明神兒守若一王子權現右十社の社務となる幸寛嫡子九良三郎弘治二年丙辰觀音堂一字建立す尤も本尊名作之由申傳へり此より金剛光音院開基是なる由其後右觀音堂寛延之頃村方より再興す俗説に海藏寺は垂水長者と申者居住の由沙汰しけるは全く進幸廣住居の舊地也古市村上之往來の傍に大なる五輪あり是右幸廣の廟所なり今土公神と崇め祭れり夫より纒五間計り脇に先祖代々の廟所あり九良三郎嫡子外記幸定稍零落におよび天正三年山下古市へ下る山の根なるを以て山根と改る進家定紋は左三巴なりしを山根と改めしより丸に桔梗を用來れり。

編者曰、作州眞庭郡にも進氏あり。宮市にも大名屋敷といふ跡あり。進氏居趾なりと。郡内西伯東

伯開拓蕃息せるか(古市外構兩山根系圖參照)

(ロ)海藏寺(地名)

旭村大字古市に在る一大高臺地なり。傳へ言ふ往昔富豪進某居を此地に構へ野上の庄を領し其の勢力

遠近に高く殊に野上村は進長者の開拓せし處なりしかば後世村民之を徳とし野上村福吉神社に進長者四郎三郎の靈を祭れり。後海藏寺より西伯郡俚稱長者原に移り再轉し同郡巖村に移り現在の同地進氏の祖をなしたりと云ふ。海藏寺は從來畑地なりしを明治四十四年田地に變換せし時長者の屋敷跡と稱する所に粘土にて叩き固めたる方五間位の庭らしきもの及び素焼の古器物等數點を發見せり。

慶安二年宮原樂々福神社棟札に大庄屋進五郎兵衛あり。

西伯郡二本木に進氏ありて舊記ありと。

(ハ)伯耆長者

山陰珠璣といふ雜誌に武内宿禰といふ題に檜柴竹造の論

説あり。

前略(進氏は武内宿禰の子孫なり)。



旭村海藏寺高臺

紀成盛は人皇八十代高倉天皇朝の比の人にて官中納言に進み伯耆長者と稱す。承安二千辰十一月二十日大山権現金像を鑄造し大山に奉納せり。其後代々長者屋敷といひ、其附近一帯を長者が原と稱す。云々

進員祿兵衛尉紀成盛（註名和氏記事海陸兵衛とあり。）の碑大幡村坂長者原にありと。伯耆卷伯耆史名和氏記事等に進爲成爲基等元弘帝に船上山に勤王せしことありと。外構山根文書にも、進四郎三郎なるもの、數十騎を率ゐて爲成等に從ひし事を記せり。（後段記事参照）

編者曰、傳説と史實と交錯盾矛あり、其眞偽別ち難きものあるは止むなき事にして、今は細大漏さず輯集せり。後の研究を俟つ。

付野上莊神社右側に末社として、武内神社あり。約十間を隔て、口碑に傳ふる宿禰墓なるものあり。

武内宿禰の墳墓なりと。周圍に十數基の墓あり。附屬從隸の墓と傳ふ。頗る古色あり。進氏の支族山根家の所有墓地にして祭禮頗鄭重を極む。

諸書に見えたる進氏

下村 章 雄 述

名和氏記事の活字本に、進惡兵衛眞春をば蘆北郡田浦城に置きし事見ゆ。木版本下の十六頁には

「進三能紀六年紀爲成を祖とす、爲成内河氏の女（長年妻女の妹）を娶りて、爲基を生む、本國會見郡三能に住す、爲基左京進となりて、進六郎と號し、是より進を以て家號とす、爲基の子三郎衛尉爲信其の子彦松丸某云々」とあり。

本文には進氏名和氏に参加せし事の積極的史料は發見せざるも、かゝる姻戚關係あれば、恐らくは名和氏に参加せしものならん。尙名和氏記事に於ては、爲基の孫彦松丸某は、同書に見えし進惡兵衛眞春蘆北、眞春にあらざるかを疑ひ居る見れば、二の想像即ち進爲成及爲基少くとも進氏の参加説は、肯定して大なる誤りなからむか。

船上録に曰く

「内河彦三郎を召して、土用松丸は嫡孫なれば船上へつれて來るべしと云捨、基長も歸來ければ、長高を始いしくも仕つるもの哉と感しぬ、内河彦三郎は、長高嫡孫土用松丸とて、四歳になりけるを引率し、その外長高か妻女並土用松丸が母も迎へて來りけり」

とあれば、名和氏記事に爲成は河内氏の女をめとりし由記しあれば、河内氏名和氏に應ぜしより見て進氏も恐らく應ぜしものならんと想像さる。

伯耆志には

「高倉天皇の承安二年紀成盛大山権現の社に金銅の地藏佛を納む。爾來凡二百四五十年の間は事蹟傳はらず、應永の頃進ノ海陸兵衛紀成盛前代の名をおもひし云々」

とあり。

猶同書にあげし紀氏の系譜中にも

「應永九（二百四五十年間系圖欠）」

と見えたり。

進ノ長者と海藏寺 陰陽八郡郡勢一斑及野史

旭村大字古市村字海藏寺にあり。（註壯麗なる高臺也）往昔富豪進某居を此地に構へ、野上の莊を領し、其勢遠近に高く、殊に現今の野上村は進ノ長者の開拓せし所なりしかは、後世村民これを徳とし、野上村福吉に進長者を祭りし跡ありとか。後海藏寺より俚稱長者原に移り、再轉して同村巖村に移り、同地進氏の祖をなしたりと云ふ。

慶安二年宮原樂々福神社棟札に大庄屋進五郎兵衛あり。

四、妙見山合戦の傳説

尼子氏滅亡の後、備後國末渡より引越したる武士に、田邊美作守信季（今の神官田邊氏の祖といふ。）

といふものあり。當時九塚、石見の領主は、下石見松本城主渡邊石見殿といへり。美作守、その所領を横領せんと欲し、先づ九塚なる妙見山に城を構へんと、伊田新左衛門頼次といふ浪人のありけるを召し出して尋ね問ひければ、新左衛門城地の様、具に語り聞かすること、まことにたのもしげなれば、美作守喜ぶ事限なく、新左衛門に一任して、築城を急がせけり。やがて城成就しければ、大石數多北表東の方へつみ重ね用意をさく、怠りなく、敵の寄するを待構へたり。松本方にては、待あぐみて、妙見山さして押寄せ、城内静まりかへるを見て、小勢と侮り、一氣に攻め落さんと、鯨波の聲を擧げて攻め上る。新左衛門、時を計つて、一度に大石を取くづさせければ、寄手の勢、石と人と一つになつて、崩れ落るさま凄じなんといふばかりなく、殘少なに討果され、這々の體にて松本さして引にけり。妙見山にては、目出度越年して、翌年の正月、更に新左衛門の計略によりて、使者を松本城に遣はし農民作付の間の和睦を申込み、且修好のしるしに、兩城上下女子供に至るまで、兩城の中央、是次原にて酒宴を催んことをはかりしに、松本方は一も二もなく承引しけり。さてその日となりて、兩方入り亂れて、亂醉亂舞の大酒宴となり、いと面白く見わたる折から、妙見山方にては、かねて、たくなめることとて、多里、生山より頼み寄せたる加勢の鎧武士、立岩谷、くぐる木峠より、ごつと一度に押寄せ、銀山坂、家全原より吶喊の聲をあげ、松本方をとりまきて、攻立てたり。松本方はもとより不意をうたれて、散々に敗北して、松本城に引上げけれども、今は最早盡すべき術もなく、渡邊殿はいづこともなく、落ちうせにけりとなん。(文體文書よにる)

因に伊田新左衛門といふは、今の伊田精而の祖先なりといはれ、百二十年後に吉衛門といふ人自

ら書きたる旨、妙見山城戦記といふ伊田文書末文にあり。

五、小早川隆景武功に關する傳説

毛利氏既に尼子氏を滅ぼしければ、小早川隆景、雲伯兩國を平均巡見あり。歸路、伯州日野郡妙見山の邊なる天臺庵に寄宿せり。時に天正七年六月廿三日なり。其夜、怪獸あり。厩中に闖入して牛を害せんとす。小早川走り懸つて、これを捕へ、庭前の樹木に繋ぐ。其形猿猴に似て黒青といふものなりけり。夜半住僧の夢に立ちて告げて曰、「吾は是れ尼子之臣九牛(九牛とは曰牛尾、牛田、牛岡、牛川、牛井)が亡靈なり。其怨靈牛討者となりて牛馬を害せんとし、今このいましめを受く。願はくは貴僧、公に詫び我を救ひ、且塚を築き給はらば、今後、再び祟をなさじ。そのしるしとして手形を奉るべし」と。住僧、夢覺めて、驚き且怪み、彼怪獸に手形を捺させ、これを小早川公に捧げ奉りければ、隆景憐憫の情に堪へざりけん。其縛を解放したれば、怪獸は嬉涙をこぼして、搔き消す如く失せにけり。住僧は則ち九つの塚を築き、亡靈を弔ふ。これより郷名を九塚といふに至れりぞぞ。今も、隆景御判の手形一札なるものを藏し、これによりて牛馬の災厄をのがる、よし言傳へて、信仰するもの多し。

因に云玉光山自照寺勸化帳略縁起にはこの事田邊美作守妙見山籠城のこととし一書(前文の出典漢文)にはその後美作守築城の由記せり。又天臺庵と自照寺との關係明かならざれども、兩文を参照するに、妙見山鎮護の靈場として、庵室を寺院に取り立てたるものらし。更に又縁起には、隆景妙見山の麓に久しく居住し、正月五月九月の廿三夜、御城内御祈禱のため月待修行なす例なりしかば其年正月廿三日自照寺に詣で、修業果てし後深夜歸館あり。中間共厩に入り、馬を繋ぎ居る折か

ら、怪獸馬屋に闖入せるよし記せり。

六、野田三社

元祿の頃日野郡の奥山里、九塚の大阪といふ所に、畑屋惣左衛門といふ者ありけり。生得倭奸にして同所の筑屋九郎右衛門と山林に付争論を始めしが、種々の悪計をめぐらし、遂に之に打勝ちたり。筑屋は心外の餘りに、薪を積み、火を付け、家族を携へこれに飛込み、畑屋の滅亡を祈りつゝ、焚死せり。畑屋は訴訟に勝ちたるを喜び、酒宴を催しけるが、宴酣にして、過つて養母を打ち殺したるを始めとしこれより不幸打つゞき、剩へ夜な夜な九郎右衛門の幽霊出で、家人を惱しければ、常に數人の夜番を付けて夜を明す有様なりき。されども惣左衛門はなほ夢より覺めず、元祿八年鳥取藩の鐵山御手山時代に方り、宮内の西村と河上村との組合持野田山の生木をば、無代にて取上げ、踏鞴タラ(編者曰製鐵所也)を吹かんと計畫を立て、村民の迷惑は毫もかへりみざりき。當時御手山とて、藩廳より直轄に踏鞴を吹かるゝ箇所も少なからず。自然踏鞴の方に重きを置かるゝより、畑屋の計畫も既に行はるゝ様子なりしかば、宮内西村川上村兩村民の驚一方ならず。村民一同が頼みとせる山林をば、無代にて取上げられては、百姓立ち難き旨を願書に認め、幾度も差出し歎願に及べども、願意更に聞届けられず。反之惣左衛門は、當局へ賄賂を使ふ等、悪計至らざるなく、兩村民は空しく集會に日を送るのみ。こゝに兩村民が悲憤の様を見かねたる義人市兵衛壯三の兩人は、大に決心するところあり。何れも妻子を離縁して獨り者となり、村中一揆、總騒を約せる當日、衆に先ち、夜中、野田山に行き、惣左衛門が妾と共に伏し居たる本小屋(事務所)に討ち入り、竹槍を以て惣左衛門を傷つけ尙ほ踏鞴に放火

する等、態ど狼籍を働き、村民に代り罪科一切を引受け、科人となり、鳥取に引立てらるゝこと、なれり。當時山奉行なりし多里村松本直一も亦、兩村を助けたる科により、同罪に問はれ、入牢申付けられ、三人共に嚴き取調を受け、可憐、三人は遂に村民の犠牲となりて、死刑に處せらるゝこと、なれり。今はの際に臨み、取調中なる兩村貢租の輕減を願ひければ、官にも御舍の趣にて御採用あり。三人は快く打首の刑に服し、宮内の大峠に梟せられたり。然るに不思議なるかな。一夜の内に、その首消え失せて、それより惣左衛門が吹く野田山踏鞴の風池(上の窓)より、三つの首、うち揃ひて舞込み、火焰を吹きながら、飛上り飛下り、狂ひ廻りけり。踏鞴の番子村下ムラゲ(編者曰番子とは鞴をふみて風をおくる人夫、村下とは原料の砂鐵をすくひこみ、炭火の加減を見る技師也。踏鞴の條参照)炭焚等皆恐れ戦きて、逃げまどひければ、竈は損ねて鑛にならず。斯ること幾十度に及び、畑屋は遂に財産を蕩盡し、妻は病死し、一人娘は種々の不幸を苦に病み、且頼とせる戀人にすてられ、終に發狂して死亡せり。こゝに惣左衛門積惡餘殃の天理を悟り、滅罪のため佛門に入り、雲水となり何國ともなく立去れり。其後貢租定免、西村を六つ二分、河上を五つ五分に(出來高の内貢租を納むる歩合也)定められしが、隣村に比して、二三分低きをもつて、兩村農民等はこれを三人の餘德なりとして、元祿十年、兩村民申合せ、野田山に三人の靈を祀り、野田三社と稱へ、春の社日を祭日と定め、毎年祭禮を行ひ來りしが、明治元年小社廢合の際、廢社となりしも、兩村民は今尙此靈を祈念せり。俚諺「日向山、三代無し」といふこと福榮村大字豊坂に残れり。其由來は前記傳説に係れり。抑も此日向山は大字豊榮と宮内村界に亘る二百餘町の山林にて(野田山ともいへるにや)年代は不明な

れども、此村に畑屋惣左衛門とて主として田地を所有せるものと、筑屋九郎右衛門とて主として山林を所有せるものとあり。互に其富力を以て村内に相争ひしが、畑屋は筑屋が所持せる山林に對し肥料の芝草を採るべき權利ありと主張し、遂に奉行所に訴へ、賄賂を以て勝訴を得しかば、筑屋は憤恨に堪へず、拍手日を拜するに代ふるに足に人糞を附したるを以てし、日に向つて此山林所有者は三代續かざるべからざるべきを祈りしが、後間もなく兩家共に亡びたり。畑屋の邸宅の跡といへるものは、今も尙ほ残りて、其盛時を偲ばしむるものあり。筑屋の墓地は字王子にあり。現今、豊榮校所有原野反別十五歩の地なりと。傳云、此墓地に筑屋を埋めたる當時より、村内或は畑屋に祟りたれば、之を防ぐが爲めに、大鐵釜を以て墓を覆ひ、始めて祟を止め得たりと。

七、鎌倉山傳説

伯陽聞戰記及伯耆國陰徳合戰記による

(文體依原文) (註、此山西伯との境、黒坂村大字久住にあり)

足利義輝の臣に、淺野越中守實光、戸田安房守森重なる兩勇士あり。義輝弑逆にあひしかば、兩人共織田方に屬し、逆臣松永彈正を亡ぼしたる後、伯州に下り、戸田は鎌倉山に居城し、淺野は天満峰松山に籠りたり。頃は陰徳元年(編者曰かゝる年號なし。今暫く原文に従ふ)三月三日上巳の賀儀として、石田方より、石田源左衛門といへる勇士、淺野方へ參りけり。この石田は半弓の名人なりければ安房守の望により、庭前にてその技を示すこと、なりぬ。折から若殿永次郎がかねて愛育せる猿、何時の間にか飛び出でけん。石田が放つ矢にかゝりて仆れしかば若殿殊の外立腹し、源左衛門をば、後よりだまし討ちにしたりけり。淺野方これを聞き、實光を始めとして一家中、憤慨すること一方なら

ず。戸田方の家老早稻田飛驒守が、淺野領久明山に城を築くに事寄せて戰を挑みければ、戸田方も一議に及ばず、應戦すべき旨を答へて用意をさく、怠りなし。淺野方にては、もとより期したる事なれば、大將實光を始めとして其勢一萬にて鎌倉山に押寄せたり

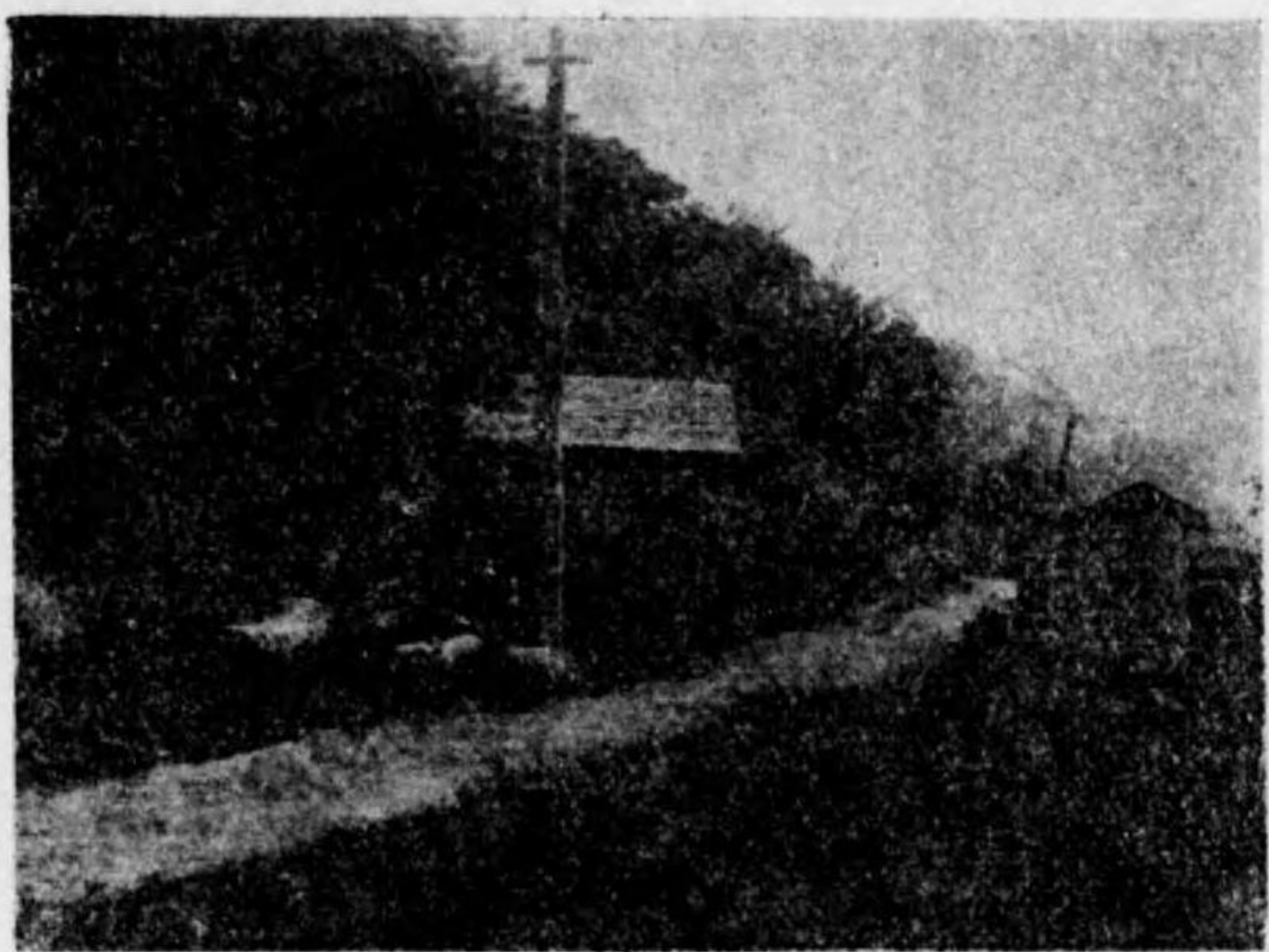


久住鎌倉山

淺野方には石田帶刀、中原左近、山根藏人、梅實左近などの勇士あり。ことに梅實は無双の強力にて、手頃の松を根ぬきになし、敵中へかけ入り、馬上ながら振り廻し、一度に五人三人馬より打ち落すを、山根は大身の槍にて突止めたり。戸田方にも、笹端五郎、能竹隼人、北方鹿之助杯とて古今稀なる勇士あり。能く戰ふといへども、笹端、早稻田の軍勢、不覺にも、敵方の大將、星川玄蕃、坂中丹波等が伏兵にかゝり、横合より鐵砲を霰の如く打立てられ、驛正飛驒守が備へ半討たれば、戸田方全く利を失ひ、木戸を固めて籠りけり。扱も戸田方には、大廣間にて評定を開き、加茂伊織が謀に従ひて、夜討をなすことに決し

ぬ。勝ちほこりたる淺野方は酒宴を催しける折から、鯨波の聲一度にぞつと上りければ、周章狼狽の餘り勇士の大半を失ひ、大將實光も笹端が郎等西原五郎定經のために討たれば、家子郎等皆ちりく、天満城へ引上げられども、そこにもたまたまらず、岡成城に落行きて、尾高和泉守を大將として立

籠りけり。然るに早くも、戸田方より攻め寄する由、注進ありければ、和泉守のはからひとして、城の大手に大堤を築き、水をせき入れて海となし、搦手をかためて嚴重に守り居たり。戸田方には斯とも知らず、わざと裏手に向ひしこそ、安房森重が運の盡とは知られけれ。忽ち淺野が殘兵に切り立て



上代五萬騎橋

られ、笹端、加茂、石田の諸將、次第々々に討死し、大將森重は和泉守の郎等赤松治部大夫に討たれけり。森重が一子榮次郎は、味方の敗兵をまとめて鎌倉山さして引上げるが、父の討死を聞くより、とつてかへし、鬼神の荒れたる如く、無二無三に切入り、敵を惱ましけれども、まだ若年なれば遂にかの石田源左衛門が一子、同苗源三郎がために十文字槍にて突き落され、父子枕を並べて戦場の露と消えたり。(註五万騎橋は、鎌倉落の古戰場なりと。)

文學部「偽功ひとり寝の夢」参照

八、七巡田及螢田の傳説

下毘縁字宮の下附近の地を總稱して七廻り田といふ。往古、盜兒あり。解脱寺なる日蓮大士の尊像(一木三體、

日蓮自作と云)を盜み去らんとせしに、あら不思議や意の如く運ぶこと能はず。終夜、堂の近邊なる田を巡りて遂に夜は明けたり。詮方なくて、そこに尊像を捨て去りしを、其の後、里人、田の中より

光輝、赫灼たるを發見し、掘り試みたるに、こはそもいかに日蓮大士の尊像なりしかば、之を辻堂に安置せり。今四百三番の一地に一碑あり。信徒の足をこゝに駐めて拜するもの絶わす。

山上村大字笠木の内悪田に螢田と稱するところあり。これまた同種の傳説あり。曾て盜人、日蓮像を運びて、こゝに至り、漸く里許、夜既に明けければ、驚きて走りのがれたるに、その後、夜々、田の中に螢光あり。里人あやしみに試み掘りて見れば、日蓮の尊像なりきと。或は云ふ。日蓮像出現の地なりと。

九、大ハンザケ(山椒魚)傳説

神奈川村大字洲ヶ崎字上エノ山に一字の堂あり。何時の頃にかありけん半口藤右衛門といふ代官あり六十三石を領し頗る勇名あり。當時同村相ヶ淵に巨大なる山椒魚あり。人畜を害する由を聞き、框を製してその内に潜み、川上より流れ出でて、山椒魚が呑込むところを、框内より刺殺しけり。村民これを徳とし、字半の上に堂を建て、木像を安置し、祀り來りしが、明治十六年、今の堂に遷し祀れり。尚ほ山椒魚退治に用ひたる刀は、字谷頭にありし若宮に奉納しありしが、今は紛失したりと。

註山椒魚は古生物の殘存せるものにして中國山脈の名物なり。方言ハンザケといひ、イモリに似て長四尺に及ぶものあり。尙多里村雲が淵傳説あり。天然記念物部に譲る。

一〇、後醍醐天皇に関する傳説 (註、後鳥羽帝亦御通過、何故か傳説尠、沿革参照)

イ、板井原に関するもの

久津懸大明神 後醍醐天皇の隱岐に遷せらるゝ途次、板井原を御通過あらせられ、此神社に參拜あ

り。皇運恢復を祈らせ給ひし時、側の大木に御沓を懸けさせ給ひしより、久津懸の大明神と稱へ、此谷を久津懸谷と稱するに至れり。

因に久津懸大明神は明治初年、山王權現に合して板井原神社と改めたり。

池田將監 字大松といふ所は、御醍醐天皇の御侍醫池田將監の屋敷跡なりといひ傳へたり。將監、忠誠の志深く、元弘帝の御爲に、神社に祈願をこむること百箇日。帝の伯耆國に還り給ふや、本郡金持村の豪士金持景藤と共に船上山に馳せ參じ忠勤を勵みたるが、京都御還幸の際は、車駕に従つて上洛せりとぞ。今の池田富次郎は其の末孫なりとて、將監の所持せしといふ弓を襲藏せり。又同村、村上竹次郎方に、後醍醐天皇の御衣の片ありといふ。長さ五分、巾二分位の織物を藏せり。これは、將監の忠勤をめてたまひ、御還幸までのしるしにとて下賜せられしものなりとぞ。その外將監畑といふ字もありて、今は皆水田なれども、將監が耕作せしところなりなごいひ傳へたり。又小屋床といふ所あり。帝の駐りまし／＼し所なりとぞか。小高き所なれば、飲用水に乏しきを、將監が妻、水を入れたる二斗樽を頭上に頂き、木履をはきたるまゝ奉れりとぞなん。

註弓及御衣片といふ品は帝國大學の鑑定を経たるに、何れも、其時代の物なりとの證明を得たり。
□、明智時に関するもの

元弘帝、西狩の途に就かせらるゝや、作洲、院の庄より、美甘、新庄を経て、備中國花見に着かせられ、腰掛石にて休ませられ、それより明智時を越わ伯耆國に入りたまひ、日野郡根雨町の内眞住村、三つ栗に入らせらる。其時の御製

夜は明智月は入野と身は成地こゝに花見の腰掛の岩

註入野、成地、花見は皆備中の地名なり。掛詞の調いと低きは後人の作と見ゆれど人口に膾炙せるを以てこゝに記しつ。日野郡史には謀略上作州より二隊に分れ一は備中一は直に板井原に下られしものとせり。しばらく記して後考をまつ。

ハ、下蚊屋方面に関するもの

「粟の下蚊屋、團子の御机」といふ諺あり。こは後醍醐天皇が、美作より下蚊屋を経て、御還幸遊ばされし時、御空腹にて御食を求めたまひけれども、献るべきものなかりければ、里人、粟の種を奉りしといふ傳説よりおこれるものなり。同じ時にやありけん。御机の里にては團子を作りて奉りければ、御嘉納あらせられ、御叡感斜ならず。爾來御机にては、正月にも地方の習慣に従ひて餅を作ることをせず。團子を作りて祝ふ例なりとぞ。同じ米澤村の内に大内といふ所あり。そこに内裏跡なりと言傳へたる所あり。こゝは後醍醐天皇が船上山の行在所より、隠れ處として潛みたまひしころなりと。當時の人心、たのみがたき有様なりければ、大山寺は、信濃坊源盛の出でたる寺とて、たのもしく思召して、大山寺へ行幸まし／＼、更にその寺より程遠からぬこの地に潜幸したまひけんなどとり／＼にいひつたへたり。左にこれに関する文書を掲ぐ。

二、大内村傳説の一 (宮原蘆立氏所藏棟上由緒書上といふ古文書中)

大内村鎮座金剛童子御社地に續き後に高山御座候を王ノ上と稱往昔天皇の御座し給ふ舊跡と申傳に御座候往古 後醍醐天皇船上山に皇居都へ還御の仰中原に御忍ひ給ひて見手山之峰御座し給ふ其節大三十日頃にて中原太平といひける翁大手注連をなひける時 天皇かの翁に向ひたまひ其方朕を一

夕休らはせ可申被 仰見出の峰に暫時休ひ給ふ其節 天皇何等なりとも願出可申御勅ありて彼の翁
 大手注連を許したまふべしと願ければ御免遊ばし今に大内村大手注連なひ不申中原太平は御勅命に
 よつて君穗神と被稱候 天皇座してより大内村と稱し別火の節村下屋敷に別火屋を造り今に至るま
 で絶わたることなし猶又女人臨産の節鹽味噌共別に仕村下屋敷別火屋を建五十日も別食仕り并月水
 之時茂右同断に清浄に仕候(註別火とは月經のことなり)

大内村傳説の二 (松原家藏文書)

日野郡大内村御鎮座

産土神 利壽權現社

祭神 思兼命 祭日 三月廿五日
 大山祇命 九月廿五日
 太山平神 同殿に祭

右同殿に祭り候太平神君穗神は元弘の大御軍に従ひ奉り船上山之行宮其他數度戦功有之長くも 繪旨を蒙りし壯士實に此邊郷の
 由にて後來より神と崇めて祭祀仕候私共古代より申傳に御座候尙大内の號の由來は奥に記し申上候

大字 大内村

同村見出御鎮座

金剛童子社 勸請年記不分明

祭神 少彦名命 祭日 九月晦日

右社ノ後ロニ 伊勢殿 位智殿 十二所神

右大内主止奉稱之

社地 三間餘 神木古櫻樹有之

右社之一町餘側ニ 山神 無社地 八十間四方是乎上大内と稱し此の邊に田地壹町餘古來柴草等を以て肥とし五穀を作るに糞培

不淨之物一切入れ不申候

是より一岸越えて二十町脇に 濱之雜言社地百間に百五十間 祭神 倉稻魂神

右社渡打石の如き二丈許りの大巖有之右金剛童子社につき高山有之王ノ上山止稱し後醍醐天皇登玉ひし舊跡と申傳申候



見金 舊
 出剛 見
 神童 出
 社子 神
 社 子

後醍醐天皇隱岐國より名和の港に御着被遊夫より船上山を
 行宮と定めて賊軍退擯被遊無程都へ御還御の御砌暫く當時
 に 玉輦を留め給ひ候由にて則古來より大内村と稱し今に
 至るまで村中農民に至り候ても清淨潔齋を旨と致し婦人は
 經行中不殘村下に別家屋敷に引越し同居不仕臨産の婦女は
 日數五十日許りも村下別家に別火仕候諸事潔齋を致し候實
 にこの近郷稀なる舊村と古來より傳承仕候

地名 大神宮 大神山社
 祭神 味耜高彥根命 祭日 六月朔日

右社之前古樹生茂り其内に深々たる池有り俗呼る大神谷の池と稱し旱魃の時はこの神に祈りて雨を乞ひ其の外神助け數々にて御
 座候

明治二年巳四月日

大内村年寄 淺右衛門
 同 村庄屋 傳左衛門
 神主添谷村 三須陸奥

なほ、見出神社に關する傳説、神社部參照。

ホ、二部神社駐蹕の傳説

神社部に委し。日野郡野史にはこの消息を語りて謀略上根柢より二隊に分れたるものとせり。

ヘ、宇南寺 (岡山縣眞庭郡美甘村) 眞庭郡史抄

美甘村大字美甘河田にあり佛堂三字及附屬建築物數棟を有し地域幽邃なる山麓にあり本山は元弘仁元年弘法大師の開基にして元弘の變後醍醐天皇隱岐に御遷幸の途次御臨奉あらせられ優渥なる御綸旨及び御佩帶の寶劍を當山に下賜し給ふ。又同年中名和長年參堂して筆を止めたりと傳ふる筆蹟今に存せり。(註名和氏紀事に頭中將行房とあり)

本堂は明徳年間一度祝融の災に罹りしが後元久二年三月大願主金剛佛子宥譽の再建して今日に傳はれり、境内に駒繫の櫻と稱する古木あり。

ト、神戸上の船上山

此地と岡山縣阿哲郡花見との境上に聳ゆるを明石山といひて、要害の跡あり。元弘の昔後醍醐帝この地に登りて地の利をみそなはし玉ひしと南に當て船上山あり中腹に後醍醐帝の靈を祀れる船上神社あり傳ふるところによれば隱岐御遷幸の路次こゝにしばし御駐輦させ玉ひしよし山麓は鐵穴内村なり同村佐伯慶一郎内に帝の靈を祀れる小祠ありその由緒を知るあたはざれどもしばらく記して後日の考證を重ぬるを要す。

一一、大原刀工父子に關する傳説

本郡内に大原と稱する地名五箇所あり。曰八郷、曰石見村、曰黒坂村、曰山上村、曰阿毘縁村これな

り。太平記に大原氏は伯耆國會見郡の刀工なるよしをいへる文あり。

蓋し會見郡と我郡の八郷村とは犬牙相錯れるところにして、郡制上の出入もありしことあれば、或はかくいひ傳へたるものか。傳云日野郡の地、産鐵多く、殊にその質尤も刀劍に適するを以て(印賀鋼は出羽鋼と並稱せらる、印賀鋼とは山ノ上地方産の總稱)大原眞守父子、并にその一族門弟。郡中各所に居を構へ、その所を大原と稱するに至れりと。郡内野踏鞴のあと數百箇所に及べるを見ても或は眞に近からん乎。(製鐵部參照)

一二、當日野郡人久不住事(記録名)抄

長谷部家文書

依實曆十三年 長谷部純光(七十一歳)著

「當日野郡事黒坂が三里南岩見村牛鬼山と云る山只今にては大藏山と申し此山に往古より久々鬼神多くすみ人民住居する事なかりしと也」といふ發端にて日本武尊の熊襲及出雲梟征伐のことを叙し「且又天皇も隱岐國へ御遷奉にて鬼王山の惡鬼も神護にて安く打亡し當國の會見郡日吉津に御着船にて今日は日吉津なりとの玉へ依是此津を日吉津と申來れり船より上り玉ひ、鬼神の栖尋ねましませ共知れる人無し依是亦此大神を御勸請被爲遊又宮原上り頼御滞在にて問玉へども知る人なし。依是又川上の上り玉ひ只今の黒坂に臨幸着之とかや然るに當日野は高山谷深杉櫓の大木生繁鬼神の栖も不見人不住れば問人もなし其頃は三月の末方にて南風烈しく吹出大木もみ合火出焼上り天皇の御座所四方八方悉焼野となる時に帝横手を打玉てきては火野になりしとの玉ひし也。故に當郡を日ノ郡と呼きたる横手を打玉ひし所今に横手と言來る。(中略)天皇は后官軍を誘はれ只今の宮内迄翁導に任せ川上へ上り玉ひ二里谷奥にて后御産被爲遊只今の井ノ原云所にて産湯を給ひしと也」とて樂々福神社縁起に詳なる旨ことはりたり「天皇還御後惡鬼尙ほ跋扈して治承四年の頃迄も人民住事なかりしとなり」とて長谷部信連(行ともかく)一子藤太郎信實と共に流竄のことに及び後信連召かへされて能登庄をたまわり一子藤太郎信實は居残り下りて十一代本信に關する傳説を記せり。「我若年二十三歳の頃下榎村伯父方に參り候所に村の内老人打寄り古咄し申せし事也古元秀の子長谷部左衛門元信の代なりと

川向の上より大藏殿へとよぶものあり云々元信立出大藏殿とはたが事ぞ時に向山がこなたの事也して何ものぞ我は大藏山にすむ鬼神也云々時に川向の上より米俵一俵ふり上さあなぐるぞと元信心得たりと□□□□とおつる所を兩手にてしやんととられければやん／＼上手と云て先づさらば／＼と云てみえず云々其秋又來り呼ぶ云々先祖信行との入り遷所々に宮々を多く建立被成候故不住我々もくふべきもの食はれず依是外へ立のく也」

註これより元信、毛利家に加擔したるふと及關長門守黑坂入城の際雅樂相模守（元信五代の孫）に地割させられしことより長門守神罰をうけて滅亡することに及び佛法を排し神明神祇を尊崇すべき事を詳論せり。

一三、尼子十勇士中の一人森脇市正の終焉地

日野郡山上村大字福万來に森脇といふ舊家あり。（社會教育部先祖物語參照）その屋敷内に森脇市正左中の墓（寛永元年十二月十六日と彫記、高二尺五寸巾七寸八分厚七寸五分）ありしが、今長樂寺前竹林中うつつせり。傳へ云尼子十勇士の一人森脇市正久仍、山中鹿之助備中阿井の渡にて討死せしより、尼子の再興覺束なしと觀念して、左中と變名（この時偽り降りて吉川元長に仕へたりと）晚年山上村大字福萬來の内二部といふ所に寄寓し、俳諧などして、八十四歳の高齡を以て歿せりと。日野郡史に左の文あり。

尼子家の重臣森脇市正久仍は長門守の男にして、文武兩道の名士也。雲陽軍實記に尼子にも龜井、山中、赤穴、神西、宇山等の智勇全國に名を觸れし人傑あり又三刀屋、三澤、若林、立原、熊谷、森脇等古今獨歩の大勇ありと評せり。同書に永祿六年十一月山中鹿之介、立原源左兵衛、森脇市正外七名、四千餘騎を富田より被指向、毛利の誓固の武士を追拂はせ云々、同八年四月十八日富田惣攻の際、森脇市正外四名等三千餘騎の真先に進み防戦云々、元龜元年布部大合戦に森脇市正數本の鎗ふすまを造て來るを終に突伏せたり云々、天正二年九月二十二日尼子勝久島取へ入城し、山名豐岡と合體せられけり。私都の合戦に吉川小早川四万五千餘騎にて寄せ給ふに付、森脇横道牛尾等降人に出で、吉川元長の手へ屬しける云々と記せり。又關西陰徳太平記には

天正三年九月三日私都城の合戦に森脇市正久仍は勇壯の勝れたるのみならず、風月の才に富める人なりければ、城中より玉樹湖傷楓樹林と吟じ、山の木の葉の千種ならめと詠し、又山は早かつ色見する時雨哉と連歌を仕掛け、終に寄手より秋の嵐に落る朝露の付句を得る等、戦闘の中に風韻を樂み、横道源介同權允牛尾大炊助等と共に降人となり、杉原に寄り、後に吉川元長に出仕しけり、（中略）同八年二月二十二日岩倉の合戦に、森市正伏勢を置き時分は能きぞと思ひ、相圖の蝶を吹けども不鳴云々とあり。（中略）彼幸盛が天正六年六月主人勝久公と密謀の上生残り、吉川元春に降りしが如く、眞の降參にはあざりしならん。

一四、長樂寺に関する傳説

下榎なる長樂寺は、その昔、鶉の池畔にあり。頗る隆昌を極め、七堂伽藍、薨を列ね、軒を並べ、法燈の光赫きわたり、僧兵數多を蓄へ居たり。或時かの大山寺と難を構へ、合戦數度に及びけるが、遂に敵の乘するところとなり、塔堂悉く鳥有に歸したりとぞ。その後長谷部信連再興を圖り、今の長樂寺の西南寺屋敷といふところに建立せしが、再び火災にかゝり、今の地に小堂を建て、僅に佛像を安置したりとぞ。

一五、七人神

二部村大字畑池の内、元畑中村の一部なる山崎と云ふ所に、七人神と云ひ傳ふる塚あり。其由來を踪ぬるに昔日野西伯兩郡界の鎌倉山落城の際、城内の女子六人を引連れたる老武士一人、鎌倉山より雪中忍び／＼に久住、立靱、まがの山中を経て、合原に涉れり、聲を忍び小峠を越わしと云ふより、今に細聲峠といへり、夫より雪中なれば足跡の付くを恐れ、谷中より小川の中に入り、前行して一人の樵夫に會ひ、事實を述べ急に身を隠し呉れと頼みければ、樵夫は之を諾し、柴田某の家に頼み、其家の納戸の床下に隠し置き、再び樵夫は山に行きしに、數人の追手に出會ひたり。追手は之を詰問する

も、樵夫知らざる旨を答ふ、追手乃ち手段を設け、實を告げ、討取ることを得ば貳拾金を與ふべしと云ひければ、樵夫も金と聞くより終に實を語り、己案内して柴田の家に導く。追手は直ちに駆込み床を打破んとす、潜者は逃るゝ道なければ、追に一人の男は戦ひつゝ、庭に飛び出で戦ふ中、門松に引掛り倒るゝ處を切り付けられて死す。是より今に至り、柴田の家は門松を建ざる例となれり。又樵夫は約束の金を乞ひしに、即時切り捨てられしとぞ。又殺されたる婦人の死體を道の前に合理し、男の死體は道の上に埋め七人神として祭りしもの。現に字を七人神といへり。(鎌倉傳説參照)

延徳年中、鎌倉山城主戸田氏が、淺野氏に亡されしは五月なり。蓋傳説の矛盾なり。

このあたり鎌倉に關する傳説頗る多く、この地より十町同村大字福岡村矢倉峠下りには、五萬騎橋(こゝより道は分れて立うつぼをこねて久住鎌倉山に到る舊道あり)鎌倉山落城の時、落武者の落ち來りしところなりと。附近高さ五尺餘の大五輪塔、其他數多の墳墓あり、規模頗大なり。傳説地として將古蹟として重要なものなり。この七人神の墓頗古色あり。傍に三箇の剝拔石龜(高各一尺奥行七寸乃至一尺)あり。石の扉を有するものあり。頗る珍奇なるものなり。(古墳時代石屋形の遺風ならんか上菅村字宮本にも二箇あり)古色蒼然當時を忍ばしむるものあり。

一六、陰山藤行の墓 (生山城にかゝる) 眞庭郡史抄

川上村大字上徳山にあり、舊道に沿ふて徳山神社より約一里の西北に在る五輪塔にして、外にも二三の石碑あり、作陽誌に曰はく

「在同村(川上村大字上徳山)相傳伯州庄山城主陰山藤行者軍敗而走到此自殺其末在雲州每年中元來

營備茶葉燈燭近來漸無追薦是去祖遼遠而及遺忘者歟」

編者曰、三平山麓にして下蚊屋の境より十町位、作州に入りたるところにて、日野郡の俣野には藤原藤行として傳説あり屋敷もありと。

一七、龍王瀧の傳説

古來瀧山神社には、二歳の兒女を連れて、參拜せず。傳へいふ、其昔一婦人二歳の兒を負ひて、參拜したるに、其の首無くなりしといふ。
ラフカデオ、ヘルン(小泉八雲)著「骨董」中の第一頁に幽靈瀧と題して、此の傳説を詳記す、今其の原文を掲げず。同好の士は同書について見るべし。(原文英文)

神代より流れ盡せぬあかねさす

茶 村

ひの川上の水は濁らじ

後編

第一章 行政

編者曰く、本書後篇は明治四年廢藩置縣の當時より筆を起し、東宮殿下御成婚の御大典を擧げさせられし大正十三年末に至るの間に於ける、郡勢の一斑を記述するを以て本體とす。但し脱稿期の聊か遅れたるが爲め、新事實にして特に必要と認めたるものは、十四年度に亘りて記録せるものあり。是れより以前、坪倉米山、杉原猪作其他數氏の本誌調査の囑託を受くるや、十數年の久しきに亘り資料の蒐集に努め、其の據る所頗る大なりしも、多くは系統なき斷片的の記録にして、前後の關係記述の接合殆んど窺知するに由なく、殊に古代史の思索に全力を傾注せし結果、廢藩以後の新事蹟に至ては其の資料極めて少なく、加ふるに維新以來大政の改革に伴ふ諸般の施設は、文化の向上事態の複綜法令の改廢と相關聯して記載すべきの事項頗る多岐に亘り、細説詳記頗る至難の業に屬せり。況んや從來教育以外政治上何等の經歷を有せざりし余等の淺學不敏を以てするに於ておや。抑も本誌編纂の委囑を受けたるの當時に於て、維新前に詳しく、明治大正誌は其の骨格の記録に止め他日の大成に待たんと口約あり。故を以て諸種の統計各村別の施設項目は極めて簡にし、主として本郡全局に通有せる文化發達の記述に重きを置き、世間周知の事實は極めて之れを省略せり。爲めに嗜好を異にし而かも近代の實狀に詳しく讀者諸氏の眼より之れを見れば、編纂上幾多の遺漏あらんは固より期する所なり。

本編は比較的新時代の蒐録なるが故に、讀者の記憶も新しく感想も深く、従て事實錯誤の箇所も容易に發見し得らるゝならんを信ず。希くは電覽を賜ふの士、本誌の欠陥を指摘し、充分の批助を與へ、以て他日の完成に資し、本誌の後世に於ける輝きをして一層偉大ならしめられんことを。一言を編頭に書し以て本編記述の要旨を告ぐることにしぬ。

第一章 行 政

第一節 郡 村 行 政

明治三年の改革により郡政所を黒坂に設置、藩廳より出張日野一郡の總ての政務を執行せり。郡司一名(山内峰三郎)在目附二名(奥村重藏、岡村經三)新田方一名(中西源八)外に普請奉行一名勸業係一名下奉行數名あり、又更に大庄屋四名を置き四構とし各自宅勤と爲し、大庄屋一人に手傳役二人を置く後大庄屋の名義を郡長とし手傳役の名義を戸長とす、其の下に庄屋あり、後庄屋を廢し村用係を置き村務に従事せしむ、警察司法部等に關する件は總て郡役所に直轄せしむ。郡長戸長の姓名左の如し。

郡 長	溝口宿	野 坂 彌 一 郎	戸 長	宮 原 村	大 江 與 三 郎
郡 長	根 雨 宿	近 藤 喜 八 郎	戸 長	根 雨 宿	近 藤 益 造
郡 長	月 瀬 村	西 村 吉 平 治	戸 長	黒 坂 宿	山 内 義 藏
郡 長	西 村	入 澤 格 治	戸 長	黒 坂 宿	三 輪 要 三 郎

明治四年廢藩置縣の際郡政所を廢し、明治五年區を定む、即ち本郡は口部より順次第九十八區より第百七區に至る十區に區劃し、各區に戸長一名副戸長二名乃至三名を置く、其區分は左の如し、尙戸長の下に用係を置きて事務を處理せしむ。

第九十八區 十八ヶ村

宮原、谷川、長山、溝口、大江、上野、清山、原、須、眞野、大原、久古、番原、金屋谷、別所、

丸山、小林、岩立。

第九十九區 十四ヶ村

柿原、根雨原、白水、大阪、末鎌、福永、大倉、大河原、枋原、大瀧、吉原、大内、添谷、富江

第 百 區 十九ヶ村

宇代、中祖、莊、古市、父原、三部、福吉、福島、船越、藤屋、須鎌、上ノ名、燒杉、二部、畑中
池田、郷原、下代、上代

第百一區 十九ヶ村

貝原、下安井、洲ヶ崎、半土、武庫、俣野、福谷、助澤、下蚊屋、美用、栗尾、杉谷、貝田、宮市
江尾、久連、小江尾、佐川、御机

第百二區 十九ヶ村

小原、別所、榎市、渡、安原、下榎、津地、野田、漆原、根雨、濁谷、門谷、秋繩、三土、板井原
金持、高尾、三谷、舟場

第百三區 二十ヶ村

久住、下黒坂、黒坂、横手、下菅、中菅、上菅、畑、荒神原、小河内、檜原、小栗谷、印賀原、吉
延、漆原、井ノ原、小原、生山、櫻子、霞

第百四區 二十六ヶ村

大坂、上坂、井原、中野、神戸、飛時原、高代、宮田、白谷、無坂、立石、塚原、下石見、銀山、

是次、郡家、友廣、宗金、下道場、駒崎、月瀬、山根、神戸上、石原、花口、大原

第一百五區 十六ヶ村

法道寺、糠ノ庄、村尾、矢戸、大森、西、東、川上、萩原、上萩山、河本、湯谷、多里、新屋、中園、野組

第一百六區 二十六ヶ村

礪波、大菅、上阿毘縁、下阿毘縁、大内谷、淵谷、狩屋原、小湯、大戸、狩場、二部、見田、矢原、細屋、佐木谷、尾郷、下多田、葉侶、坊、水谷、日谷、影、大原、鐵穴内、山雀、小雀、

第一百七區 七ヶ村

折渡、阿太上、寶谷、榎垣内、大宮、菅澤、本山

以上各區に於ける戸長は左の如し。(事務は戸長の自宅にて執る)

明治六年一月 第九十八區 谷川村 光木勇藏

同 年六月 第九十九區 同 人

明治五年十月 第一百區 二部宿 足羽廣太

明治六年四月 第一百一區 江尾宿 徳尾野五平

同 第一百二區 根雨宿 梅林喜平治

明治五年十月 第一百三區 黒坂宿 山内義藏

同 第一百四區 月瀬村 西村吉平治

同 第一百五區 西村 入澤嘉五郎

同 第一百六區 狩屋原村 池岡彦三郎

同 第一百七區 同 人

右施政中は鳥取縣より米子に支廳を置き、庶務、戸籍、租税の三係より屬壹名づゝを出張せしめ、西三郡(汗入、會見、日野)各區進達の書類其他取絡め方に従事せしむ。

明治六年十二月鳥取縣乙第三九一號を以て、右の區を廢し更に大小區を置き、本郡は十五大區十六大區となり、舊藩中の口部即ち渡村以東は、十五大區に屬し、奥部即ち下黒坂以西は第十六大區に屬せり、十五大區は溝口宿に十六大區は黒坂宿に何れも區會議所を置き、大區に大區長一名小區に小區長一名を置く、小區は九十八區より百七區に至る十區にして、其の内九十八區より百二區に至る五區を十五大區とし、百三區より百七區に至る五區を十六大區とせり。當時の大小區長は左の如し。

第十五大區

大區長 野坂榮 溝口宿 第一小區長 大江與三郎 宮原村

第二小區長 森田吾平治 莊村 第三小區長 足羽廣太 二部宿

第四小區長 徳尾野五平 江尾宿 第五小區長 光木勇藏 谷川村

第十六大區

大區長 矢田貝周一郎 大江村 第一小區長 三輪要三郎 黒坂宿

第二小區長 吉居茂平治 根雨宿 第三小區長 入澤格治 西村

第四小區長 入澤嘉五郎 西村

第五小區長 段塚郡治 生山村

大小區制時代の代議人

第十五大區代議人 近藤喜八郎

第十六大區代議人 緒形千鹿

明治九年八月太政官第百十二號を以て鳥取縣を廢し島根縣に合併せらる。此の時に於ても大小區長勤務の状態は以前と異なる事なし、同年九月島根縣布達により大區長を區長とし小區長を副區長とす、此の時より會議所を會所と改む、第十五大區會所と云ふが如し。

當時の區長副區長及學區取締は左の如し。

第十五大區

區長 入澤格治 西村 副區長 大江與三郎 宮原村

副區長 森田五平治 莊村 同 近藤益造 根雨宿

學區取締 近藤益造 根雨宿

第十六大區

區長 矢田貝周一郎 大江村 副區長 倉掛秀治 鳥取市

副區長 三輪要三郎 黒坂宿 學區取締 吉岡照貞 鳥取市

明治十一年七月太政官第一七號を以て郡區町村編制法布達せらる。

第二條 町村ノ區域名稱ハ總テ舊ニ依ル

第五條、每郡ニ郡長各一員每區ニ區長各一員ヲ置ク

第六條 每町村ニ戸長各一員ヲ置ク又數町村ニ一員ヲ置クコトヲ得但シ區内ノ町村ハ區長ヲ以テ戸長ノ事務ヲ兼マルコトヲ得

右の布達により日野一郡一政治となり、明治十二年一月島根縣甲第一號を以て大小區制を廢し代ふるに郡役所戸長役場を以てせらる。同年同月郡役所を二部宿に置き二月十五日より開廳し、各村に戸長役場を設く、當時の戸長は一般より選舉したるものを上司より任命するの制度なり。

郡役所は當時足羽廣太居宅を以て之れに充て、其時の郡長を都田義知とす。

明治十四年九月太政官第四十二號を以て鳥取縣再置せらる。

明治十六年三月一日鳥取縣甲第十六號を以て従前の戸長役場聯合區域並に役場位置を左の通り改定四

月一日より施行せらる。

名稱	村	名	役場位置
第一聯合	二部宿、福島村、三部村、父原村、福吉村、舟越村、福居村、燒杉村		二部宿
第二聯合	畑池村、福岡村、古市村、中祖村、莊村、宇代村、溝口宿、大江村、長山村、上野村、金屋谷村、岩立村、谷川村、宮原村、大倉村、富江村、添谷村、福兼村、大内村		溝口宿
第三聯合	清原村、口別所村、久古村、番原村、眞野村、大原村、丸山村、須村、小林村		久古村
第四聯合	白水村、大坂村、大瀧村、栃原村、根雨原村、柿原村、吉原村、大河原村		大坂村

- 第五聯合 佐川村、小江尾村、江尾宿、宮市村、貝田村、杉谷村、美用村、御机村、下蚊屋村、助澤村、俵野村、武庫村、貝原村、下安井村、洲河崎村、久連村 江尾宿
- 第六聯合 舟場村、三谷村、根雨宿、野田村、本郷村、津地村、安原村、下榎村、小原村、奥別所村、榎市村、濁谷村、門谷村、秋繩村、三土村、板非原宿、金持村、高尾村 根雨宿
- 第七聯合 下黒坂村、黒坂宿、久住村、下菅村、中畑村、小河内村、上菅村、福長村 黒坂宿
- 第八聯合 花口村、神戸上村、上石見村、中石見村、下石見村、三吉村、福塚村、神福村、豊榮村 上石見村
- 第九聯合 生山村、霞村、三榮村、矢戸村、宮内村、河上村 三榮村
- 第十聯合 萩原村、多里宿、上萩山村、湯川村、新屋村 多里宿
- 第十一聯合 福壽實村、佐木谷村、福萬來村、茶屋村、笠木村 茶屋村
- 第十二聯合 菅澤村、印賀宿、寶谷村、折渡村 印賀宿
- 第十三聯合 下阿毘縁村、阿毘縁村 下毘阿縁村

明治十七年四月天野祐治郡長たりし時代、郡衙建築の議起り、各村總代連署左記郡衙献納願差出せり

郡衙献納願

本郡衙ノ義ハ從來本郡二部宿足羽廣太郎宅御借入御設置相成居候處狹隘ニシテ公務御執行上御差支ナシトセザルヤニ兼テ見聞罷在

候依テ今般有志者相謀リ別紙圖面ノ通り建築致シ郡衙ニ
 献納致度敷地ハ郡中共有ニシテ郡衙御設置中無料御使用
 被成下度寄附人名其他金員内譯等未ダ終リ兼候ニ付終リ
 次第追テ詳細上伸可仕候得共右御洞察御許可被成下度此
 段有志惣代連署奉願候也

明治十七年四月四日

(村 部 二) 所 役 郡 野 日

日野郡越前村	八橋藤一郎
同 印賀宿	内田慶一郎
同 下阿毘縁村	木村大藏
同 久吉村	西郷房治
同 宮原村	大江與三郎
同 栃原村	中島壽一郎
同 江尾宿	徳尾野精一
同 根雨宿	近藤益造
同 下黒坂村	頭本保五郎
同 神福村	伊田喜八郎
同 矢戸村	鈴木正治
同 笠木村	佐伯益一郎
鳥取縣令 山田信道殿	



郡衙建築献納願副申

郡衙狹隘日常不便有之ニ就テハ今般郡内有志相謀リ各自寄附金ヲ以テ新築郡衙へ献納致度別紙願書差出候處右構造振其他間取方敷地ノ模様等總テ結構ニ有之候條願之通り御許可相成度此段副申候也

明治十七年四月四日

日野郡長 天野 祐治

鳥取縣令 山田信道殿

書面建物郡廳舎ニ寄附及其敷地無料額之趣開届候條所轄郡役所へ可引渡事

明治十七年四月九日

鳥取縣令 山田信道

明治十七年五月新廳舎に移轉日野郡政治の中心府として歴代の郡長茲に執政す。

明治十七年五月十三日鳥取縣甲第四十六號を以て、町村聯合區域並役場位置左の通り改正、六月一日より施行せらる。

第一聯合父原村及第四聯合根雨原村、柿原村、大坂村、白水村を第二聯合に組替

第四聯合吉原村、大河原村、大瀧村、枋原村を第五聯合に屬せしめ第四聯合を廢し以下順次繰上ぐ

第九聯合役場位置を矢戸村に改む

明治二十二年十月一日町村制を實施せらる、や從前の戸長役場を廢し新たに二十九ヶ村十八役場を置き、村治を掌ることゝなれり。

二十九ヶ村十八役場

二部村 <small>(福岡、畑池)</small>	野上村 <small>(三部、福吉、福島)</small>	野上村組合役場
黒坂村 <small>(下黒坂、黒坂、久住、中畑、下菅、小河内)</small>	菅福村 <small>(上菅、福長)</small>	黒坂村組合役場
印賀村 <small>(印賀、寶谷、折渡)</small>	菅澤村 <small>(菅澤)</small>	印賀村組合役場
阿毘縁村 <small>(下阿毘縁村、阿毘縁村)</small>		阿毘縁村役場
山上村 <small>(茶屋、笠木、福壽美、福万來、佐木谷)</small>		山上村役場
多里村 <small>(多里、湯川、萩原、上萩山、新屋)</small>		多里村役場
宮内村 <small>(河上、宮内、矢戸、三榮)</small>	霞村 <small>(霞、生山、丸山)</small>	宮内村組合役場
福榮村 <small>(豊榮、福塚、神福)</small>		福榮村役場
石見村 <small>(上石見、中石見、下石見、三吉)</small>	福成村 <small>(神戸上、花口)</small>	石見村組合役場
安井村 <small>(下榎、津地、野田、舟場、安原)</small>	渡村 <small>(小原、奥別所、榎市、本郷)</small>	安井村組合役場
根雨村 <small>(坂井原、金持、高尾、根雨、三谷、貝原)</small>	眞住村 <small>(三土、秋繩、門谷、濁谷)</small>	根雨村組合役場
神奈川村 <small>(下安井、洲河崎、武庫、俣野)</small>		神奈川村役場
江尼村 <small>(江尾、小江尾、久連、佐川、柿原)</small>		江尼村役場
米澤村 <small>(御机、下蚊屋、助澤、美用、杉谷、貝田、宮市)</small>		米澤村役場
溝口村 <small>(大倉、上野、長山、大江、谷川、溝口、宮原)</small>	金岩村 <small>(岩立、金屋谷)</small>	溝口村組合役場
旭村 <small>(父原、莊、中祖、宇代、古市)</small>	榮村 <small>(白根、水)</small>	旭村役場

米原村(大河原、吉原、板原、大瀧) 金澤村(大坂、富江、福兼、添谷、大内) 米原村組合役場
 日吉村(清原、番原、久古、口別所、福岡) 吉壽村(丸山、小林、大原、真野、須) 日吉村組合役場

明治二十年三月四日郡中聯合村會開設の認可を得、同月二十七日より開會、聯合村共同の事業を施行し來りしが、明治二十二年十月一日町村制發布と共に聯合村會は廢せられ、同二十五年日野郡二部村外二十八ヶ村組合なるもの組織せられ、同二十九年八月郡制實施と同時に解除し、大正十一年三月郡制廢止に伴ひ自治協會なるもの、組織を見るに至れり。今左に聯合村會、二部村外二十八ヶ村組合、日野郡會、自治協會の施設經營に就き其の概要を摘示すれば左の如し。

一、聯合村會

一、聯合村會は勸業委員設置規則を設け、勸業委員を選擧し、其の受持部内勸業の事を擔任せしめ、且つ縣廳郡役所の指揮する事務並に戸長協議の事務を處辨し、又は郡戸長の諮問に答ふ、勸業委員擔任の事項概ね左の如し。

- 一、水陸運漕の利害(道路港灣、開鑿修築)に關する事
- 一、溝渠用惡水疏通に關する事
- 一、害虫家畜傳染病有害鳥獸豫防驅除の事
- 一、動植物蕃殖及改良の事
- 一、農具其他諸器械改良の事
- 一、肥料適否の事

一、開墾事業の事

一、山林栽培及保護の事

一、農商工事通信の事

一、農商工事統計の事

一、輸出入物品統計の事

一、物産販路の事

一、博覽會共進會品評會に關する事

一、養蠶製糸改良の事

二、聯合村會は養蠶及製糸傳習所を設置し、養蠶製糸の業を改良する爲め斯道堪能の教師を雇入れ、日野郡居住の者にして將來本業に従事すべき見込ある生徒を養成せり。

三、聯合村會は稻作改良傳習所を設置し、稻作改良を圖らんが爲めに福岡縣より教師を雇聘し、將來本業に従事すべき見込ある生徒を養成せり。

四、聯合村會は桑楮樹の繁殖と種類の改良を計り、併せて細民授産の基礎を立つるが爲め、各宿村適當の地に桑楮苗栽培園を設置し、其の収益は當分これを分配せず、年々の収益を以て順次桑楮園を擴張し、該宿村内に養蠶製紙の業を設け、其の収益金は宿村共有として年々積立て置き、多額に至るを待て更に分配の方法を設け、細民に至るまで起業の資本を得せしむるに努めたり。

五、聯合村會は日野郡高等小學校創立の議を起し、明治二十一年三月本校舎及寄宿舎の建築をなせり

是れ日野郡に於ける高等小學校設立の始めなり。

二、日野郡二部外廿八ヶ村組合會

一、組合會は杉檜苗試作人、桐苗試作人、及牛馬品評會山林改良費等に補助を與へ、勸業畜産の獎勵をなせり。

二、組合會は養蠶の發達改良を圖らんか爲めに蠶業教師を聘用し、當業者を集めて講話を爲し、又實地飼育に就き教授を爲さしむ。

三、組合會は日野郡高等小學校の經費豫算を議決し、我郡唯一の高等小學校の學力増進に努めたり
明治二十九年に於ける高等小學校費を擧ぐれば左の如し。

日野郡高等小學校費目	決算額	豫算額
一、給料	六二二、八三八	六六〇、〇〇〇
二、雜給	一一〇、五七〇	一一三、〇三〇
三、恩給基金	六、二二八	六、六〇〇
四、雜費	七〇五、二〇二	七〇六、一〇三
五、常時修繕費	八五、〇五二	八六、三二二
計	一、五二九、八九〇	一、五七二、〇五五

此の時の高等小學校は四箇年程四教員にして、生徒も百六十名を超わざりき。

四、組合會は明治二十九年八月一日の會議に於て、緒形弘義に對し七拾圓を贈與し、勸業上の功勞を

表彰せり。

五、明治二十九年八月一日日本組合解除に關する左記議案を決議す。

組合解除ニ關スル議案

本組合ハ郡制實施ニ付解除ス

本組合事務完結方法ヲ定ムル左ノ如シ

一書類帳簿物品及ビ經費ノ殘餘金ハ、組合事業ト共ニ郡ニ引繼ゲモノトス。

一貸付金ハ本組合ノ議決ニ依リ各村ヘ分割ヲ要スト雖ドモ、郡制ノ規定ニ依リ郡有ニ歸スル以上ハ、之ヲ分割スルト否トハ郡會ノ議決ニ任ズ。(本組合ハ解除シ現在貸付金及苗)

一明治二十九年本組合費決算報告ノ認定ハ、郡會ニ囑托ス。

一本組合解除ノ後猶殘餘ノ整理ヲ要スルモノアルトキハ、其一切ノ事件ヲ本郡長ニ囑托ス。

三、日野郡會

明治二十九年十月十九日、臨時日野郡會開會、同二十三日閉會す。是れ郡制發布に基く我郡に於ける郡制政治の初會となす、當時の議長は日野郡長岡島正潔、議長代理は入澤格治なり。爾來約三十年間本郡に於ける濟々たる多士、智能の粹を絞り、本郡の開發に努め施設經營頓に一新面目を改め、以て今日の盛を致せり。

一、明治二十九年十月二十三日葉烟草取扱所設置の儀に付、左記建議書を鳥取縣知事(深野一三)に提出せり。
本年法律第三十五號を以て公布せられたる葉烟草專賣法中にある葉烟草取扱所の義は、葉烟草を集散する所にして、之れが位置の適否は耕作者の便否利害に係る言を俟たざる所にして、最も適地を選擇せざるべからざるなり、抑も本郡の義は、本縣下無比の烟草の産地に有之、就ては郡内烟草産地附近適當の位置に御設置可相成とは被存候得共、萬一不幸にして他郡内に御設置相成候時は

耕作者の不利なるのみならず、將來の烟草産業の降替に關するや尠少なからず、依之本郡内烟草産地附近にして、最適當の位置に取扱所設置せられんことを、本郡會の輿論を以て此段建議候也

- 一、明治二十九年十二月十七日種牡牛に充つべき見込なき牡牛は、學丸割去術施行すべき法規發布の建議(鳥取縣知事宛)
- 一、同年同月同日左記日野郡農學生學資補助規程制定せらる。

規 定

第一條郡内農事の研究及實業提擧の任務を將來に負擔せしむべき農學生を養成するの目的を以て、篤農子弟の簡易農學校に入校するものに學資を補助するものとする。

第二條前條入校者にして補助を請願したる時は、入學中毎月壹圓を郡費より補給し學資に充てしむるものとする。但し每學級六名を定限とす。

第三條補助金は毎月末日校長の認印を受けたる領收證を徴し、農學校長を経て支給するものとする。

第四條補助を受けたる農學生は、左の誓約書を差出すものとする。(誓約書式省略)

第五條卒業歸郷の上は専ら郡内農耕業の發達を圖る義務あるものとする。

第六條入學のとき一ヶ月に滿たざるもの、及び私事の便宜により歸郷するときは、日割を以て補助金を減ずるものとする。

第七條本規程は現今在學の生徒にも適用するものとする。

- 一、明治三十年十二月水源涵養伐木停止解除に關する建議書を鳥取縣知事に提出せり。
- 一、明治三十年十二月中學分校設置に關する日野郡長(岡島止瀨)の諮問案に對し、左の答申をなせり。

答 申 書

米子町に尋常中學分校設置に關する御諮問の件、本郡は公益ありと認め之れが設置を期せられんことを希望す、依て其必要に當り創業費の内に金三百五拾圓、本郡費を以て寄附すべきことを更に付議せられ度候。

- 一、明治三十二年六月郡造林を設定し、郡財産を造成するの目的を以て林地反別凡百拾參町歩に杉扁柏の栽植を決議し、之れが費用

支出法を定む、即ち金壹萬圓を鳥取縣農工銀行より借入れ、年九分以内の利子を附し、十五ヶ年賦を以て償還することを決議す。

- 一、明治三十六年二月十三日鳥取縣日野郡有給吏員及職員退職料退職給與金遺族扶助料給與規則を定む。
- 一、明治三十八年一月十八日左記意見書を日野郡長(井上廉治)に提出せり。

征露の師一度起るや、忠勇義烈なる國民の敵愾心は、能く舉國一致を表し、海に陸に連戰連勝、向ふ所殆んど敵なく、既に旅順陥落し全局の勝利を奏する將に近きにあらんとす、豈盛事ならずや、此期に際し樹木を植え一の記念林を造成するは、時機に適せる事業なりと信ず、希くは案を具し本會に付議せられん事を。

- 一、明治四十二年二月五日氣高郡立徒弟學校に生徒三名を限り入學せしめ、其在學中(三ヶ年)壹人月額五圓以内の學資補助をなすことの議決をなせり。
- 一、明治四十三年一月二十八日日野郡役所移轉に關する左記建議書を鳥取縣知事(告森良)に提出せり。

日野郡役所移轉に關する建議

日野郡の地幅員狹しと雖ども其長さ實に拾五里を越え、四面山を以て繞らし、中間山又山を以て之れを隔て、交通の便唯一に沿川一道あるのみ、然るに現在郡役所位置は其一隅に邊寄し、郡民の往復其他尠なからざる不便あり、郡民の之れを厭ふ日已に久し、其利害たる茲に故らに列擧するを待たず。苟も足跡一度日野郡に到るもの、又は卓上地圖を披て之れを一見するもの、唯か直に首肯せざるものあらん、一言以て之を覆へは不利不便の位置なりと云ふを以て足れりとす、之れを改めざるは本會の遺憾とする所なり。

閣下賢明なる爰に其實狀を知悉せられん、宜しく速に之れを中央至便の地根雨村に移されんことを希望す。若し夫れ其移轉費の如きは、本會も亦議して支出の途を講じ、縣郡費を煩はさざらんことを期す。

- 一、明治四十四年一月十五日郡内に製糸會社設立せられんことの建議書を日野郡長(井上廉治)に提出せり。
- 一、明治四十五年二月一日日野郡所在の國縣道路の幅員を壹間擴張することの意見書を鳥取縣知事(岡喜七郎)に提出せり。
- 一、大正四年一月十六日左記意見書を日野郡長(入江澄)に提出せり。

山上村坪倉鹿太郎なるものが日野郡史を編纂せんとする趣、右は郡事業の編纂史を裨益することあるを認む、依て同人が之れを完成したる時は、印刷費補助として、左記金額大正四年度に於て彼は流通の上にて交付相成度

一金百五十拾圓以上

一、大正五年二月二十日左記理由の下に、鳥取縣米子根雨間輕便鐵道敷設を速成せられんことの見書書を内務大臣(一本喜徳郎)に提出せり。

理 由

本鐵道は中國交通運輸上及本郡産業開發上に至大の關係を有し、本鐵道完成の遲速は本郡民の消長に關するや固より論を待たず、而して本線路は鳥取縣下西伯郡米子町より同郡五千石村幡郷村を経て日野郡根雨町に至るを至便なりとす、希くは年限を短縮して明年度に於て建設工事を施行し、一日も早く完成せられんことを希望して止まず、是れ本意見書を提出する所以なり。

一、大正六年四月本郡出身の學生に對し學費貸與の決議をなせり。

一、大正六年二月十九日内務大臣(後藤新平)宛日野郡内印賀多里の兩郵便局に電信を架設し、新に阿思縁村に郵便局設置せられんことの見書書を提出せり。

一、大正七年一月二十六日左記理由の下に、鳥取縣米子町より日野郡を経て岡山縣岡山市に至る陰陽連絡鐵道敷設を速成せられんことの見書書を内務大臣(後藤新平)に提出せり。

理 由

交通機關の整備は人文の啓發と産業の發達とに影響するは今更言を俟たず、吾地方陰陽連絡鐵道の敷設を翹望する事年既に久し、其完成の遲速は本郡の休戚に關すること甚大なり、今や幸に政府に於て米子町より本郡を通過して岡山市に至る所謂伯備線敷設の計劃ありて、既に帝國議會に附議せられんとすと、果して是が完成を見んか其公益を増進するに於ては啻に一地方の幸福のみならず、而も米子根雨間は己に工事に着手せらるゝと雖も、僅かに一局部に止まり進工せざるものあるは甚だ遺憾とする處なり、依之本郡の敷設を一日も速かに完成せしめられんことを希望する所以なり。

一、大正八年二月日野郡内を貫通する國縣道の壞損を速に修補復舊するの意見書を鳥取縣知事(佐竹義文)に提出せり。

一、大正九年一月二十九日左記理由の下に、本郡内に於て現に十五年以上小學校教育に従事したる教員の子弟にして、成績優良なるもの、師範教育を受くる場合に於て、郡費を以て補助するの案を郡會に提出せられんことの見書書を日野郡長(小松久米太郎)に提出せり。

理 由

近時本郡優良教員の他都市若くは他府縣に向つて流出すること多くして之が補充容易ならず、爲めに蒙る町村教育上の損害實に圖り知るべからざるものあり、是れが原因する所要するに物質上の欲求を充たし得ざると同時に、精神上的の慰安を保障すべき何等の施設なきによるなり、本來家族制度の我國に於ては、祖先崇拜子孫存続の觀念は殊に教育者間に於て此信條濃厚なるを覺ゆるが故に、教員慰安の秘訣は斯る人情の機微を捉らへて是れが満足を與へ、兼ねて教員養成の途を開くべく一舉兩全の方案なりと思考す

一、大正九年二月一日日野郡立乙種農林學校設立を議決す。

一、大正九年三月三日左記件を議決す。

自大正九年度町村實科高等女學校補助繼續年期及支出方法の件。
至大正十三年度

金八百圓

大正九年度

金八百圓

大正十年度

金八百圓

大正十一年度

金八百圓

大正十一年度

金八百圓

大正十二年度

一、大正十年一月三十一日郡費補助變更に關する件を議決す。

大正九年一月郡會に於て決定せし實科高等女學校教師給補助を左の通り變更するものとす。

金壹千四百圓

大正十年度

金壹千四百圓

大正十一年度

金壹千四百圓

大正十二年度

金壹千四百圓

大正十三年度

- 一、大正十一年一月十四日左記建議書を郡長(中島知道)に提出す。
日野郡縣社東西樂々福神社賽路を郡道に編入するの件(理由書省略)
- 一、大正八年二月左記理由の下に、鳥取縣日野郡各三等郵便局通信事務の改善進捗を促されんことの見解書を内務大臣(床次竹二郎)に提出せり。

理 由

抑も文明の促進は、通信事務就中通信事務進捗より急なるはなし、知能の啓發財産の安固より商工の機微に至る迄、苟も私交的に社交的に吾人の享有する幸福利益の大半は、一に通信機關の信賴活動に俟つ、然るに近時通信機關の故障事務の停滞殆んど其極に達し、從來一日にして用辨せしもの今や五乃至十日の日子を要し、電文の如き郵便と更に撰ぶ所なし、若し夫れ従業者の不正不規律よりして全く集配を怠り、或は郵便物の紛失不着等最近通信界の暗黒面に至ては實に寒心に堪へざるものあり、是等固より時局の影響に基く一時の戀態にして、夙に應變の策當局の胸中に存在すること深く信じて疑はざる所なりと雖も、惹ひては思想界に懸感化を及ぼす而已ならず、僻遠不便通信機關の恩恵に信賴するの外他に道なき我郡現時の慘狀に顧みて、最早寸時も黙過するに忍びず、茲に郡民の輿望を代表し片言以て閣下に致す、希くは一日も早く是が改善促進に努められ、郡民々して文明の惠澤に浴せしめられんことを、謹て意見書提出する所以なり。

- 一、大正八年十月二十一日左記理由の下に、根雨土木工營所は臨時水災事務完了後尙存置せられんことの見解書を鳥取縣知事(阿部壽準)に提出せり。

理 由

我が郡は山間に僻在するの故を以て、交通機關の完否は郡民の死活に關する大問題なり、從て道路橋梁の建設修理其機宜を謬らざるの施設は、現下の急務にして永世の必要條件なり。

我郡は米子第三土木工營所の所轄に屬し、其距離遠隔なるが爲めに急施を要する事件も常に機宜を失し、貨客輸送の杜絶頻々として起り、是に依り生ずるの損害は亦實に圖り知るべからざるものありき、客年根雨町に工營所の設置せらるゝや、郡民爲めに愁眉

を開き將來に甚大の期待と安心とを有しき、然るに近々道路の語る所によれば、臨時水災事務終了と共に再び米子土木工營所に復歸すと、吾人深く是を信ぜずと雖も若し事實真なりとせば、獨り本郡民の不幸のみならず延ひては縣土木行政の進展を阻害するの虞亦實に大なりとす、依て本建議を提出し敢て閣下の賢慮を煩はさんと欲する所以なり。

- 一、大正九年一月三十日左記理由の下に、伯備線鐵道線路中鳥取縣日野郡霞村に停車場を設置せられんことの見解書を内務大臣(床次竹二郎)に提出せり。

理 由

鐵道線路の延長は文化の普及を促進し人民活動の範圍を擴大す、伯備線工事着々進捗し今後數年を待たずして將に郡内豫定の工事を了し汽笛山樵を驚かさんとす、此際我郡勢の現狀に鑑みなば線路寸尺の伸縮も將來我郡開發上至大の關係を有するを知る、本郡霞村は奥部貨客の集點にして亦文化の中心地なり、若しそれ同地に停車場を設けらるゝを得ば、音に線路の延長を見るのみならず之れによりて生ずる國民福利實に甚大なるものあり、是れ關係一部民の希望のみならず實に全郡民の期待なり、今や千載一遇の好機幸に輿望を容れ、霞驛を設置せられんことを、郡會の決議を経て謹んで意見書提出する所以なり。

郡制實施以來茲に三十年、其の間本郡に於ける自治的施設は多方面に於て郡利民福を促進し、物質的に精神的に、將來の計劃に向て直接に間接に其實現に努力したるの事實は、本誌既に記載したる所なるが、就中郡造林の計劃、育英獎勵の施設、郡史編纂事業の如きは其の尤も顯著なる事績にして、數百町歩の造林を設定して郡財産造成の大計を樹て、育英の資を投じて英才の教育に努め、實業學校を起して郡民智徳の増進を圖り、教員子弟學資補給の途を立て、教員優遇の法を講じ、郡史編纂の事業を起して文化の經路を闡明する等、直面したる諸問題の外に郡是の大方針に立見し、我郡將來の發達に關し勇斷實行の事蹟は、本誌の特に忘るべからざる所なりとす。是等の事固より成るの日に成るにあらず漸上機熟の結果今日を致したる論なしと雖も、能く好機を捕捉し輿論を收攬し、是れが立案實

施の實を擧げたる當時の郡長岡島正潔、井上廉治、小松桑太郎諸氏の手腕を敬慕すると同時に、其時代に於ける郡會議員殊に郡參事會員諸氏の、建議斡旋の効甚だ大なりしを多謝せざるべからず。

日野郡會議員 (明治三十二年郡制改正後)

選舉區	選舉年月日	氏名	選舉區	選舉年月日	氏名
野二部村組合	明治卅二年九月三十日	足羽 章兮	神奈川村	同	藤原 清平
同	同	山根 幸史	江尾村	同	大岩 八郎
菅福村組合	同	緒形 弘義	米澤村	同	徳尾野精一
菅福村組合	同	法橋喜一郎	菅福村組合	同	野坂金治郎
菅福村組合	明治卅二年十一月五日	青砥吉壽郎	同	同	森田定治郎
阿毘縁村	明治卅二年九月三十日	妹尾 正治	米澤村組合	同	益田梅治郎
山上村	同	西村新治郎	日吉村組合	同	岡田治三郎
多里村	同	入澤 格治	菅福村組合	明治卅五年二月廿八日	緒形 弘義
宮内村組合	同	田邊彌太郎	野二部村組合	明治卅五年四月七日	山根 幸史
福榮村	同	新田竹太郎	同	同	西村新治郎
石見村組合	同	藤原貞一郎	多里村	同年五月二十六日	入澤 格治
渡井村組合	同	近藤 房吉	霞宮内村	同	明治卅五年十二月十一日清水角太郎
安井村組合	同	近藤千八郎	日吉村	同	足羽 章兮
眞住村組合	同		二部村野上村	同	

選舉區	選舉年月日	氏名	選舉區	選舉年月日	氏名
菅福村組合	同	山根 幸史	米澤村	同	益田梅治郎
菅福村組合	同	稻田 清淳	日吉村	同	伊澤徳三郎
菅福村組合	同	青砥吉壽郎	菅福村	明治卅八年四月十五日	緒形 弘義
阿毘縁村	同	法橋喜一郎	米澤村	明治三十八年九月一日	河上 成治
山上村	同	妹尾 正治	多里村	明治四十年四月十日	舟越淺太郎
多里村	同	鈴木 正治	野二部村	明治四十年九月三十日	足羽 章兮
宮内村	同	入澤 格治	同	同	山根 幸史
霞宮村	同	兒玉治三郎	菅福村	同	緒形 弘義
福榮村	同	新田竹太郎	菅福村	同	矢吹輝太郎
石見村	同	佐々木槌三郎	菅福村	同	青砥吉壽郎
渡井村	同	徳本吉次郎	阿毘縁村	同	古都 勝藏
安井村	同	吉原 三平	山上村	同	齋坂米次郎
眞住村	同	福島 虎市	多里村	同	倉光千代太
同	同	大谷 廣次	霞宮村	同	増田久太郎
同	同	下垣貞四郎	福榮村	同	丸山臺太郎
同	同	野坂金治郎	石見村	同	森田久太郎
同	同	幅田藤三郎	渡村、安井村	同	加藤 萬藏

多里村 同	齊藤秀治郎	神奈川村 同	藤原長吉
宮内村 同	田中儀太郎	江尾村 同	川上精祐
福榮村 同	松浦實太郎	米澤村 同	加藤信次郎
石見村 同	吾郷敏明	旭口村 同	光木長太郎
同	瀧田傳三郎	同	森田盛雅
日野村 同	遠藤常重	日光村 同	新見善十郎
根雨町 同	長尾文藏	八郷村 同	角田菊藏
同	遠藤元藏	米澤村 同	大岩八郎

四、自治協會

郡制廢止に伴ひ從來郡に於て施設經營し若しくは助成せる事業の多くは、縣又は町村の施設に移し或は廢止することゝなるべきも、中には縣又は町村の事業に移すこと能はず、然も之れを廢止せんか郡一般の發達を阻害するに至るべきもの尠からず。如斯は之を民設機關に移し其の計劃措置を誤らざると共に、將來郡内各町村に於て共同の施設を要するか如き事業に對しては、之が機關に依り其の經營を助成することは、郡將來の福利を増進する上に於て最も必要なる施設なるを認め、大正十一年八月二十日自治協會の設立を見たり。其の目的とする所は本郡に於ける地方自治の振興、教育産業の發達、衛生保健の向上、生活の改善を圖るにあり。本會に於て行ふ事業の項目大凡左の如し。

一、特定事項に關する調査研究をなすこと

二、講習講話を開催すること

三、適切なる見學視察を奨励し又は自ら行ふこと

四、各種團體若くは個人の事業に對して指導援助に努むること

五、地方改良功勞者又は篤行者の旌表をなすこと

六、本會の目的に該當する事項を研究し、之を以て本郡内に於て盡瘁せんとする者に對し援助を與ふること

七、本郡出身中等學校卒業者にして高等教育を受けんとする者に對し、學資貸與の途を講ずること

八、本郡在勤小學校教員子女にして中等教育を受けんとする者に對し、學資貸與の途を講ずること

九、會報を發刊すること

一〇、其他本會の目的遂行に必要な事業を行ふこと

本會の資産は、山林二町四反三畝廿七步造林四百五町二反九畝二十步其他寄附金及雜收入等なり、而して造林を賣却したるときは其の代金の全部(借地料を除く)を基本資料として積立て、此の基本資金は消費するを得ざるものとす、但し間伐收入は此の限りにあらず、本會基本資金が五拾萬圓に達したる時は、殘存造林地の賣却代金(借地料及賣買所要經費を除く)は之を町村の基本財産に寄附するものとす。

本會に對し本郡各町村よりの寄附方法は、明治三十三年度より大正十年度に至る各町村に於ける郡費分賦額に、會設立後に於ける町村の寄附額を按分す。

本會の經費は左の諸收入を以て之に充つるものとす。

- 一、資産より生ずる收入
- 二、補助金
- 三、個人及町村の寄附金
- 四、其他の諸收入金

前項の收入金を以て經費に充て尙剩餘あるときは其二分の一に限り基本資金に編入するものとせり

日野郡自治協會學資貸與規定

- 第一條 本郡ノ學事ヲ獎勵シ人材ヲ養成セムガ爲メ、本規則ニ依リ無利子ヲ以テ本郡出身ノ學生ニ對シ學資ヲ貸與ス
- 第二條 貸與ヲ爲スベキ學生ノ種類左ノ如シ。
但シ入學前豫メ願書ヲ差出シ貸資生ノ選定ヲ受クルコトヲ得
- 一、公立ノ大學ニ入學シタル者
- 二、公立專門學校并ニ高等學校ニ入學シタル者
- 三、高等師範學校女子高等師範學校及文部省臨時教員養成所ニ入學シタル者
- 四、陸軍士官學校、海軍兵學校并ニ海軍機關學校ニ入學シタル者
- 五、前各項ト同一程度ト認ムベキ私立學校ニ入學シタル者
- 第三條 學資ヲ貸付スベキ者ノ資格左ノ如シ
一、拾箇年以上本郡ニ在籍ノ者
- 二、品行方正、學力優等、志操堅固ニシテ身體強健ナル者
- 三、父兄ニ於テ學資ヲ供給シ難キ者

第四條 學資貸與ハ一箇月金拾五圓以内トス

但シ學校卒業後一定ノ年限本郡内ニ於テ職務ニ服スルコトヲ條件トシテ貸與スル場合ハ特ニ本文ノ金額ヲ増加スルコトアルベシ

第五條 學資ノ貸與ヲ受ケムトスル者ハ第一號書式ノ願書ニ左記書類ヲ添付シ、毎年一月十日迄ニ町村長ヲ經テ會長ニ出願スベシ

- 一、履 歷 書
- 二、身體檢查書
- 三、新ニ入學セントスル者ハ其在學學校長ノ證明シタル最近ノ卒業若ハ修業ノ學業成績及品行調査書
- 四、在學中ノモノハ其學校長ノ證明シタル最近ノ學業成績及品行調査書
- 五、本人戸主又ハ家族并ニ保證人ノ納ムル直接國稅納額ノ町村長證明書
- 六、拾箇年以上本郡内ニ在籍セルコトノ町村長證明書
- 第六條、學資ノ貸與ハ理事會ノ意見ヲ聞キ會長之ヲ許可ス
- 第七條、學資貸與ノ許可ヲ受ケタルトキハ直ニ誓約書(第四號書式)ヲ差出スベシ
- 第八條、學資貸與ヲ受クルモノ疾病ニ罹リ三箇月以上學業ヲ履修シ能ハザルトキハ、醫師ノ診斷書ヲ添ヘ會長ニ届出ツベシ
- 第九條、學資貸與ヲ受クルモノ其學校ヲ卒業シ又ハ中途退學シ若ハ死亡シタルトキハ、本人又ハ其ノ父兄若ハ保證人ニ於テ直ニ會長ニ届出ツベシ

但シ中途退學者ノ場合ハ其事由ヲ詳具スベシ

第十條、貸與ノ學資ハ卒業者ニアリテハ一箇年後、中途退學者ニ在リテハ退學後本人ノ希望ニヨリ月賦又ハ年賦ヲ以テ貸與月額又ハ年額ノ半額宛ヲ償還セシムルモノトス

但シ成績不良ノタメ退學ヲ命セラレタル者、又ハ第四條但書ノ許可條件ニ違背シタル者ハ、一時ニ之ヲ償還セシム

第十一條、學資ヲ貸與シタル者ニシテ不都合ノ行爲アリ又ハ成業ノ見込ナシト認ムルトキハ、貸與ノ許可ヲ取消シ、且既ニ貸與シタ

ル金額ヲ一時又ハ數回ニ償還セシムルコトアルベシ

第十二條、學資ノ償還義務ニ付キテハ、戸主及直接國稅年額五圓以上ヲ納ムル者二人以上ノ保證人ヲ要ス

但シ保證人ハ本郡内ニ住所ヲ有シ身元確實ト認ムル者ニ限ル、保證人前項ノ資格ヲ喪失シタルトキハ、其ノ變更又ハ増加ヲ命ズルコトアルベシ

第十三條、學資ノ償還ハ會長ヨリ發スル命令書ニ依リ納付スベシ

附 則

大正六年四月日野郡令第一號學資貸與規則ニ依リ學資ノ貸與ヲ受ケタルモノニシテ、現ニ償還ノ義務アル者ニ對スル權利及現ニ貸與シツ、アル者ニ對スル義務ハ、本會之ヲ繼承ス

本規定ハ大正十二年四月ヨリ之ヲ施行ス

規程第五條ノ出願期限ハ本年ニ限り四月二十日迄トス

(第一號書式乃至第四號書式ハ之ヲ略ス)

日野郡自治協會小學校教員子女教育資金補給規定

第一條、小學校教員ニシテ十年以上本郡内小學校ニ勤續シ成績佳良ナリト認メタルモノニシテ其ノ子女ヲシテ中等教育ヲ受ケシムル場合ニハ、郡長ノ推薦ニ依リ之ニ學資ヲ補給ス

但シ學資補給ハ當分教員一人毎ニ子女二人分ヲ以テ限トス

第二條、本郡内實業補習學校、實科高等女學校ノ教員ニシテ小學校教員ニ轉ジタルトキハ、其勤續年數ヲ通算シ第一條ヲ適用ス

第三條、公立學校正教員、視學、郡外小學校教員ニシテ成績佳良ノ者本郡小學校ニ轉ジ、勤續五年以上ニ達シタルトキハ、其ノ在官在職年數ヲ通算シ第一條ヲ適用ス

第四條、兵役ニ服スル爲メ其職ヲ去リタルモノ、兵役ヲ終リタル後九十日以内更ニ就職シタルトキハ、前後ノ在職年數ヲ勤續年數ニ通算ス

學校ノ廢止若ハ學校編制ノ變更ニ因リ退職シタル者、六十日以内更ニ就職シタルトキ、及教員養成ヲ目的トスル學校ニ入學シタル者、卒業後三十日以内更ニ就職シタルトキ亦同ジ

第五條、本規定ニ於テ中等教育ト稱スルハ左ノ範圍ニ屬スル學校ノ教育ヲイフ
一、師範學校、中學校、高等女學校
二、中學校ノ學科課程ト同等以上ト認ムベキ實業學校
三、前各號ニ準スベキ各種學校

第六條、學資補給ハ其最高額ヲ子女一人毎ニ年額六十圓以内トス

但シ子女ヲシテ自宅ヨリ通學セシムル場合ニハ、其半額ヲ減ズ

第七條、學資補給ヲ受クルモノ左記各號ノ一ニ該當スルトキハ、現ニ在學スル子女ノ其學校卒業ニ至ル迄補給ヲ繼續ス

一、年齢六十歳ヲ過ギ退職ヲ命セラレタルトキ

二、傷疾ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ、其職務ニ堪ヘサルガ爲退職又ハ休職ヲ命セラレタルトキ

本會創立當初ヨリノ役員ハ左ノ如シ

本會規則第十三條により理事中一名は島取縣日野郡長ノ職にあるものを以て之に囑託し、其他の理事は評議員會に於て之を選擧す會長は日野郡長ノ職にある理事を以て之に充て、副會長は理事の互選とす、評議員中十八名は町村長ノ職にある者に囑託し、其以外ノ評議員は會長之を囑託す

自治協會役員 (協會創立以來)

職名	就職年月	住所	氏名
會長	大正十一年十一月	日野郡長	中島 知道
同	大正十二年十二月	同	萩谷 勇之介

同 同十四年一月
 同 同年三月
 同 同年一月
 同 同年五月
 同 同年六月
 同 同十一年十一月
 同 同
 同 同
 同 同
 同 同
 同 同
 同 同

多里村長 田邊金太郎
 大宮村助役 福田善作
 神奈川村長 佐々木清一郎
 石見村長 松浦虎太郎
 大宮村長 青砥吉壽郎
 江尾村大字江尾 川上精祐
 日光村大字吉原 新見善重郎
 根雨町大字板井原 長尾文藏
 同町大字根雨 近藤壽一郎
 石見村大字三吉 吾郷敏明
 日野上村大字宮内 入澤廉
 同村大字矢戸 入澤武治

第二節 縣 行 政

明治四年七月藩を廢し縣となし、鳥取縣を設置せられ因幡伯耆二國を管治せしが、同年十二月隱岐國を治下に屬し、同九年八月鳥取縣を廢し島根縣に合併せられ、同十四年九月鳥取縣再置因幡伯耆二國を管す、治所は因幡國鳥取市にあり。

明治十三年四月八日の布告により、府縣會規則を定められ、府縣會は地方税を以て支辨すべき經費の豫算及其徵集方法を議定するの機關となし、郡區の大小に依りて每郡區より五人以下の議員を選出し外に議員定數の外補欠員として十人以下を増選することを得せしむ、當時府縣の議員たることを得べき者は、滿二十五歳以上の男子にして、其府縣内に本籍を定め、滿三年以上居住し、其府縣内に於て地租十圓以上を納むるものに限り、議員を選挙するを得べき者は、滿二十歳以上の男子にして、其郡區内に本籍を定め、其府縣内に於て地租五圓以上を納むるものに限り、議員中欠員あるときは、順次投票の多數を以て之を取り、尙缺員あるときは更に之に代る者を選挙せしむ、但補欠員あるときは、順次投票の多數を以て之を取ること定めらる、明治三十二年三月十六日府縣制の發布あり、其後數次の改正を見たりしが、現今に於ては東京市京都市大坂市其他勅令を以て指定したる市を除くの外、郡市の區域に依て選舉區を定め、各選舉區に於て議員を選挙すること、なれり、府縣會議員は府縣の人口七十萬未滿は議員三十人を以て定員として、七十萬以上百萬未滿は五萬を加ふる毎に一人を増し、百萬以上は七萬を加ふる毎に一人を増す定めとなる、本縣は定員三十名なり、而して各選舉區に於て選舉すべき府縣會議員の數は、府縣會の議決を経て府縣知事之を定む、本郡に於ける現在選出議員の定數は三名なり、選舉及被選舉資格は府縣内の市町村公民にして、一年以來其府縣内に於て直接國税を納むるもの、議員の任期は四年にして、總選舉の日より起算せらる、府縣會議員中關員あるときは三箇月以内に補闕選舉を行ふこととなり居れり、歴代の縣長官及び本郡選出縣會議員左の如し。

歴代縣長官

任官年月	職名	氏名	任官年月	職名	氏名
明治四年十二月	權令	河田 景興	同二十九年四月	同	深野 一三
同六年一月	權參事	關 義臣	同三十年十一月	同	荒川義太郎
不詳	參事	同人	同三十二年五月	同	久保田貫一
同六年七月	權參事	河野 通	同三十三年一月	同	大久保利武
同七月日不詳	權令	三吉 周亮	同三十三年四月	同	香川 輝
同八月日不詳	權參事	伊集院兼善	同三十四年四月	同	寺田 祐之
不詳	參事	同人	同三十九年七月	同	山田新一郎
同九年八月	縣令	佐藤 信寬	同四十一年三月	同	告森 良
同十年八月	縣令	境 二郎	同四十二年六月	同	岡 喜七郎
同十一年七月	縣令	山田 信道	同四十三年六月	同	川島 純幹
同十四年九月	同	同人	大正二年三月	同	三松 武夫
同十九年七月	知事	同人	同三年六月	同	佐竹 義文
同二十一年十月	同	武井 守正	同六年一月	同	阿部 壽準
同二十四年四月	同	西村 亮吉	同八年四月	同	岩田 衛
同二十五年七月	同	調所 廣丈	同九年九月	同	日比 重雅
同二十七年九月	同	野村 政明	同十一年十月	同	木下 信
			同十三年六月	同	同上
			同十三年十月	同	同上

日野郡選出縣會議員

正補充員 ヲリ 正員ニ補充シタルモノ
補六補充員

選舉年月	住所	正補	氏名
明治十五年四月	根雨村大字根雨	補	近藤 雄四郎
同	阿毘緣村	補	木下 扇八
同	黒坂村大字黒坂	正	緒方 千鹿
同	多里村大字多里	正	長尾 奧太郎
同	宮内村大字矢戸	補	矢村 一郎
同	江尾村大字久連	正	水下 平一郎
明治十六年二月	黒坂村大字黒坂	正	梅林 三四郎
同	米原村大字大河原	正	吉川 政太郎
同	旭村大字莊	補	森田 五平治
同	黒坂村大字黒坂	補	杉 景壽
同	根雨村大字具原	補	生田 喜平治
同	溝口村大字宮原	補	大江 與三郎
明治十六年六月	黒坂村大字黒坂	正	杉 景壽
同	二部村大字福岡	正	西村 貞一郎
同	根雨村大字具原	正	生田 喜平治
同	安井村大字野田	正	飛田 瀬平

同	根雨村大字根雨	補	近藤雄四郎
同	米原村大字大河原	補	吉川政太郎
明治二十八年七月	宮内村大字矢戸	補	矢村一郎
同	野上村大字福居	補	原弘業
同	黒坂村大字黒坂	補	緒形弘義
同	溝口村大字溝口	補	野坂金次郎
同	同村大字谷川	補	光木勇藏
同	根雨村大字根雨	補	近藤雄四郎
明治三十年四月	黒坂村大字黒坂	補	杉景壽
同	溝口村大字溝口	補	野坂金次郎
明治三十二年九月	黒坂村大字黒坂	補	杉景壽
同	江尾村大字江尾	補	徳尾野精一
明治三十六年九月	二部村大字二部	補	足羽章分
同	印賀村大字印賀	補	青砥吉壽郎
明治四十年九月	同	補	同
同	二部村大字二部	補	足羽章分
明治四十四年九月	同	補	同
同	黒坂村大字黒坂	補	緒形弘義

大正四年九月	二部村大字二部	補	足羽章分
同	黒坂村大字黒坂	補	緒形弘義
大正八年九月	二部村大字二部	補	足羽章分
同	黒坂村大字黒坂	補	緒形弘義
同	大宮村大字印賀	補	青砥吉壽郎
大正十一年八月(補缺)	根雨町大字板井原	補	長尾文藏
大正十二年九月	日野上村大字宮内	補	入澤武治
同	根雨町大字板井原	補	長尾文藏
同	二部村大字二部	補	足羽章分

附 帝國議會

帝國議會は明治二十三年十一月二十五日を以て始めて召集せられたり。帝國議會は二院制にして、衆議院貴族院の兩院より成り、政府は其の協賛を経るに非ざれば新に法律を發布するを得ざるものとす。而してまた國家の歳出歳入の豫算を議するの權あり。貴族院は貴族院令の定むる所により、皇族華族及び勅任せられたる議員を以て組織し、衆議院は選舉法の定むる所により、公選せられたる議員を以て組織す。

議會開設以來茲に三十有六年、其の間貴族院議員の選舉六回、衆議院議員の選舉拾五回あり、其内本郡人にして選出せられしもの、衆議院議員として、頭本元貞、法橋善作の二氏あるのみ。左に本縣

選出の貴衆兩院議員の氏名を掲げて、郡民の猛省を促さんとす。

衆議院議員

回別	選出年月	氏名
第一回	明治二十三年	岡崎平内
同	同	山瀬幸人
同	同	松南宏雅
同	同二十四年八月	木下莊平
同	同	門脇重雄
同	同	木下莊平
同	同	若原觀瑞
同	同	渡邊芳藏
第三回	同二十七年三月	石谷董九郎
同	同	田江彌三郎
同	同	渡邊芳藏
同	同	石谷董九郎
同	同	田江彌三郎
同	同	門脇重雄
同	同	西谷金藏
同	年月不詳	田江彌三郎補欠

第五回	同	同三十二年	石谷傳四郎
同	同	同	西谷金藏
同	同	同	野坂茂三郎
第六回	同	同三十一年八月	石谷董九郎
同	同	同	西谷金藏
同	同	同	門脇重雄
第七回	同	同三十五年	平井致道
同	同	同	西谷金藏
同	同	同	田江彌三郎
同	同	同	長谷川芳之助
第八回	同	同三十六年	奥田義人
同	同	同	石谷傳四郎
同	同	同	西谷金藏
同	同	同	稻田藤十郎
第九回	同	同三十七年	石谷傳四郎
同	同	同	奥田義人
同	同	同	國谷享
同	同	同	福留清四郎

用したりしが、斯くては狹隘にして公務執行上支障多きを以て、時の日野郡各村有志相謀り廳舎建築
献納に及びしことは前既に記述せし所なるが、其の當時に於ける郡衙所在地二部宿は上方本街道の要
路に當り、且つ文化發祥の中心地たりし故を以て、郡政治の中心地として何人も肯定したる所なり



日野郡役所及郡農事會務所

しが、其の後歳移り星變り郡勢の變轉期に入り、明治二十
年日野川沿岸の國道開通と共に交通關係に至大の變動を起
し、可惜般盛を極めたりし二部宿即ち郡役所所在地も全く
囊狀の不便の地と化せり、茲に於てか郡役所移轉の聲郡内
に起り、此の機を見たる根雨町は熱狂的運動を開始するに
至れり、爾來二十有餘年間縣會開會毎に、必ず之れが移轉
の運動に努めたりしが、明治四十三年に至り時の郡會に於
て郡役所を根雨に移轉すべしとの意見上申の建議案上程さ
れ、滿場一致の可決を見るに至れり、此議一度日程に上る
や、所在地二部村の一部民は夜間議員の旅宿を包圍し空砲
を敢てする等牽制的脅迫を試みしを以て、議場を黒坂村に
移すべし等の議起り物情騒然たりしも、調停功を奏し漸く
事なきを得たり、縣に於ても郡會の建議に鑑み移轉説頓に氣勢を擧げたりしも、一面現狀維持の運動亦
猛烈を極めたりしたため、荏苒又十餘年を経過せり、大正九年十二月に至り縣内氣高郡に於て突如同郡役

所を鐵道沿線に移轉すべしとの運動起るに會し、根雨町自民會は奮然起つて該運動の中心となり、時
の縣會に肉薄し傍ら縣當局の諒解を得、遂に廳舎全部を新築寄附すとの條件の下に縣の原案提出とな
り、次で議決となり、爾後根雨町は經費二萬餘圓を投じて之が工事に着手し、大正十二年四月十八日
時の郡長中島知道時代遂に根雨町に移轉するに至れり。

歴代日野郡長

(退官は次の任官と略ぼ同時なり)

任官年月	氏 名	任官年月	氏 名
明治十二年一月	都田 義 知	明治十四年十一月	天野 祐 治
明治二十三年十二月	小山 光 正	明治二十七年四月	稻村 政 良
明治二十九年二月	岡 嶋 正 潔	明治三十四年二月	井上 廉 治
大正二年三月	吉田元吉郎	大正二年十二月	入 江 澄
大正四年十二月	北 畠 良 一	大正六年三月	松 田 精 一
大正八年八月	小松 桑 太郎	大正九年十月	中 島 知 道
大正十二年十月	萩谷 勇之介	大正十三年九月	古 橋 幸 吉

歴代日野郡書記

任官年月	退官年月	氏 名
明治十九年七月	明治二十四年五月	三 輪 要 三 郎
明治二十三年九月	明治三十六年五月	圓 城 寺 隣

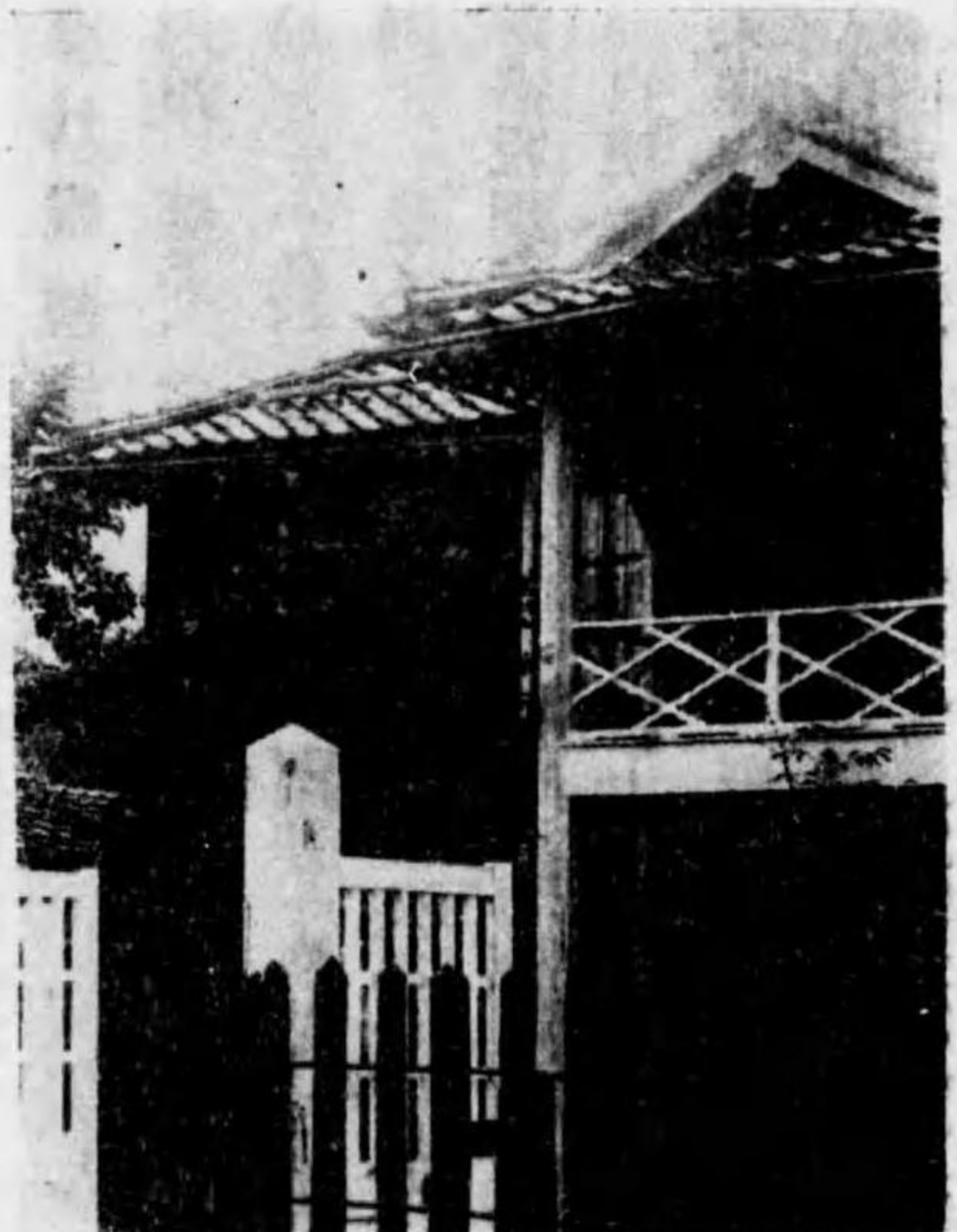
日野郡歴代郡視學

任 命 年 月	氏 名	任 命 年 月	氏 名
明治二十九年十一月	郡視學職務取扱 奥村弘道	郡視學 明治三十三年五月	牛尾淑人
明治三十七年十月	太田松太郎	明治三十九年七月	小林精太郎
明治四十年八月	内藤 静	大正二年六月	谷口力藏
大正四年十二月	三橋 豊藏	大正六年四月	春榮 哲司
大正八年七月	山本 徳藏	大正十年十一月	竹本定次郎
大正十二年四月	大島 國治		
		(退官は次の任官と略ぼ同時なり)	
永年日野郡書記として、勤績し其の功勞により、叙位叙勳の恩典に浴せしもの左の如し。			
從八位勳七等	奥村弘道	從八位勳八等	圓城寺隣
正八位勳八等	圓山金藏	從八位勳八等	橋谷義治
正八位勳八等	石倉銀重	正八位勳八等	山田瀧次郎
正八位勳八等	圓山源太	正八位勳八等	百田定太郎
從七位勳八等	大江秀治	勳八等	谷口金治郎

二、稅 務 署

明治廿二年七月收稅部二部出張所を日野郡役所内に置かれたるに始まり、同二十三年三月廳舎新築、
 (二部より寄附)、同二十三年十一月直稅署二部分署間稅署二部分署に改められ、同二十六年十二月二部

收稅署となり、更に二十九年十一月二部稅務署と改稱し、大正十二年三月二部より根雨町大字根雨宿
 に移廳、同年四月根雨稅務署と改稱し、本郡十八ヶ村に關する國稅の事務を執行せしが、大正十三年
 十一月米子稅務署に併合せらる。



二 部 稅 務 署



根 雨 稅 務 署

各稅其他收入濟額調

大正四年度 一二五、一八〇、〇一

第一章 郡 行政

大正五年度 一三二、三七一、七五

二一五五

大正六年度 一五九、三二七、二〇
 大正八年度 二二四、七九六、一二
 大正十年度 三〇一、八三九、四二
 大正十二年度 三二九、九一六、五三

大正七年度 二二七、〇五六、七七
 大正九年度 二四一、七七九、二六
 大正十一年度 三二七、三四二、〇七

歴代稅務署長

門田 延美、宇野志摩造、渡邊 重基、岡崎長一郎、上橋國三郎、山中金太郎、園山源之助
 原 一敬、森本 一郎、福井 益造、坂本 良市、堀安 爲之、藤原 徳雄、和田 恭輔
 岡 覺太、山田 直方、常松政太郎、櫻井金三郎、今田 文市、岡田 勝次

所得稅調查委員

自明治二十六年至明治四十一年

入澤 格治、足羽 章兮、野坂金治郎、近藤雄四郎

自明治四十二年至大正九年

入澤 格治、足羽 章兮、矢吹輝太郎、近藤 房吉、近藤千八郎(大正九年入澤格治死亡ニ付補充)

自大正十年至大正十三年

近藤順一郎、足羽 章兮、矢吹輝太郎、入澤 廉

營業稅調查委員

自明治四十五年至大正四年

近藤千八郎、野坂金治郎、入澤 格治

自大正五年至大正八年

近藤千八郎、近藤 房吉、入澤 格治

自大正九年至大正十年

近藤千八郎、野坂金治郎、柴田多三郎

大正十一年

佐々木槌三郎、近藤房吉、梅田金治郎

大正十二年

近藤 房吉、久代 昇治、深田 金治

相續稅審査委員

明治三十八年任命後ノ者

入澤 格治、野坂金治郎、近藤千八郎、足羽 章兮、矢吹輝太郎、入澤 廉、川上 精祐

三、警 察 署

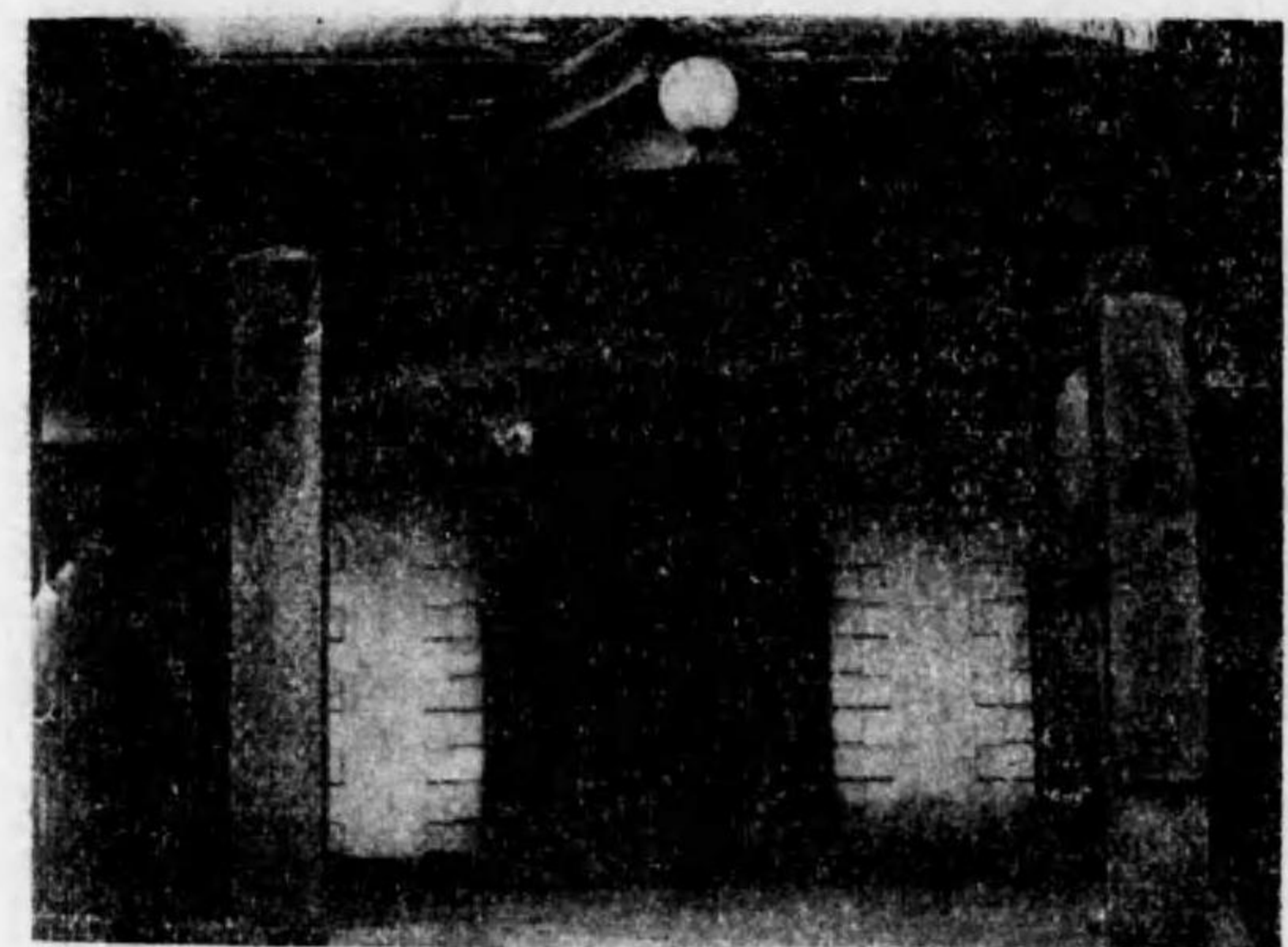
明治十九年以前は、米子警察署根雨分署として日野郡根雨宿に置き、郡内の警察事務を管掌せしが、明治十九年十一月黒坂宿に黒坂警察署を、溝口宿に黒坂警察署溝口分署を置き、此二署によりて警察事務を掌ることとなり、黒坂警察署は本郡の中央部南部の十ヶ村を溝口分署は北部の八ヶ村及び西伯郡大幡、縣の二ヶ村を管し、兩署の間六里十一町を隔つ、巡查駐在所は黒坂署内十二ヶ所、溝口署内十

ヶ所にて併せて二十二ヶ所あり、本警察區に屬する吏員は警部二人、警部補一人、巡查部長二人、内勤二人、特務二人、専務刑事一人、其他一名の刑事は特務より兼ね、外勤二十三人、受持巡查一人につき、黒坂警察區内にては千九百五十八人、溝口分署區内にては千七百七十四人に當る。

(一)、黒坂警察署

明治十九年十一月新廳舎を黒坂宿に建設し、根雨分署を廢して茲に移轉し名稱を黒坂警察署と改む、

根雨分署以來の署長左の如し。



黒坂警察署

任官年月	氏名
明治十五年十一月	警部補 小河 大
同十七年十二月	阿部 十馬
同十八年九月	山本 忠雅
同十八年十一月	齋藤 幸作
同十九年九月	緒方 博照
同十九年十一月	警部 弘瀬 就良
同二十一年六月	荒尾 梁造
同二十二年十一月	西 大次郎
同二十四年二月	永松 瑞枝
同二十四年三月	丹羽 秀實

同二十五年七月	岡本 不二臣	同二十六年六月	伊庭鐵太郎
同二十八年二月	小堀六之助	同三十二年七月	青木 春圭
同三十五年九月	前田幸之丞	同三十九年五月	森 源藏
同四十二年六月	吉田 斧太郎	同四十三年三月	喜多村金吾
大正二年六月	田淵 吉彌	同六年六月	牧 田 亮
同八年九月	生田 英雄	同十年六月	岸本 爲吉
同十一年六月	山根 豐藏	同十三年八月	西山平四郎
同十三年十二月	下田 吉藏		

(二)、溝口警察署

明治十九年二月創設、其の當時に於ては溝口宿民家を借り受け執務したりしが、同三十四年十一月新廳舎建築移轉す歴代の署長左の如し。

任官年月	氏名	任官年月	氏名
明治十九年二月	須佐美虎熊	同十九年十一月	瀧 山 徹
同二十一年十二月	緒方 博照	同二十二年一月	須佐美虎熊
同二十四年二月	伊庭鐵太郎	同二十六年六月	井尻 龜治
同二十八年八月	青木 春圭	同二十九年九月	山本 欣娛
同三十六年十一月	中路誠太郎	同三十九年五月	石井 繁藏

同四十一年五月	喜多村金吾	同四十三年三月	米田富藏
同四十三年十二月	田邊國政	同四十四年三月	田淵吉彌
大正二年六月	安部克巳	大正二年十二月	岩井利男
同三年十一月	牧田亮	同六年六月	吉岡一行
同七年五月	生田英雄	同八年七月	岸本爲吉
同十年六月	西山平四郎	同十二年六月	西川外治
同十三年九月	岩垣新一郎	同十四年二月	桑原正明

大正十二年末

警察

竊盜	三六	通貨偽造行	一	墮胎	二	狩獵法違反	三
詐欺	三五	恐喝	九	強姦未遂	一	鐵道營業法及汽車往來防	四
横領	三五	傷害	七	鐵砲火藥類取締違反	三	其他違反事	四〇
失火	一四	過失致死	七	賭博	四		

四、裁判所

(一)、米子區裁判所溝口出張所

明治二十一年十二月米子治安裁判所溝口出張所として開廳、同二十三年十一月溝口區裁判所と改稱、同二十六年一月假廳舎なる日野郡溝口村大字溝口八十七番地山田瀧次郎宅に移轉、同年四月廳舎模樣替建増工事落成につき新廳舎に移轉す、同二十七年六月溝口區裁判所根雨出張所同二十九年十一月溝

口區裁判所矢戸出張所何れも開廳、同三十五年九月より裁判事務は米子區裁判所に於て取扱ふこととなり、大正二年四月溝口區裁判所廢止米子區裁判所の管轄に屬し、米子區裁判所溝口出張所と稱せらる。

裁判事務取扱當時の判事左の如し。

自明治二十六年三月至同三十一年十一月
自明治三十一年十一月至同三十五年九月
裁判事務閉鎖後に於ける書記の更迭は左の如し。

關屋政治
岡村迪

任官年月 氏名

明治三十二年十月	湖濱竹藏
明治三十五年十一月	山本武一
明治三十七年三月	吉田亮
明治三十八年十一月	栗木薰
明治四十年十二月	小松幾松
大正六年八月	森田保
大正七年十一月	稻田廣由
大正十一年七月	生田良治
大正十三年六月	伊藤勘太郎



米子區裁判所溝口出張所

(二)、米子區裁判所根雨出張所

當出張所は溝口區裁判所根雨出張所と稱し、明治二十七年六月鳥取縣日野郡根雨村大字根雨宿六百九番地民有家屋を借受け廳舎に充用し廳務を執りしが、明治三十五年一月舊廳所有主の請願により同宿百二十九番地民有地廳舎に移轉、次で明治四十一年近藤喜兵衛に於て同町二百十一番地に改築せられたる新廳舎に移轉し現今に及べり、開廳以來の主任書記左の如し。

任官年月	氏 名	任官年月	氏 名
明治二十七年六月	鳥 飼 龔 藏	明治二十九年十月	内藤隣之丞
明治三十一年六月	山 本 武 一	明治三十二年十二月	谷野菊太郎
明治三十二年六月	矢田貝 常三郎	明治三十五年四月	野坂忠三郎
明治三十六年十二月	橋 尾 德 藏	明治三十八年二月	内藤萬三郎
大正六年七月	堀井増太郎	大正七年三月	生田良治
大正九年五月	稻 田 廣 由		

(三)、米子區裁判所黒坂出張所

明治二十一年十月米子治安裁判所黒坂出張所として開廳、同二十三年溝口區裁判所黒坂出張所と改稱す、同二十九年十一月溝口區裁判所矢戸出張所新設につき、當所管廳の一部を割き矢戸出張所に移管す、大正二年四月法律第八號を以て溝口區裁判所廢止せられたるを以て米子區裁判所の管轄となる、開廳以來の書記左の如し。

任官年月	氏 名	任官年月	氏 名
明治二十一年十月	内藤隣之丞	同二十七年九月	石橋長助
同二十九年十月	池田圓提	同三十年七月	谷 口 隆
同三十一年四月	山下貞男	同三十二年四月	矢田貝 常三郎
同年六月	内藤萬三郎	同	都田芳太郎
同年十一月	堀井増太郎	同三十三年七月	横木辰五郎
同三十七年三月	田 中 成 幹	同三十八年五月	横木辰五郎
同三十八年十月	小松熊勝	同四十一年八月	長谷川 安次郎
同四十三年三月	池田圓提	大正二年五月	坂 本 道 隆
同四年四月	森本喜太郎	同六年八月	小林廣藏
同八年六月	和田定藏	同十年六月	濱崎惠壽
同年九月	安井健治	同十一年六月	小林新三
同十三年六月	生田良治		

(四)、米子區裁判所矢戸出張所

當出張所は明治二十九年十一月溝口區裁判所矢戸出張所と稱し、日野上村大字矢戸村字上神田田川萬五郎所有居宅を廳舎に充て事務を開始せしが、同建物は民家の構造にして執務上不便なるより、明治四十三年大字矢戸村有志相謀り地を大字矢戸村字名土家の前に卜し、執務に便なる廳舎を新築し、同年十一月移轉す、大正二年四月米子區裁判所矢戸出張所と改稱今日に及べり。

開應以來の主任書記左の如し。

任官年月	氏名	任官年月	氏名
明治二十九年十月	内藤萬三郎	同年同月	谷岡喜久藏
同三十年四月	田中親	同三十二年六月	荒木乙五郎
同三十三年四月	長谷川安次郎	同年同月	田中静一郎
同三十五年三月	安田義雅	同四十一年八月	堀井増太郎
同四十二年四月	吉田信雄	大正二年九月	山田長太郎
同六年七月	内藤萬三郎	同十年十一月	堀井増太郎
同十一年六月	片山藤吉		

五、江尾煙草取扱所

明治三十年七月敷地購入、同三十一年三月廳舎新築開所す、其の當時に於ては米子專賣所より常時係員出張事務を執るの傍ら、江尾宿を根據として近傍耕作地の取締を爲し來りしが、其の後毎年十二月一月、三月の収納季にのみ出張開所することとなり、平時は監守人を置き之が管理の任に當らしめ居れり。

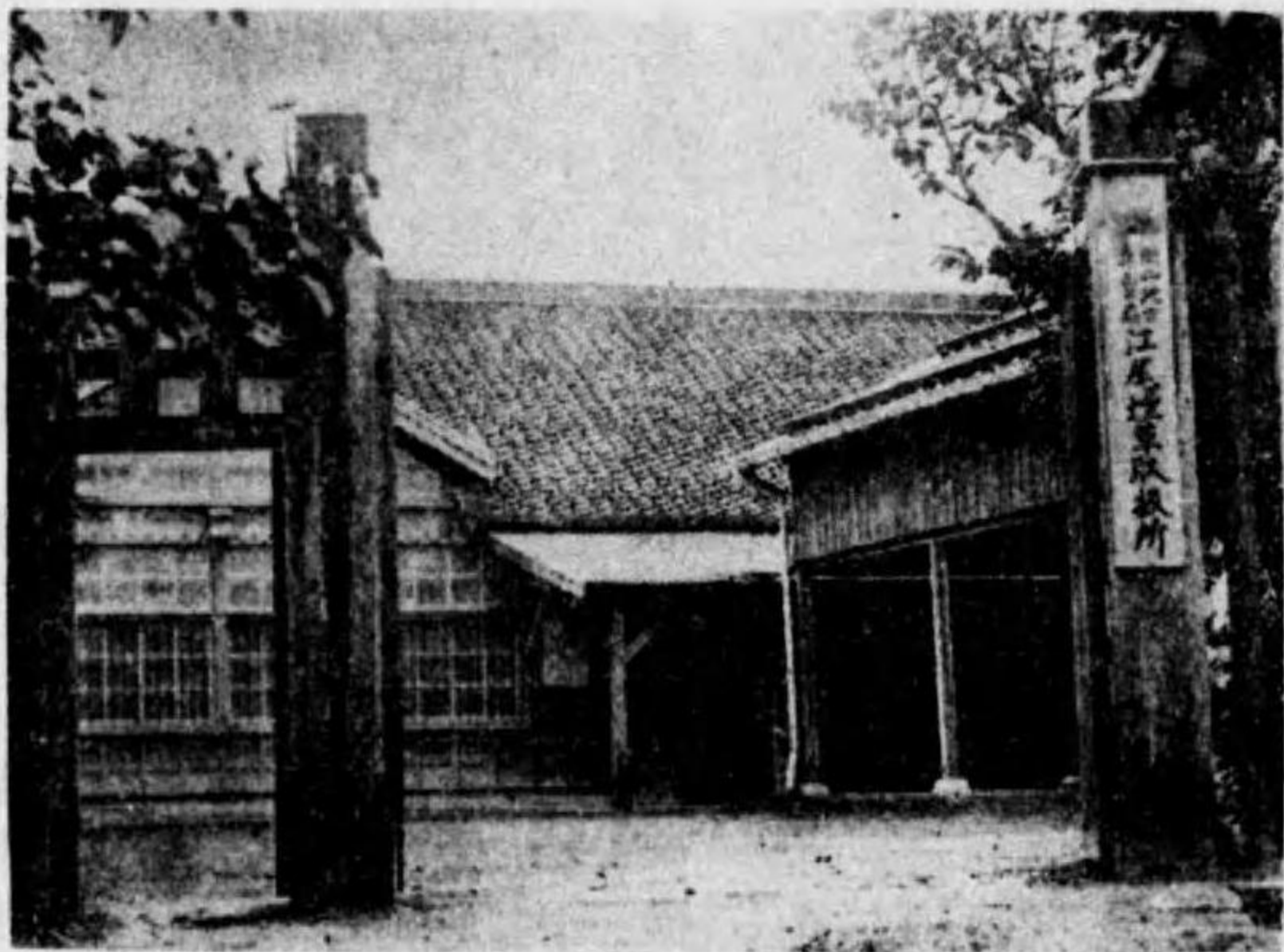
江尾収納所に於ける収納状況は左の如し。

年 度	耕作人員	反 別 量 目	賠 償 金	一貫 賠 償 金	一反 賠 償 金	一反 賠 償 金	一 賠 償 金	
明治四十一年	六二	114,000 ^丁	4,610,500 ^圓	3,150,610 ^圓	793 ^圓	3,700 ^圓	25,975 ^圓	5,625 ^圓
大正十三年	六三	131,153	6,937,700 ^圓	1,965,350 ^圓	1,964 ^圓	4,700 ^圓	91,125 ^圓	1,675 ^圓

歴代所長官の職名及び氏名を掲ぐれば左の如し。

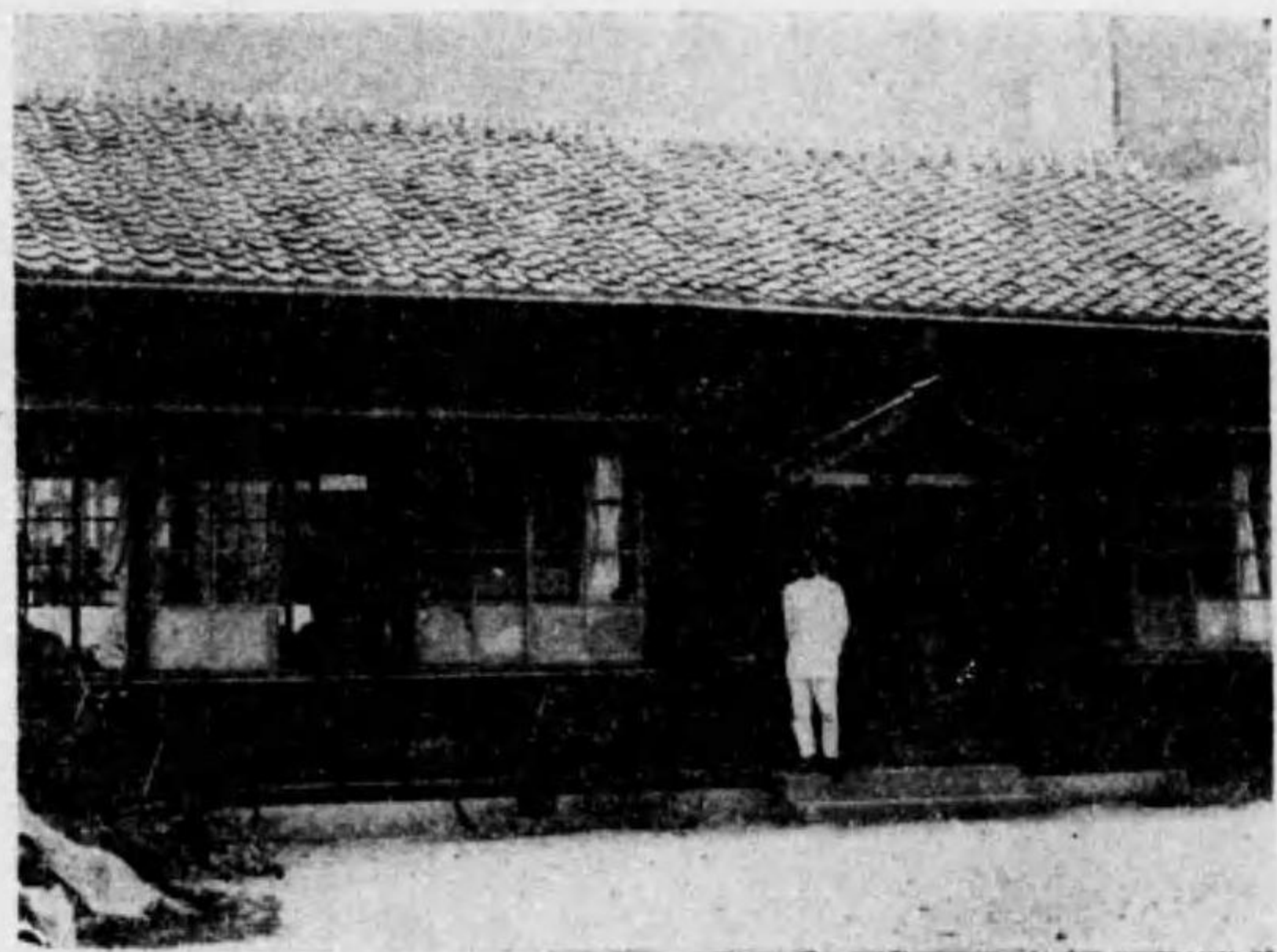
米子葉煙草專賣所長	專賣局事務官	佐藤 啓行
米子專賣支局長	同	平野 捨三
米子葉煙草收納所長	同	栗川 清夫
高粱煙草收納所米子出張所長	專賣局主事	竹村 戟
專賣局高粱收納所米子出張所長	同	同
同	專賣局書記	植木 誠心
同	同	桑波田景美
高粱專賣支局米子出張所長	專賣局主事補	末松 茂
同	同	後藤 正基
岡山專賣支局米子出張所長	專賣局參事補	樋口 純吉
同	同	植木 廉
同	同	芝井 富藏
岡山地方專賣支局米子出張所長	專賣局參事補	柳田 耕作
同	同	内田金太郎
岡山地方專賣局米子出張所長	專賣局副參事	佐藤 圭三
同	同	齋藤恒一郎

江尾煙草取扱所



六、根雨土木工營所

從來鳥取縣下に於ける土木工營所は、鳥取市、八頭郡郡家、東伯郡倉吉町、及び西伯郡米子町の四箇所なりしが、大正八年五月日野郡根雨町に設置せられたり、創設の當時は適當なる廳舎なきが爲めに



根雨土木工營所

民家又は近藤工場の一部或は郡役所の二階等を借り受け事務を執り來りしが、大正十三年十二月郡役所敷地内に廳舎建築移轉せり、創設當時の主任技手は牧本彌にして、其後山本龜太郎植田貞六を經現任井澤邦太郎に及び、事業の重なるものは、大正七年九月の水災破損に係る百四拾七箇所の復舊工事(工費拾參萬圓)、同十年に於ける復舊箇所六拾八箇所(工費四萬五千圓)、同十二年三百四拾箇所(工費五拾五萬圓)、及び根雨、江尾、溝口、黒坂、生山停車場道路開通工事等にして、本工營所設置せられし以來本郡に於ける縣土木工事の進捗頗る敏速にして、郡民は多大の利便と福利に歡喜しつゝあり。

創立以來の主任技手左の如し。

任官年月	氏名
大正八年五月	牧本 彌
大正九年十月	山本 龜太郎

大正十一年三月

植田 貞六

大正十二年三月

井澤 邦太郎

附 録

現在村名并に其の命名年月を示せば左の如し。

- 二部村 大正十年十二月二部村野上村を合併し二部村とす
- 旭 村 明治二十二年十月町村制實施の際
- 溝口村 大正三年二月溝口村、金岩村、榮村を合併し溝口村とす
- 八郷村 明治四十五年一月日吉村、吉壽村を合併し八郷村とす
- 日光村 大正七年四月米原村、金澤村を合併し日光村とす
- 米澤村 明治二十二年十月町村制實施の際
- 江尾村 明治二十二年十月町村制實施の際
- 神奈川村 明治二十二年十月町村制實施の際
- 根雨町 大正二年十月根雨村、眞住村を合併し根雨町とす
- 日野村 大正二年九月安井村、渡村を合併し日野村とす
- 黒坂村 大正二年十月黒坂村、菅福村を合併し黒坂村とす
- 石見村 大正元年十二月石見村、福成村を合併し石見村とす
- 福榮村 明治二十二年十月町村制實施の際
- 日野上村 大正十年十二月宮内村、霞村を合併し日野上村とす

第一章 郡 行 政

多里村 明治二十二年十月町村制実施の際
山上村 明治二十二年十月町村制実施の際
阿毘縁村 明治二十二年十月町村制実施の際
大宮村 大正六年十二月印賀村・菅澤村を合併し大宮村とす

第二章 兵 事

第一章 郡 行 政

二六八

多里村	明治二十二年十月町制實施の際
山上村	明治二十二年十月町制實施の際
阿毘縁村	明治二十二年十月町制實施の際
大宮村	大正六年十二月印賀村・菅澤村を合併し大宮村とす

第二章 兵 事

一、兵 役

明治四年七月廢藩置縣の大改革あるや、同年八月鎮臺を置き、明治五年十一月二十八日徵兵令發布となり、兵役は全國民の義務とし、全國皆兵の制を實行せり、然るに此時大政官の告諭文中血税の文字あるを見て、生ながら血液を絞る取らるゝかとの疑を生じ、新政府に對する不平の徒の之を煽動するありて、全國各處に暴動起りたるが、明治六年六月出雲伯耆の各郡に於ても互に相煽動して暴動を起し、中には傍近鎮臺兵を發して鎮壓せしめたるものすらありと云ふ、斯く一時紛擾を來したるも、此新制は士族の常職を奪ひ、萬民同等の主義を實現したるものにして、戸主官吏嗣子承祖の孫獨子獨孫及父兄に代り家を治むる者等は、何人にも代人料金二百七十圓を納むれば兵役を免れしめたるを以て、富人官吏家を治むるもの、又は將來治むべき者は除外せられ、中には徵兵を忌避せんが爲に、一時他人の養嗣子となるもの頻發するの傾向を生ぜり、自然兵役は國民中の貧困者の負擔すべき偏務的の性質を帯びたり、後明治十六年には舊制の改正ありしも、尙全國皆兵の主義に合はざる所ありて、多少の改正を加へて、兵役は國民の義務なるのみならず、國民の權利なりとし、以て全國皆兵主義の確立したるもの則ち現行の制なり、之に於てか従前兵役を以て世襲とせし士族の階級は、全く無用の長物となれり、其の兵制改革の當初士族の多數は、之を冷笑し、農工商の徒を驅りて兵馬の巷に立たしむるも其任に堪へざるならんとて之を輕侮し、世人も亦之を危みたり、然るに明治七年佐賀

の亂、明治九年十年の變亂に當り、叛徒等數萬の貔貅は之れ兵戰に長じたりと目せらる、士族を驅り一舉して海内を併合せんとせしも、何れも皆民兵より成立せる鎮臺兵の爲に打破られ、彼等士族が武權上に於ける地位に止めを刺したるなり、實に明治五年十一月二十八日發布の徵兵令を第一歩として以後我國兵制上の改革は實に封健の餘力を絶滅せしめ、士族の勢力を絶ち、國民平等の基礎を固めたり、此の時以後に於ても、尙ほ徵兵忌避の念厚く、神佛の加護によりて兵役を免がれんとするの風繼續したりしが、近時國民の自覺と共に漸次薄らぎつゝあるは、喜ぶべき現象なりとす。

二、陸海軍管區

陸軍にありては、明治四年八月四鎮臺(東京、大阪、熊本、仙臺)を置かれ、其後六鎮臺となり東京、大阪、仙臺、熊本、名古屋、廣島を其衛戍地と定めらる。日野郡は大阪鎮臺に屬せしが、明治十四年陸軍省達甲第七號を以て後備軍司令部條例を發布せられ、全國を六軍管とし、更に之を十四師管に分ち第十師管の管區は播磨、淡路、但馬、丹波、丹後、因幡、伯耆、隱岐及美作の九ヶ國と定められ、明治十六年六月二十六日陸軍省達甲第二十二號を以て、後備軍司令部條例改正の追加せられ、縣駐在を姫路、鳥取、隱岐及岡山に置かる。明治二十一年軍管の名を改めて師管とす、鎮臺を廢して師團司令部とす、同年五月十四日勅令第二十九號を以て大隊區司令部條例發布、岡山大隊區司令部を設置、管區は岡山縣、鳥取縣の二區二十四郡にして、第四師管第八旅管に屬せらる、同年五月十七日區内を岡山、津山、倉吉の三監區に區分し、其監視區域は左の如く定めらる。

倉吉監視區 河村、久米、八橋、汗入、會見、日野の六郡

明治二十九年三月二十六日勅令により、四月一日岡山大隊區司令部を廢し、岡山聯隊區司令部を設置し、第十師管に屬せらる。

明治三十一年三月五日鳥取聯隊區制定、四月一日より實施(日野郡を含む)十師管に屬す。

明治四十年九月十七日陸軍管區表改正、日野郡は第十七師團松江聯隊區へ屬せらる。

大正十四年四月再び第十師團の管下に屬せり。

海軍にありては初め舞鶴鎮守府の管區に屬せしが、現時は吳鎮守府の管區に屬す。

大正十二年現在兵籍者左の如し。

種別	現役兵	補充兵	第一國民兵	第二國民兵
陸軍	一二一	一、一四四	一、三六四	一五五
海軍	四二	一九	—	—

三、戰病死軍人

本郡出身軍人にして、戊辰戰役以來名譽の戰病死を遂げたる軍人名を擧ぐれば左の如し。

戰病死年月日	兵科官等級	氏名	本籍	戰病死年月日	兵科官等級	氏名	本籍
明治元年	因幡砲隊長	足羽篤之助	二部村	同	步兵	伍長	大岩 島藏 米澤村
同 四月二十二日	陸軍歩兵	浦部 權八	同	同 三月二十日	看 護	手松本作次郎	二部村
同 六月二十二日	同	上田卯三郎	黒坂村	同 十一月廿四日	步兵上等兵	安達松三郎	同
同 三月十五日	同	清水 牧太	日光村	同 五月二日	步兵一等卒	遠藤鹿太郎	二部村
同 四月八日	同	佐々木 平四郎	多里村	同 八月十日	輜重輪卒	權代萬太郎	溝口村
同年月日不詳	大阪鎮臺九州に於て戰死	—	—	同 六月十八日	—	—	—

同三年八月	步兵一等卒	森田重太郎	旭村	明治三十七年	輜重輪卒	增原由太郎	同
同三年五月	同	阿部繁太郎	同	不詳	步兵一等卒	中曾忠太郎	同
明治三十七年五月	同	森田良市	同	明治十年	砲兵一等卒	絹谷勘藏	同
同三十八年十二月	同	筒井茂一郎	米澤村	大正五年	工兵特務曹長	船越瀧治	二部村
同三十八年五月	同	林延太郎	同	大正七年	步兵曹長	青戸喜一	山上村
同三十七年六月十五日	輜重輪卒	大岩龜五郎	同	大正八年	一等獸醫	新見常治郎	日光村
不詳	步兵上等兵	大垣信次郎	同	大正九年	步兵二等卒	野村知二	根雨町
明治三十七年八月三十日	同	下垣信次郎	同	不詳	同	同	同
不詳	同	菅立喜三郎	日野上村	同	同	同	同

四、叙勳者及銀盃感狀褒章受領者

一、明治二十七八年戰功叙勳者

旭八	安藤仲太郎	清水光藏	中村松太郎	木島信太郎	森下清次郎	深田榮治郎
瑞八	長田吉太郎	桑原長次郎	山浦淺治郎	森田重太郎	山中重太郎	松岡久太郎
	古川辨次郎	若林藤太郎	西村定次郎			

二、明治三十三年清國事變戰功叙勳者

旭八 青戸近太郎

三、明治三十七八年戰功叙勳者

功七旭七 砂原榮太郎

二部村

功七旭八 安達熊一郎

安達熊一郎

旭七	竹田幸三郎	遠藤格五					
旭八	門田鹿太郎	樋口吉之助	澤田桑次郎	中田藤市	安達林次郎	南波文次郎	
	福山政一郎	大田專太郎	安達龜太郎	神庭邦治	高橋麻市	谷口馬造	
	永井藤太	安江章	浦部英太	酒井定次郎	大飯虎次郎	樋口仲	
	生田貞次郎	影山幸四郎	野田房次郎	松尾重太郎	富田嘉太郎	樋口爲市	
	細田米三郎						
瑞八	安達實三郎	中田虎治郎	泉原茂知	西村國光	舟越長市	渡邊濱重	
	中田平太	長尾高三郎					
	旭村	旭村					
功七旭七	森田重太郎						
功七旭八	森岡平一郎						
旭七	山中重太郎	長田信市	中村善一郎	加藤爲治郎	遠藤鹿三郎	木村長市	
旭八	脇坂榮太	森田良市	阿部繁太郎	石原房次郎	角田虎藏		
瑞八	橋本文市	森谷文太郎	瀨尾喜十郎	石原房次郎	角田虎藏		
	溝口村						
功七旭八	戸田俊録	橋谷孫市					
旭七	香田稻美	田中竹次郎	下村寛治	川上忠三郎	遠藤唯太郎	山岡文一	
旭八	宗政藤吉	遠藤重治	入江通治	下村信一郎	井上林太郎	加門榮太郎	
	松本長重	足立重三郎	香田元太郎	下村信一郎	井上林太郎	加門榮太郎	

瑞 八 中曾仙太郎 渡邊英治 圓山作藏 後藤幸治 井上梅治 松本平藏
 權代政四郎 橋谷藤藏 山岡隆治 大江房治
 中曾善治 白川善重 景山宗吉 川上茂一 田淵竹五郎 山岡林一郎
 木嶋百太郎 森田長四郎 岡田林太郎 清水重治郎 大江武治 船越宗一

八 郷 村

功七旭七 野口林次郎 仲田榮治郎
 功七旭八 田原乙松 西郷精三
 旭 七 安藤仲太郎
 旭 八 村上忠三郎 内田猪四郎 坂口林太郎 安田長治郎 岡田秀重 下村市太郎
 神庭富三郎 小原政太郎 林原爲次郎 渡邊正保 森田勝太郎 中島延重
 仲田萬太郎 下村彌太郎 野口富三郎 西村辰藏 野口喜治郎 清水幾次郎
 安藤繫太郎 井上梅松
 後藤豊吉 下村房吉 西郷敏治 松原節之輔 石差源治 乘本直太郎
 野坂爲四郎 伊藤龜次郎 井上長次郎 林原瀧次郎 佐賀龜吉 岩田熊三郎
 清水甚藏 小谷文藏 小司幸一郎
 日光村
 功六旭八 松本榮三郎 清水平市
 功七旭八 建井儀三郎 清水平市
 旭 七 清水政次郎
 旭 八 清水慶重 清水槌太 清水集治 本庄眞太郎 田中吉重 妹尾平市郎

松原吉太郎 千藤儀三郎 新見福重 景山藤三郎 遠藤金治郎 田中龜太郎
 遠藤作藏 清水伊作 木村信市 松原幸三郎 木村熊重 田村兵重
 林原甚太郎 遠藤隆次郎
 瑞 八 砂口松重 松原萬藏 林原萬藏 中村久太郎 安田繁太郎 新見貞治

米 澤 村

功七旭八 下垣朝治 大岩龜四郎 下垣信次郎 筒井茂一郎
 旭 七 大森馬次郎 清水光藏 片山重市
 旭 八 岡田甚四郎 川上米市 片山辰次 川上房市 筒井市太郎 小椋慶次郎
 森田治一郎 末次久太郎 長谷川五郎 川上豐重 末次重四郎 川上松三郎
 岡本爲次郎 森田文治郎 末次作重
 瑞 八 末次安藏 末次彌一郎 長岡高次郎 大澤松太郎 筒井福藏 後 常次郎
 梅田直市 景山虎市 清水伊平 加藤藤重 森田平太郎

江 尾 村

功七旭八 谷口清市 福田龜重 德岡馬太郎 加藤藤重 米田次市 川上新藏
 旭 八 田中又次郎 下村榮重 德岡龜次郎 加藤藤重 川上元次郎 川上元次郎 下村薰次郎
 藤原爲次郎 谷口豐市 谷口喜重 德岡馬太郎 川上喜一郎 仲田啓次郎
 篠田松次郎 篠田豊治 門脇福治郎 川上喜一郎
 瑞 七 手島義一
 瑞 八 吉川傳太郎 川端佐藏 木村喜代松 福田千八 別所熊藏 川上 潔
 松本尙治 森下房次

第二章 兵 事

神奈川村

功七旭八	影山熊三郎	影山藤吉	門田重市
旭七	佐々木愛三郎	木島信太郎	
旭八	加持谷儀一郎	久木譽治	井上豊治
	藤原直太郎	福岡清市	下原千太郎
	藤原馬太郎		山岡傳藏
瑞八	宮本清重	三輪義作	加藤忠吉
			藤原春市
功七旭七	松田友次郎	長尾勝平	遠藤壽一郎
功七旭八	安達虎藏	井澤茂三郎	松本瀧男
旭七	佐伯熊次郎	若林藤太郎	田貝幸三郎
旭八	吉田鹿太郎	鷺見鐵太郎	内藤森藏
	高田萬太郎	柴田治太郎	鷺見幸太郎
	若本鐵藏	長谷川庄作	松本福太郎
	生田利太郎	松本彌十郎	若林利太郎
	平岡唯一郎	吉村利太郎	梅林福次郎
瑞八	吉村文次郎	清水政治郎	田中留治
			近藤幾藏
功七旭八	宮田恒一	瀬田吉三郎	遠藤福松
旭七	藤原長市		
			藤川百太郎
			草瀬喜一郎

旭八	音田忠三郎	小谷大三郎	森熊一郎	音田乙次郎	杉原石太郎	坂本萬一郎
	三好益一郎	音田義一郎	入江藤重	佐々木金藏	金田繁次郎	山田廣治
	佐々木松次郎	渡邊龜重	佐々木久太郎	生田喜平	宮田幸三郎	宮田駒次郎
瑞八	川上太吉	遠藤喜一郎	川上重三郎			
	外山竹治郎	佐々木喜太郎	加藤信市	生田平太	高田新藏	佐々木茂三郎
	生田熊市	田中喜市	山田伊三郎	石田乙次郎	山田米吉	田貝善左衛門
	小谷豊次郎	中原佐造				

黒坂村

旭六	稻田清淳		生田林藏	遠藤治太郎	奥村常市	谷口金三郎
功七旭七	山形金治郎		秋葉辰三郎	横田米藏	景山豊重	齊藤禮太郎
功七旭八	生田増一郎	矢田貝誠保	大森周一	梅林嘉一	飯島麻治郎	頭本英治
旭七	梅林勝太郎		柴田房市	梅林仲藏	小谷知一郎	岡本保五郎
旭八	森山房太郎	稻田裕	池田照治	長尾芳太郎	安達岩太郎	山形熊太郎
	長尾國市	梅林作太郎	安達忠太郎	生田勇三郎	清水嘉一郎	
	安達猪三郎	太田長太郎				
	稻田喜一郎	谷口次郎				
	柴田八壽郎	生田益太郎				
瑞八	中村八郎	水谷榮市				

石見村

功六旭七 向原喜市郎

功七旭七 瀧田傳三郎 廣瀬松太郎
 功七旭八 瀧田茂三郎
 旭七 石倉徳治 中村松太郎
 旭八 津田米重 櫃田猪重 住田要三郎 山形茂一郎 木山與太郎 村上慶一郎
 手島由藏 廣瀬善太郎 小谷政治郎 小林民藏 横原市次郎 中村熊次郎
 伊田乙次郎 田邊千代吉 矢田貝源次郎 宇田萬三郎 佐伯清太郎 中田金五郎
 福田源次郎 秋葉雄藏 小谷金次郎 藤定善太郎 久代平重 荒木林太郎
 櫃田信治郎 太田要三郎 伊田常太郎 小谷芳藏 嶋川與吉
 瑞八 矢田貝房一郎 森田久太郎 藤定又一 小林恒治郎 櫃田榮市 清水善一

功七旭八 大熊乙市
 旭七 花倉友市 田邊長壽郎
 旭八 增田源太郎 大山霞福市 名越傳次郎 青木四郎一 中村榮太郎 青木勝太郎
 山中利一郎 伊田嘉治郎 田中邦藏 山岡大三郎 塔内幾太 角田猪之助
 竹本常太郎 榑木千次郎 增田伊七郎 佐伯利藏
 瑞七 青木廣太郎
 瑞八 山崎卯市 田邊市太郎 山本義八 石津福太郎 石塔伊太郎 長谷川伊太郎
 長谷川政吉 竹本圓太郎 新田治三郎 福田元市 增原雄一

功七旭七 井川喜八郎
 日野上村

功七旭八 前田幸太郎 和田清藏 和田榮三郎 船岡喜三郎 井下原豊吉 芝戸喜三郎
 桑原長次郎
 旭八 大島鶴太郎 船越要三郎 久城平一郎 原松太郎 大島善太郎 戸川爲次郎
 青砥兵太郎 赤木甚作 渡邊榮三郎 中島勝太郎 戸川長四郎 飛田八十八
 河田要三郎 新貞次郎 田邊吉太郎 原春太 田邊晋一郎 廣川要吉
 瑞八 富田茂美 伊田宗一 後藤仲市 赤木吉四郎 和田千藏 久城傳市
 增原榮次郎 曆利慶一郎 生田喜一郎 青砥長治 吉浦大達 松本重三郎

大宮村
 功七旭七 青戸近太郎
 功七旭八 古都安太郎 河村芳三郎 矢吹半三郎
 旭七 岡崎長藏
 旭八 佐藤茂三郎 佐藤長市 白根利吉 西村文一 青戸兼藏 佐藤平治郎
 段塚柳次郎 福田善作 田淵喜代藏 白根豊治 白根芳太郎 絹谷文太郎
 矢吹清三郎

山上村
 瑞八 古田文治 田邊熊次郎 古都榮一郎 古田定次郎 戸崎清太郎
 功六旭七 新出洪範
 功七旭七 坪倉仙藏 高橋長一 山城繁壽
 功七旭八 伊田雄三郎 木山房藏 木山周治
 旭七 青砥麻治 藤原音次郎

第二章 兵 事

右叙勳者中船岡喜三郎ハ、三十七八年戰役遼陽攻撃の際、野津第四軍司令官より左の感状を受領せり

感 状

歩兵第四十聯隊第三中隊

陸軍歩兵一等卒 船 岡 喜 三 郎

遼陽攻撃ノ際八月三十日歩兵第四十聯隊ノ早飯屯南方高地ヲ攻撃スルヤ第三中隊ハ「ウイジャゴウ」東南塔地ニ達シ猛烈ナル敵火ノ下漸ク彈藥ノ闕乏ヲ告ケ其狀況頗ル切迫ス時ニ中隊長ハ其狀況ヲ大隊長ニ報告シ彈藥ノ補充ヲ爲サントシ一等卒ニ此ノ任務ヲ命ス一等卒ハ奮然起テ其ノ任ニ服シ復命ノ途敵彈ノ爲ニ重傷ヲ受クルモ屈セズ近ク中隊ニ進ミ大聲補充彈藥ノ到來ヲ連呼シ終ニ斃ル然レトモ一等卒ノ此ノ報告ハ大ニ中隊ノ志氣ヲ振起シ中隊ヲシテ其位置ヲ保持スルニ與テ大ニ功アリトス其ノ動作壯烈其ノ功顯著ナリトス仍テ茲ニ感状ヲ附與ス

明治三十七年九月二十日

第四軍司令官伯爵 野 津 道 貫 花押

明治二十一年四月防海の事業を賛成し愛國の衷情を表陳せられし廉を以て左の如く表彰せらる

日本帝國褒章之記

鳥取縣士族 近 藤 喜 八 郎

愛國ノ衷情ヲ表陳シ防海ノ事業ヲ賛成シ金壹千圓獻納ス依テ明治二十年五月二十三日勅定ノ銀製黃綬褒章ヲ賜ヒ茲ニ之ヲ表彰ス
明治二十一年四月九日

奉 勅



賞勳局總裁從三位勳二等伯爵 柳 原 前 光
賞勳局總裁從三位勳二等子爵 大 給 恒

此證ヲ勘査シ第三百十六號ヲ以テ銀製黃綬褒章簿冊ニ登記ス

第三百十六號

賞勳局書記官正五位勳五等 平 井 希 昌
賞勳局書記官從五位勳四等 横 田 香 苗

第三章
教
育

第三章 教 育

第一節 初等教育

一、小學校沿革 維新前にありては學校の制度なく、學に志すものは村内の篤學者に就きて學ぶを常とせしが、其間寺小屋なるものありて個別教授をなし來れり。寺小屋は主として平民即ち農商の子弟を教育し、之れが設立者の大部分は浪人及び民間の志士にして、神官僧侶及び儒者醫師等なりき。當時教授せし學科目は習字讀書算術にして、習字は學科目中の中心科目に屬し、いろは、數字、名頭郡村名、國名、商賣往來等、讀書科に於ては大和往來、天神教、實語教、童子教、起證文、熊谷送狀、經盛返狀、辨慶狀、腰越狀、風月往來、諸職人往來、消息往來、御成敗式目、庭訓往來の類、算術科に於ては間々四則を教へたるに過ぎず。教育令發布以前に於ける我國の普通教育は全く寺子屋の手に依つて行はれたるものなり。

王政維新の後政府は最も意を教育に用ひ、明治二年早く府縣に令して小學校を設くることを以てし、東京府をして中、小學校取調御用掛を選定せしめたり、是れ實に小學校設置の端緒にして、次で樞要の都府に小學校の設置を見るに至り、明治三年二月小學規則なるもの定められ、八歳にして小學校に入り普通學を修むることとなり、明治五年の學制頒布に依て全く其の基礎を築かる。爾來數度の學令の改廢を經、小學教育は駸々として進歩し、今日に於ては我國各種教育中最も發達したるものと稱せら

るゝに至れり。

維新前に於ける我國の教育は武士にありては修身と文學、其の他の階級にありては簡易なる讀書算術に限られたりしが、明治五年の學制に於て課程の範圍大に擴張せらる。下等小學と高等小學の二つに分たれ。下等小學に於ては綴字、習字、單語、會話、讀本、修身、書讀、文法、算術、養生法、地學大意、理學大意、體操、唱歌の十四科目を設け、上等小學に於ては下等小學の十四科目の上に尙史學大意、幾何學大意、博物大意、化學大意、外國語學の一つ二つ、記簿法、畫學、天文學を加へ學ばしむることゝなれり。然るに急激なる變化なりしが爲に、之に要する教師及び教科書の不備を感じ、明治十三年に至りて以上各種學科の内にて文法、外國語、簿記、天文學等を除き、學科も細分せず、合併簡單ならしめたり。

其の後十九年の小學校令、二十三年及び三十三年の改正を経て、尋常小學校の教科目を修身、國語、算術、體操とし、土地の狀況に依つて、圖畫、唱歌、手工の一科目又は數科目を加へ、女子の爲には裁縫を加ふることゝなれり。高等小學校に於ては以上の教科目以外に、日本歴史、地理、理科、手工、業、商業、英語等を必須科若くは隨意科とせり、四十一年に至り義務年限を延長して六年制となりしを以て、日本歴史、地理、理科等の教科をも尋常科に於て教授することゝなり以て今日に及べり。

日野郡に於ては明治六年の春鳥取縣廳より學校係伊吹市太郎巡回、各學區を定め假教員を置き開校式舉行せり、當時の學區左の如し。

第一番學區 溝口宿(本校)、谷川村、長山村、大江村、上野村、宮原村。金屋谷村(分校)、岩立

村。添谷村(分校)、大内村、福兼村。大倉村(分校)、富江村。庄村(分校)、古市村、中祖村、宇代村、父原村。根雨原村(分校)、柿原村、白水村。大坂村(分校)。

第二番學區 久古村(本校)、口別所村、番原村、眞野村。清原村(分校)。丸山村(分校)、小林村、大原村、須村。

第三番學區 江尾宿(本校)、小江尾村、宮市村、久連村、佐川村。貝田村(分校)。美用村(分校)、杉谷村。御机村(分校)。下蚊屋村(分校)、助澤村。吉原村(分校)、大河原村、大瀧村、栃原村。

第四番學區 洲河崎村(本校)、下安井村。武庫村(分校)、貝原村。俣野村(分校)。

第五番學區 根雨宿(本校)、三谷村、高尾村、金持村(分校)。板井原宿(分校)。濁谷村(分校)、秋繩村、三土村、門谷村。

第六番學區 本郷村(本校)、下榎村、安原村。野田村(分校)、舟場村、津地村。榎市村(分校)、奥別所村、小原村。

第七番學區 二部宿(本校)、福島村、福吉村、船越村、三部村、畑池村。福居村(分校)、燒杉村。福岡村(分校)。

第八番學區 黒坂宿(本校)、小河内村。下黒坂村(分校)。中畑村(分校)、下菅村。上菅村(分校)。福長村(分校)。久住村(分校)。

第九番學區 印賀宿(本校)、寶谷村。折渡村(分校)。菅澤村(分校)。

第十番學區 下阿毘緣村(本校)。阿毘緣村(分校)。同村の内元大菅村(分校)。